

2011

授業内容一覧

Syllabus

鹿児島大学法科大学院

鹿児島大学大学院
司法政策研究科法曹実務専攻

1年 前期

目 次

1年 後期

I 1年次

I - 1	前 期.....	4
I - 2	後 期.....	30

2年 前期

II 2年次

II - 1	前 期.....	64
II - 2	後 期.....	86
II - 3	集中講義.....	124

2年 後期

III 3年次

III - 1	前 期.....	134
III - 2	後 期.....	172
III - 3	集中講義.....	190

3年 前期

3年 後期

3年 集中
講義

1 年

I. 1年次目次

I - 1. 前期

憲法A
民法A
民法B
民事訴訟法A
刑法B
刑事訴訟法A
法情報論
法理学
司法政策論

小栗 實	4
村山 洋介	8
村山 洋介	10
齋藤 善人	12
南 由介	14
中島 宏	16
米田 憲市	20
石川 英昭	24
米田 憲市	26

I - 2. 後期

憲法B
行政法A
民法C
民法D
民法E
商法A
民事訴訟法B
刑法A
刑事訴訟法B
法社会学
政治学
政治史

小栗 實	30
土居 正典	32
村山 洋介	34
村山 洋介	36
緒方 直人	38
志田 惣一	42
齋藤 善人	44
南 由介	46
中島 宏	48
米田 憲市	52
木村 朗	54
日暮 吉延	56

1年 前期

1年 前期

1. 授業の目標

主に未修の1年生対象を主眼において、前期に憲法Aを、後期に憲法Bを実施する。憲法Aは、人権総論、精神的自由を主に扱い、憲法Bは、経済的自由、社会権、統治機構を扱う。憲法学上の基本的・包括的な知識を得ることを目標とする。授業は講義形式でおこない、適宜、質問などを発する方法で行う。

2. 授業の内容**(1) 憲法の基本原則**

授業の第1講として授業オリエンテーションを兼ねて、授業の進行方法、「憲法の学び方」などを説明する。そのあと日本国憲法が定める「国民主権」「平和主義」「基本的人権」について解説する。

(2) 人権総論（その1）憲法上の人権とは、どのような関係に適用されるか。

企業、経済団体、政党、職能団体、労働組合、マスメディアなど、これらの社会的権力による人権侵害をどう規制するか。この問題を人権の私人間効力あるいは第三者効力の問題という。私人間における市民社会の原則＝私的自治の原則との関係が問題となる。

(3) 人権総論（その2）特別な法律関係における人権

公権力と特別な関係にある者、たとえば公務員、在監者などについて、その特別な関係を理由に、人権の制限が許されるか。いわゆる「特別権力関係」の論点である。ここでは、公務員の政治活動の自由の規制、および未決・既決の在監者の自由の規制についてあつかう。

(4) 人権総論（その3）人権の主体、とくに外国人の人権

人権の主体という論点にかかわって問題となるのは「外国人の人権」「法人の人権」「皇族の人権」だが、今回は特に外国人の人権保障を扱う。「性質」説が通説・判例とされているが、なにが「性質上、日本国民のみに保障される人権」であるかははつきりしない。選挙権、被選挙権、公務員の資格要件、社会保障の権利、在留・入国の権利が問題となる。

(5) 人権総論（その4）法人と個人の関係

憲法で保障される人権は、自然人のみを対象とすると考えられてきたが、個人によって構成される法人は人権保障の対象となるかどうか。さらに法人と法人内の個人が対立するケースも目立つ。その憲法上の争点について扱う。

(6) 幸福追求権、自己決定権、プライバシーの権利

憲法13条に規定された幸福追求権は、最近では、「新しい人権」の根拠として活用されるようになった。ハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地裁判決を読む。さらに、宗教的な自己決定権が問題となった二つの事件について学習する。

(7) 法の下の平等（その1）

人権の総則的な原理といえる「法の下の平等」原則につき、今回は性別および社会的身分による差別の禁止にかかわる事例を扱う。家庭生活における男女平等、職場における男女平等をめぐる裁判例、尊属殺人違憲判決、非嫡子相続区別判決を扱う。

(8) 法の下の平等（その2）

選挙権の平等、信条による差別など法の下の平等について、（その1）で扱えなかった事項について扱う。

(9) 思想・良心の自由、学問の自由

個人はいかなる考え方をもとうとも、内心の問題にとどまる限りでは、まったく制約されることはない。しかし、問題はその内心を外に向かって明らかにするようなことが許されるかどうかが問

題となる。就職採用のさいの面接、学校における内申書に関連して争われた事例を検討する。そのさい、個人がいかなる考えを抱いているかについて国家によって強制されることはない、「沈黙の自由」が保障される。

学問の自由はこれまで大学教員の研究・教授の自由として考えられてきた。それでは、小中高の教員の教育の自由はどこまで認められるべきか。この問題はいわゆる教育権論争ともかかわる。そこで文部省が行った全国いっせい学力テストをめぐる教育の自由、および高校における教育の自由が問題となった事例をとりあげ、検討する。

(10) 信教の自由と宗教的人格権

信教の自由は、宗教的な内心の自由、宗教的な行為の自由、そして宗教的結社の自由から構成される。これらは思想の自由、表現の自由の宗教的な側面ともいえる。そのさい、真摯な宗教的な信仰心から来る行為がどれだけ保障されるのかが問題となる。ここでは剣道実技拒否事件と、自衛官合祀事件を取り上げ、その問題を検討する。

(11) 国家の宗教的中立性と政教分離原則

信教の自由を保障する制度的保障として政教分離原則が認められている。国家と宗教とのかかわり合いについて、判例上は「目的・効果」基準が一応確立されているが、その基準に基づいて、具体的な事例に適用したさいに違憲とした事例、合憲とした事例がある。そこで、その両者の判決を検討する。

(12) 集会・集団行動の自由

憲法 21 条に規定された集会、結社の自由について、公安条例（集会および集団示威運動に関する条例）や地方自治法にいう「公の施設」の許可などをめぐる問題を扱う。

(13) 言論・出版の自由（その 1）

表現の自由の限界として論じられる名誉棄損表現については、とくに小説・フィクションなどで大きな問題となっている。次に、わいせつな表現および扇刑法上の「わいせつ文書頒布罪」と表現の自由との関係を扱う。有名な「チャタレイ夫人の恋人」事件などの事例を取り上げる。

(14) 言論・出版の自由（その 2）

表現の自由の中でも、一般市民がもっとも利用しやすい表現方法として、ビラ配布・ポスターの貼付について検討する。軽犯罪法、道路交通法、屋外広告物法などによる規制の合憲性を考える。

(15) 言論・出版の自由（その 3）

名誉毀損と表現の自由、プライバシー保護と表現の自由、知る権利と表現の自由など、憲法上重要な価値が対立するような問題を取り上げ、総合的に検討してみる。

3. テキスト

芦部信喜『憲法 第5版』（岩波書店・3月10日刊行予定）

4. 参考図書

憲法判例百選 I 第5版（有斐閣）

憲法判例百選 II 第5版（有斐閣）

5. 成績評価方法

1, 期末試験（70点）、レポートの評価（20点） 授業態度の積極性等の評価（10点）の総合評価で行う。

2. 期末試験

1) 出題形式 論述式問題を出題する。いずれも事例検討問題を出すので、その事例に則して原告の立場、被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2) 判定基準 ①争点が正確に把握されているか、②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか、③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか、④その規範（基準）に照らして事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3) 2) で述べた判定基準により、A（優秀）、B（良い）、C（普通）、D（よくない）の4段階で判定する。

3, レポート 事例を分析する力、争点を見つける力、説得力のある理由を展開する力を育成するために、授業途中でレポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により、判定する。

4、授業態度の積極性の評価 毎回の授業における発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを評価する。授業への欠席回数が3回を超えると、特別な理由がない限り、期末試験は失格とする。3回以下の欠席であっても無断欠席は低い評価となる。

6. 備 考

授業前にレジュメを送信するので、読んでおくこと。

1. 授業の目標

「民法 A」は、民法総則編を対象とする。本授業では、民法総則分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を物権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、民法総則分野に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

2. 授業の内容

第1講 権利の主体（1）権利能力、同時死亡の推定、失踪宣告

第2講 権利の主体（2）－公益法人制度改革、非営利法人制度、権利能力なき社団

第3講 意思能力と行為能力－成年後見制度

第4講 意思表示（1）－錯誤、心裡留保

第5講 意思表示（2）－虚偽表示

第6講 意思表示（3）－詐欺、強迫

第7講 代理（1）－代理権、代理権の濫用

第8講 代理（2）－無権代理

第9講 代理（3）－表見代理

第10講 代理（4）－表見代理

第11講 取消・無効－法律行為の無効、取消と追認

第12講 条件・期限

第13講 時効（1）時効の効力、時効の援用

第14講 時効（2）時効の中止と停止、取得時効

第15講 時効（3）消滅時効

3. テキスト

近江幸治『民法講義〈1〉民法総則第6版』（成文堂、2008年）

*講義範囲に関するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等で示すが、講義の中でテキストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

4. 参考図書

[基本書]

平野裕之『民法総則（民法講議シリーズ）第2版』（日本評論社）

内田貴『民法1 第4版』（東京大学出版会）

大村 敦志『基本民法1 第3版』（有斐閣）

加藤 雅信『新民法大系〈1〉民法総則（新民法大系1）』（有斐閣）

山本 敬三『民法講義〈1〉総則』（有斐閣）

別冊ジュリスト『民法判例百選1 総則物権 第6版』（有斐閣）

別冊法学セミナー『民法総則—平成16年民法現代語化』（日本評論社）

司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）

司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）

5. 成績評価方法

期末試験 80%、プロセス評価 20%により評価する。

6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要論点について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーや授業終了後に受け付ける。もちろん、研究室在室時にも可能な限り対応する。

1. 授業の目標

「民法 B」は、物権法（担保物権法を含む）の領域を対象とする。本授業では、物権法分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を物権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2 年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、物権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

2. 授業の内容

第 1 講 物権的請求権

第 2 講 物権変動 I—所有権移転時期、物権変動の原因

第 3 講 物権変動 II—取消・取得時効・相続と登記

第 4 講 物権変動 III—民法 177 条の第三者

第 5 講 即時取得

第 6 講 所有権—共有

第 7 講 留置権 I—留置権の成立要件

第 8 講 留置権 II—建物賃貸借と留置権

第 9 講 先取特権 I—先取特権の意義と権能

第 10 講 先取特権 II—先取特権の追求力（物上代位）

第 11 講 質権

第 12 講 抵当権 I—抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲

第 13 講 抵当権 II—法定地上権

第 14 講 抵当権 III—抵当権侵害

第 15 講 譲渡担保—譲渡担保の意義と権能

3. テキスト

近江幸治『民法講義（2）物権法 第3版』（成文堂、2006年）

近江幸治『民法講義（3）担保物権 第2版』（成文堂、2007年）

*講義範囲に関するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等で示すが、講義の中でテキストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

4. 参考図書

内田貴『民法I 総則・物権総論第4版』（東京大学出版）

内田貴『民法 III 債権総論・担保物権（第3版）』（東京大学出版）

大村 敦志『基本民法1 第3版』（有斐閣）

加藤雅信『新民法大系II 物権法』（有斐閣）

道垣内弘人『担保物権法 第3版』（有斐閣）

別冊ジュリスト『民法判例百選1 総則物権 第6版』（有斐閣）

別冊法学セミナー『基本法コメントタール 物権』（日本評論社）

司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）

司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）

5. 成績評価方法

期末試験 80%、プロセス評価 20%により評価する。

6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要論点について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーや授業終了後に受け付ける。もちろん、研究室在室時にも可能な限り対応する。

1. 授業の目標

判決手続における主要な論点を重点的に検討することを通して、民事訴訟の基礎理論を正確に把握し、問題解決に至る基本的な思考回路を修得することが第一義である。条文についての正確な理解、そのための有力な手掛かりとなる判例の見解に対する批判的検討などを前提に、簡素化された具体的な事案の処理を双方向かつ多方向に議論する形で進行したい。その過程において、民訴法の基礎的かつ専門的法知識を体系的に理解し、正確に理解した条文や判例等の知識を駆使して事例や問題を分析検討し、妥当な回答に至る思考能力を獲得することが目標である。

2. 授業の内容

【1】民事訴訟の世界

【2】受訴裁判所（1）

【3】受訴裁判所（2）

【4】当事者（1）

【5】当事者（2）

【6】当事者（3）

【7】訴え提起の効果

【8】訴えの利益（1）

【9】訴えの利益（2）

【10】訴えの利益（3）

【11】口頭弁論の準備と争点整理手続（1）

【12】口頭弁論の準備と争点整理手續（2）

【13】訴訟行為（1）

【14】訴訟行為（2）

【15】弁論主義（1）

【16】弁論主義（2）

【17】自白の拘束力（1）

【18】自白の拘束力（2）

【19】自白の拘束力（3）

【20】証明責任の意義と機能（1）

【21】証明責任の意義と機能（2）

【22】証拠の収集（1）

【23】証拠の収集（2）

3. テキスト

i) 山本弘=長谷部由起子=松下淳一・民事訴訟法（有斐閣・平成 21）

ii) 高橋宏志=高田裕成=畠瑞穂編・民事訴訟法判例百選〔第4版〕（有斐閣・平成 22）

4. 参考図書

i) 高橋宏志・重点講義 民事訴訟法（上）、（下）〔補訂第2版〕（有斐閣・平成 17, 22）

ii) 伊藤眞・民事訴訟法〔第3版4訂版〕（有斐閣・平成 22）

iii) 藤田広美・講義民事訴訟（東京大学出版会・平成 19）

iv) 小林秀之・ケースで学ぶ民事訴訟法〔第2版〕（日本評論社・平成）

v) 伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点（有斐閣・平成 21）

vi) 大島眞一・完全講義 民事裁判実務の基礎（民事法研究会・平成 21）

5. 成績評価方法

1. 期末試験（60点）、レポート課題（30点）および平素の授業におけるプロセス評価（10点）の総合評価による。

2. 期末試験 1) 出題形式 ①事例問題 大問1（小問2~5より成る）

②六法（判例付のものは除く）のみ参照可

2) 試験時間 120分を予定

3) 採点基準 ①簡素化された事例を基に、各小問で提示された問い合わせに対して、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか。
②条文や判例などの正確な把握・分析を前提に、考察がされているか。
③論述にあたって、整序された形で、スムーズな論理が展開されているか。

3. レポート課題 1) シラバス提示の設問につき、複数回（3回以上）、レポートの提出を求める。
2) 提出されたレポートを10点満点で採点し、各受講生につき、その得点上位3通の合計点でもって、レポート課題30点の評価とする。

4. プロセス評価 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。

2) 評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度
②設問に対する回答内容
③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討
④設問や回答を契機とする発展的課題の示唆
⑤議論を総括する形での整理…など

6. 備 考

1. 詳細については、電子シラバスに譲るが、できうる限りプロブレムメソッドによるインタラクティブな授業を実現したい。毎回1~2つくらいの事例問題を提示し、予めテキスト等により十分な予習をされたことを前提に、1)問題を考えるための予備知識を質疑応答で確認したのち、2)問題の考察に際して、判例や学説の考え方を批判的に検討・議論するなどして、妥当な解決に至る論理的な思考回路を自家藻籠中のものとしたい。

2. なお、この授業においては、4回を超えて欠席した場合には、単位を認定しない（「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ」参照）。

1. 授業の目標

刑法学は刑法総論および刑法各論の二つの分野から成り立っている。本講義では各論をメインに取り扱いつつも、両分野の基礎について修得することを目的とする。

刑法の場合、総論と各論の片方だけ得意になるということは稀である。両分野は有機的に関連している部分が少なくなく、総論の理解が不足していると各論の理解も一定のところで立ち止まってしまうのが通常であり、その逆もまた同じである。もっとも、総論の議論は抽象的なきらいがあるため初学者には理解が困難な部分が少なくない。そこで本講義では、刑法総論の分野である刑法の基礎・基本原則について概観した後、各論を主として扱い、犯罪の具体的なイメージをつかんでもらいつつ、その中で総論の議論についても触れながら講義を展開し、講義終了時には、各論の基礎および総論の概略をマスターしてもらうことを狙いとする。

主として扱う刑法各論は、犯罪成立にかかる個別的な要件を明らかにすることを目的とする学問である。個々の問題は総論ほど抽象的ではなく、それ故、比較的容易に学修に取り組むことができるであろう。しかし、論じなければならない範囲は広く、難解な問題も少なくない。それらの問題を解決する能力を涵養することにより、後期開講の刑法A、さらには、次年度以降の演習科目において自ら思考し、展開するための基礎的能力を培うことを目的としたい。

2. 授業の内容

1 刑法の基礎

刑法の目的 刑罰の目的 罪刑法定主義

2 刑法の基礎

刑法の解釈 刑法の適用範囲

3 個人的法益に対する罪（1）

生命に対する罪（殺人罪、同意殺人罪、自殺関与罪）

4 個人的法益に対する罪（2）

身体に対する罪（傷害罪、暴行罪、危険運転致死傷罪）

5 個人的法益に対する罪（3）

生命・身体に対する危険犯（墮胎罪、遺棄罪）

6 個人的法益に対する罪（4）

自由に対する罪（脅迫罪・強要罪、逮捕罪・監禁罪、略取誘拐罪、性的犯罪）

7 個人的法益に対する罪（5）

個人の私的領域を侵す罪（住居侵入罪、秘密侵害罪）

8 個人的法益に対する罪（6）

人格的法益、信用・業務に対する罪（名誉毀損罪、信用毀損罪、業務妨害罪）

9 個人的法益に対する罪（7）

財産犯の刑法的保護

10 個人的法益に対する罪（8）

窃盗罪 器物損壊罪

11 個人的法益に対する罪（9）

強盗罪

12 個人的法益に対する罪（10）

詐欺罪（1）

13 個人的法益に対する罪（11）

詐欺罪（2） 恐喝罪

14 個人的法益に対する罪（12）

横領罪 背任罪

15 個人的法益に対する罪（13）

盜品等関与罪

16 社会的法益に対する罪（1）

公共危険罪（放火罪、往来妨害罪、往来危険罪）（1）

17 社会的法益に対する罪（2）

- 公共危険罪（放火罪、往来妨害罪、往来危険罪）（2）文書偽造罪（1）
- 1 8 社会的法益に対する罪（3）
文書偽造罪（2）
- 1 9 社会的法益に対する罪（4）
その他の偽造罪（通貨偽造罪、有価証券偽造罪、支払用カード電磁的記録作出等罪）
- 2 0 社会的法益に対する罪（5）
風俗に対する罪（わいせつ罪、賭博罪・富くじ罪、礼拝所・墳墓に関する罪）
- 2 1 国家的法益に対する罪（1）
国家の存立に対する罪 国交に関する罪 公務執行妨害罪
- 2 2 国家的法益に対する罪（2）
司法手続きの保護（逃走罪、犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪、偽証罪）
- 2 3 国家的法益に対する罪（3）
職権濫用罪 賄賂罪

3. テキスト

- 井田良『刑法各論（新・論点講義シリーズ2）』（弘文堂・2007）
- 西田典之『刑法各論〔第5版〕』（弘文堂・2010）
- 山口厚『刑法各論〔第2版〕』（有斐閣・2010）
- 西田典之ほか編『刑法判例百選II各論〔第6版〕』（有斐閣・2008）
- 井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第4版〕』（有斐閣・2010）
- 井田良『講義刑法学・総論』（有斐閣・2008）
- 西田典之『刑法総論〔第2版〕』（弘文堂・2010）
- 山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣・2007）
- 西田典之ほか編『刑法判例百選I 総論〔第6版〕』（有斐閣・2008）

4. 参考図書

- 西田典之ほか編『判例刑法各論〔第5版〕』（有斐閣・2009）
その他、適宜指示する。

5. 成績評価方法

期末試験（80点）と平常点（20点）を勘案して評価する。期末試験は短答式問題、論文式問題によって構成される。平常点については、レポート、小テスト、授業態度、出席状況等を総合して評価する。

6. 備 考

テキストは、上にあげた井田（行為無価値論）、西田、山口（結果無価値論）のいずれか一冊を用意し、予習・復習に用いて頂ければと思います。既に他の教科書を持っている場合はそれを使用しても構いません。また、判例百選は判例を理解するためには欠かせません。

テキストのうち刑法総論関係の教科書は、もっぱら第1回、第2回の講義で予習・復習に用いるものとなります。また、これらの書籍は刑法Aの指定テキストにもなります。これについても、既に他の教科書を持っている場合はそれを使用しても構いません。

開講時までに、井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第4版〕』（有斐閣・2010）を読み、刑事法の全体像について概観しておいてください。入門書ではありますが、すでに法学部等で刑法、刑事法を学んだ経験がある者でも得るもののが大きい一冊です。

1. 授業の目標

刑事訴訟は、犯罪に対して刑罰を科すための手続きである。しかしその手続きは、刑罰権の確実な行使だけを目的とした単線的なものであってはならず、被疑者・被告人の人権保障という要請も、同時に満たすものでなければならない（デュー・プロセスの保障）。

この授業では、刑事手続きの基本的な流れと基本理念を押さえた上で、上述の2つの要請のバランスのあり方に留意しつつ、主として判例に素材を求めながら、捜査の開始から公訴の提起にいたる刑事訴訟法の様々な解釈論上の争点に検討を加える。なお、刑事訴訟法においては、実務と理論との乖離が指摘されることが多いので、両者の関係（単に「乖離」と呼べるほど単純ではない）についても踏み込んだ考察を行い、理解を深める。

2. 授業の内容

① 刑事訴訟法の目的と構造

刑事訴訟の目的、刑事訴訟法と憲法・刑法との関係、刑事手続きの基本的な流れを概説する。

② 捜査総説／任意捜査の限界

捜査手続きにおける基本原則、任意捜査と強制捜査の限界、捜査構造論について学ぶ。

③ 捜査の端緒

捜査の端緒のうち、職務質問、所持品検査、自動車検問の法的根拠を確認し、これらの限界について検討する。

④ 被疑者の身柄保全（1）

逮捕（通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕）の要件について、具体的な事例を素材に検討する。また、勾留の意義、手続きについて概観する。

⑤ 被疑者の身柄保全（2）

いわゆる別件逮捕・勾留を中心に、被疑者の身柄拘束をめぐる諸問題を検討する。

⑥ 物的証拠の収集（1）—令状による搜索・差押え—

証拠物の収集のために用いられる強制処分のうち、令状による搜索・差押えの要件と手続きについて、具体的な事例を通じて検討する。

⑦ 物的証拠の収集（2）—令状によらない搜索・差押え—

証拠物の収集のために用いられる強制処分のうち、令状によらない搜索・差押えの要件と手続きについて、具体的な事例を通じて検討する。

⑧ 第1回レポートの講評

第1回レポートの講評を行い、文書によって法的主張を展開するうえでのポイントを指導する。

⑨ 物的証拠の収集（3）—検証・鑑定／体液の採取—

証拠収集のために用いられる強制性分のうち、検証、鑑定の要件と手続きについて検討する。また、それらとの関係も踏まえて、体液の強制的な採取方法について、法的根拠と実務上の諸問題を論じる。

⑩ 物的証拠の収集（3）—写真撮影—

写真撮影・ビデオ撮影の適法性について、任意処分と強制処分との限界を踏まえつつ検討する。また、捜査手法としての通信傍受について、理論と実務の現状を比較しつつ論じる。

⑪ 物的証拠の収集（4）—通信傍受—

捜査手段としての通信傍受について、理論と実務の現状を比較しつつ検討を加える。

⑫ 第2回レポートの講評

第2回レポートについて講評し、文書によって法律論を展開するためのポイントについても付言する。

⑬ 供述証拠の収集

被疑者の取調べ（特に身柄拘束中の被疑者の取調べ）に対する法的規制のあり方を、黙秘権保障との関係を中心に検討する。

⑭ 被疑者の防御活動

被疑者の防御のための権利のうち、特に接見交通権の意義と根拠を確認し、接見指定の問題について検討を加える。

⑮ 公訴の諸原則/検察官の事件処理

国家訴追主義、起訴独占主義および起訴便宜主義など訴追の基本原則の意義を検討する。また、検察官訴追裁量とそれに対する抑制手段、すなわち、準起訴手続、検察審査会制度および公訴権濫用論について検討する

⑯ 公訴権と訴訟条件

訴訟条件（公訴条件）の理論的な位置づけについて考察し、公訴時効、管轄など個々の具体的な訴訟条件をめぐる解釈論上の諸問題を検討する。

⑰ 公訴提起の手続き（1）

公訴提起の手続きを概観し、特に起訴状一本主義に関する問題を扱う。また、略式命令、即決裁判手続について概観する。

⑯ 公訴提起の手続き（2）－訴因の特定－

訴因の特定に関する問題を具体的な事例を通じて検討する。

⑲ 第3回レポートの講評

第3回レポートについて講評し、文書によって法律論を展開するためのポイントについても付言する。

⑳ 公判総説論－公判手続きの主体－

公判手続きに関する主体として、裁判所、裁判官、裁判員、検察官、被告人、弁護人、被害者参加人について概観する。裁判官に対する忌避、除籍、回避の制度、必要的弁護制度について、解釈論上の諸問題を扱う。

㉑ 公判の原則と構造

公判手続きを貫く原理・原則として、公開主義、口頭主義・弁論主義、当事者主義などについて概観し、これと関連した具体的な解釈論上の諸問題を検討する。

㉒ 公判の準備と被告人の出頭確保

第一回公判期日前に行われる手続きを概観し、起訴後の勾留と保釈について、制度とその運用を検討する。

㉓ まとめ

講義全体のまとめを行う。

3. テキスト

- 田口守一『刑事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2009年）
- 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選（第9版）』（有斐閣、2011年）

4. 参考図書

※特に頻繁に参照するものとして、

- 田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996年）

※各自で活用すべきものとして、

- 松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点（第3版）』（有斐閣、2002年）

- ・池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義〔第3版〕』（東大出版会、2009年）
- ・上口裕『刑事訴訟法〔第2版〕』（成文堂、2011年）
- ・白取祐司『刑事訴訟法〔第6版〕』（日本評論社、2010年）

その他、電子シラバスで隨時告知する。

5. 成績評価方法

平常点(40%、学期中に3度の提出を求めるレポートへの評価を含む)。
学期末試験の成績(60%)。

6. 備 考

- ・教科書については自学自修を基本とし、講義では教科書の理解が困難と思われる部分の解説と、教科書の理解を前提としたケースメソッド（事例の検討を中心とした授業）を行う。
- ・事前にレジュメを配布し、講義内容のアウトラインを示す。ただし、授業は、あくまでも教科書の熟読を前提として進行するので、レジュメの存在に頼ってその記載内容だけを頭に入れて講義に出席するのは無意味である（この講義におけるレジュメは、あくまでも講義当日に扱う内容を簡潔にしめたアウトラインに過ぎない）。
- ・予習すべき内容については、シラバスシステムによって告知する。
- ・学修に必要な文献を適宜紹介するので、各自で入手して精読すること。
- ・予習または復習の補助として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

1. 授業の目標

法情報論は、リーガル・リサーチの教育を主眼とする科目であるが、その授業構成は、より高い教育効果を目指している。この科目では、①法情報の収集作業、②具体的な法律問題における法的論点の発見、③論点への獲得情報の適用、④ネットを利用したグループワークとその効率化、⑤グループ内での法的議論、⑥模擬相談、ディベートを通じた法実践といった課題をもっており、鹿児島大学、九州大学の両法科大学院を同時双方向の遠隔講義システムで結んで講義を展開し、学生達はグループごとに Web 上に用意された会議室での打合せや議論を通じたグループワークを通じて、先の課題をこなして行く。つまり、机上の学修や個別の練習問題にとどまらず、法律問題の所在、その問題へのリサーチの実習、問題の対処への応用までを、実践の中で修得することが目標となる。

2. 授業の内容

「法情報論」は、遠隔講義システムで九州大学法科大学院との同時双方向で開講される科目であり、一般的な法情報調査スキルにとどまらず、両法科大学院の学生の混成班をつくり、紛争事例に対する模擬的な事実調査・事実認定・法情報調査、法律相談のシミュレーションや模擬弁論を行うことを通じて、実践的に紛争解決過程を体験する。この科目では、両教室を結ぶ遠隔講義システムに加え、各学生の PC から班ごとに入室する WEB 会議システムを用いて講義中の共同作業を可能にし、授業においては手書きのメモを原則禁止し、表計算ソフトを用いた情報整理方法を課題にするなど、法情報調査から、紛争解決過程、班ごとの共同作業などのコミュニケーション等において、徹底して I T を利用する。これにより、I Tを中心として発展し続けている法律家の執務環境における活動力や I T の発展によって可能になる新しい事業モデルに対する感受性を涵養する。

本年度は、作業や鹿大についての各班からの報告を交えるなどしながら、各学生間でのノウハウの共有や高度化を図ることを一層進めたいと考えている。

第1回 講義進行の説明、検討課題の提示、使用するシステム機材の説明と実習

☆他の講義とは異なる特徴を持つため、半年間の授業計画の詳細や目的をあらためて説明し、これから使用する機材やシステムの利用方法などを説明する。

第2回 事件のストーリーと法の適用を考える。

☆所定の条件の下で、事件のストーリーと法を適用して判断するプロセスについて考える。
紛争の物語と法律を適用する作業紛争の対立性がどのように作られるのか、法的論点はどのように位置づけられるのかに、注意を払う。

第3回 紛争当事者の主張の対照表作成、争点の確認、要件事実という概念の説明

☆紛争当事者によるそれぞれの立場からの主張を対比し、事件の争点（事実上の争点も法律上の争点も含め）を整理する。その際、法律家の思考の背景にある要件事実という概念について理解する。
☆上記の作業と同時に、当該紛争の当事者間の対立や法的論点を際だたせる事情を考察し、よりリアリティのある紛争ストーリーを検討する。
☆ネットを利用した情報共有の方法を試行する。

第4回 法律・裁判例・文献などの法情報の獲得・整理作業

☆法情報にはどのようなものがあり、どのように利用するのかを調査し、それぞれの事案に即して情報収集作業を実施する。
☆双方の主張を対比することから、訴訟において原告・被告がどのような主張をなそうとするのかを検討する。その上で、これから訴訟で原告が構成しようとするストーリー、それに対する被告のストーリーを作成する。
☆後日実施される、法律相談のシミュレーションを想定し、法律家が紛争当事者からどのような情報を獲得することが必要かをよく考える。

第5回 対照表・ストーリーの講評、法令検索・法令関係ファイル作成

☆対照表もストーリーも初めての作業なので、必要なコメントを行い、補正する。その上で、この事件で問題となる法令をすべてリストアップし、ファイルにまとめる。法令情報検索システムなどについて報告してもらうなど、情報の整理・共有方法などの効率的方法を検討する。

第6回 第5回までの作業の発表

☆第5回までで、現実の事実関係の複雑さの特質、紛争における法的対応の特質、それらに対応するための法情報との関係を把握したと思うので、それぞれの班が作り出したストーリー、これまでの作業の過程と成果を発表してもらう。

第7回 共通課題の発表と作業の開始：基本的な法知識の確認をかねて

☆共通課題となる紛争事案の初期情報を提示し、次週の法律相談のシミュレーションに備える。

第8回 法律相談の諸技法

☆当事者から情報を得る際の、諸技術を検討する。
☆共通課題について、事実の面と法情報の面から、何を調査すべきか、必要な情報は何かを確定し、調査計画書を作成する。

第9回 法律相談のシミュレーション

☆法律相談のシミュレーションを実施し、事実関係の開示を開始する。

第10回 民事訴訟の構造と訴状答弁書の作り方：情報処理方法について

☆民事訴訟における原告側、被告側の主張・立証方法の特質や、訴状・答弁書の作成方法を学ぶ。
☆膨大な資料の中から、取り扱う事件の解決にとって必要な情報を有しているか否かを選別するための戦略的読書法と戦略的読書メモ、その中から当面の問題解決に役立つ情報を読み出す戦術的読書法と、これから作業に必要な形でその情報を残す戦術的読書メモについて説明し、実際にメモを作る作業を行う。

第11回 判例メモと実習

☆判例の読み方とそれを利用するためのメモの取り方について説明し、実際のメモを作成する作業を行う。

第12回 原告側・被告側ストーリー企画、求釈明書作成、Fact find

☆調査計画書に基づき、グループで分担して法情報を収集し、分担して検討し、読書メモと判例メモを作成する。それに基づき、課題について被告の責任を追及するための原告の主張、および被告には責任がないとの主張を構成する。これらの主張を構成するため必要な事実で、未だ判明していない事実をリストアップする（求釈明書作成）。これに対しては、教官が Ultra Fact Finder として回答する。

第13回 訴状および答弁書作成

☆以上の作業に基づいて、訴状と答弁書を作成する。

第14回 ディベート（1）

☆作成した訴状と答弁書に基づいて弁論を行う。ディベートとは何か、どのように行うべきかについては事前に説明する。

第15回 ディベート（2）判決作成

☆以上の議論を受け、自らが裁判官であると仮定して判決文を作成する。

3. テキスト

特に指定しないが、シラバスシステムを通じて適宜指示する。講義用にホームページを開設し、必要な情報はすべて Web に掲げる。また毎回の講義前に作業内容を Web 上で指示するので、講義開始前までに確認すること。課題の提出もすべて Web 上で行い、必要なコメントも Web に掲げる。

4. 参考図書

特になし。

5. 成績評価方法

この科目での成績評価の際の主たる注目点は、下記の通りである。

- ・毎回の作業内容（提出された課題レポートやチャットの発言内容の評価を中心とする）や提出された訴状・答弁書・判決書等の文書（75%）
- ・ディベート内容（勝敗を含む）（5%）
- ・チームとしてのグループ・マネジメントの状況（10%）
- ・課題提出システムの利用やディベートの評価による学生間の相互評価（5%）
- ・グループ内のメンバーの貢献度ピアレビュー（5%）

注：（ ）の割合はあくまで目安である。

なお、この科目は実務基礎科目であり、グループ・ワークを一貫とした作業課題としているので、講義時間中にこれを軽んじた振る舞い（関係のないサイトの閲覧や、いわゆる内職など）をしている場合、上記にかかわらず、厳しい評価を与えることがある。

6. 備 考

講義の内容は、受講生による実習が中心となる。毎回の限られた時間内に必要な作業を終えることも講義の目標の一つである。法律家は、一つの事件のみを取り扱うわけではなく、またすべてのことを一人で行うわけでもない。人的・物的資源を可能な限り効率的に利用し、如何にして短時間で作業を終えることができるか、半年間の講義で身につけてもらいたい。

米田を中心とする複数の教員が毎回、二人で協力して講義を行う。法律家の技法にかかる部分の教育は米田が担当し、事件処理の方法・裁判手続の内容などを他の教員と協力して展開する。この講義は、実験的な側面を多く含み、システムの不調などでスムーズに行かないこともあります。しかし、これらは通常実務の中でも発生しうる事態であって、こうした困難にもかかわらず、講義の目標を達成することが課題とされている。

1. 授業の目標

本講義は、大きく三つのテーマを持つ。一つは近代法の特質解明であり、二つは法理論の諸問題であり、三つは正義及び倫理にかかる諸問題である。

第一のテーマでは、近代法の歴史的生成条件の理解、及びそこから生じてきた近代法の特色的理解、並びに近現代の司法の特色の理解を目標として定めている。

第二のテーマでは、様々な法理論の理解、並びに法理論と解釈理論及び権利論との関わりの理解を目標として定めている。

最後のテーマでは、現代における様々な正義論の理解、及び現代日本社会に存在する倫理問題を時宜的に取り上げ、そこに存在する問題の諸相の理解を目標として定めている。

2. 授業の内容

① 法理学案内

①' 近代法生成の歴史的諸条件

社会の歴史的展開状況に応じて、法がどのように生成してきたのかを考察するのが、本時間の眼目である。

单一で均質な社会が、二極的支配被支配社会に展開し、さらに多極的社会に展開するに応じて、法の特質がどのように変化していくことになるのかについて学ぶことになる。

尚、①' と②とを合わせて 1.5 時間とする。

② 近代法の特質

「法の支配」観念の成立とその正当化根拠について考察するのが、本時間の眼目である。

近代法の特質である「法の支配」の観念の生成要因について比較文化的視点から考察するとともに、その観念の現代的変容を見て行くことでその正当化根拠の変化を理解してゆくことになる。

③ 近代司法の特質

比較法制度的視点から近代司法を見ることによって、近代司法の特質を理解することが、本時間の眼目である。

近代司法は、その正当性を判決の根拠としての客觀的法規範及び事実、及びその判決に理由を示すことに求めてきたが、それとは異なる法制度を学ぶことにより近代司法の特質を明確に理解することが可能になる。

④ 法理論 1・法理論 2

オースティンの法理論及びケルゼンの法理論についてその特色を理解することが、本時間の眼目である。

オースティンは法を意思と理解して法命令説を立て、ケルゼンは法を純粹規範と理解して純粹法学を立てたが、各々の法理論の特色を理解することで、法の事実的特色と規範的特色とを総合的に理解することが可能になる。

⑤ 法理論 3

日本の司法は制定法主義に立つが、それとは異なる判例法主義に立つアメリカのリアリズム法学の法理論を理解することが、本時間の眼目である。

リアリズム法学は、事実と規範とに対する懷疑主義を基盤としているが、何故そのような法理論が成立したのかを理解することで、制定法主義に立つて法を見ているのとは異なった法理解が可能なことを学ぶことになる。

⑥ 法理論 4・法理論 5

分析法学の流れの中において、ハートの法理論及びドゥウォーキンの法理論の特色を学ぶことが、本時間の眼目である。

ハートは、法システムをルールの複合構造として理解した。それを批判して、ドゥウォーキンは法を原理や政策を含む複合システムとして捉えた。このような理論の展開によって、法の理解がどのように変化するのかを学ぶことになる。

⑦ 法理論と法解釈 1

上記の法理論 1 及び法理論 2 を前提にして、法の解釈について学ぶことが、本時間の眼目である。

法の解釈における「枠」の働きや「包摂」という作業の特色を理解することによって、法命題における「要件」の持つ意義を理解することが可能になる。

⑧ 法理論と法解釈 2

法理論 3、法理論 4、法理論 5 を前提にして、法の解釈について学ぶことが、本時間の眼目である。特に、司法における裁量（司法的立法作業）を、様々な立場から捉えることで、司法裁量論の備えていける特色及びその意義を理解することが可能になる。

⑨ 権利論 1

権利をめぐる理論の歴史的展開を学ぶことが、本時間の眼目である。

意思説、利益説にはじまる権利論の理解の様々な現代的な変容を学ぶことにより、権利概念の持っている現代的、社会的意義についての理解を深めることができる。

⑩ 権利論 2

現代社会における重要問題である、権利と公共財とをめぐる理論を学ぶことが、本時間の眼目である。

現代社会においては、個人権と公共財との葛藤が様々な侧面で見られる。その解決の為の理論的作業は経済分野でも試みられているが、それらの試みを前提にして法的理解の枠組みについて学んで行く。

⑪ 現代正義論 1

功利主義の正義論の展開を学ぶことが、本時間の眼目である。

オーソドックスな正義論の一つである功利主義を学ぶことによって、現代正義論の謂わば基礎型を理解することが可能となる。

⑫ 現代正義論 2

リベラリズムの正義論と共に、その批判者たる共同体主義の理論を学ぶことが、本時間の眼目である。

前回功利主義と合わせ、オーソドックスな正義論の一つであるリベラリズムを学ぶことによって、現代正義論の大枠を理解することが可能となる。

⑬ 現代正義論 3

手続き的、対話的正義論に至る正義論の展開について学ぶことが、本時間の眼目である。

現代哲学の主要な柱となっている事実と価値との間で正義を探る正義論の展開を学ぶことによって、現代社会における正義のもう一つのあり方を理解することが可能となる。

⑭ 法と倫理

法と倫理をめぐる基本的な理解を学ぶことが、本時間の眼目である。

法と倫理をめぐっては、法実証主義的見解と自然法論的見解とが代表的であるが、両者の理解の違いを基礎に、法と倫理との関係理解についての様々な枠組みを学ぶことで、法と倫理との相違及び重なりを理解することが可能となる。

⑮ 現代日本における倫理問題

現代社会に存在する様々な倫理問題の中から時宜的なテーマを取り上げ、その問題に対する理解を深めることが、本時間の眼目である。

例えば、過年度は、臓器移植法案を取り上げて、各自の見解を論じ合った。

3. テキスト

配付するレジュメ及び資料によって授業を進める。

4. 参考図書

R. Unger, Law in Modern Society.

田中成明、『法理学講義』

笛倉秀夫、『法哲学講義』、2002 年。

青井秀夫、『法理学概説』、2007 年。

小林 公、『法哲学』、木鐸社、2009 年。

5. 成績評価方法

定期試験（60%）、レポート（20%）、質疑討論点（20%）の総合評価とする。

質疑討論点は、授業中（特に第 15 回授業）の質疑応答の議論を中心にして評価する。

6. 備 考

特になし。

1. 授業の目標

日本における今次の司法制度改革の理念、具体的方策、その実現過程および現実の達成状況ならびに今後の課題を学ぶ。

2. 授業の内容

この授業では、21世紀の司法制度が我が国社会の中でいかにあるべきかについて、広い視野から深く議論し検討することを目的とする。その際に、特に日本における司法政策論の基本的な視点を踏まえた上で、現在の司法制度改革の起点となった『司法制度改革審議会意見書』に挙げられた具体的な項目や、その後の展開について個別的な検討を行い、司法と法曹のあるべき姿について学ぶことを目的とする。

1 「法と政策：司法と政策」

「法と政策」については、議論の蓄積が十分にあるが、「司法と政策」についてはどうか。あるいは、「司法政策」という場合、その中身は何になるのだろうか。本講では、司法制度を考える視点の知的基盤を涵養する。

2 「司法制度改革の理念：21世紀の司法の姿」

司法制度改革意見書の「I 今般の司法制度改革の基本理念と方向」を素材に、司法制度改革の背景や動因などを検討する。

3 「法曹の歴史と司法制度改革」

日本法制史の視点から、法曹の歴史の概観と今般の司法制度改革の位置を検討する。

4 「21世紀を担う法曹像」

司法制度改革の重要な部分並びに革新的部分は、その担い手に変革を促そうとしている点にある。ここでは、司法制度改革意見書「III 司法制度を支える法曹の在り方」、『弁護士白書』各年度版から、目指されている法曹の姿とその現状を検討する。

5 「法曹養成制度(法科大学院)」

司法制度改革の目玉の1つは法曹養成課程を大きく改革し、とくにその中心を「法科大学院」に置くことにした点にある。本講では、法科大学院の制度的な位置づけや教育課程のあり方、政策的な圧力などを取り上げる。

6 「法曹養成制度(司法試験から修習修了まで)」

本講では、法科大学院、司法試験、司法修習を一連のものとして扱い、システムとしての法曹養成課程を理解する。とくに、現在法曹養成課程が改めて検討され直そうとしている事情を踏まえ、「司法制度改革意見書」前の状況から、現在の制度の比較を踏まえて、その背景や問題を浮き彫りにする文献が参照される。

7 「司法へのアクセスおよびADR等の改革」

『司法制度改革審議会意見書』を起点として、近時における「司法へのアクセス」およびADR、少額訴訟手続の諸改革について概観し、今後の展望を行う。

8 「知財改革」

司法制度改革の中で特に改革が必要とされた法分野として知的財産法分野がある。

本講では、司法制度改革審議会意見書「II 国民の期待に応える司法制度/第1 民事司法制度の改革/3. 知的財産権関係事件への総合的な対応強化」の解題、改革の動因・力学、その後の改革の概要と現状を取り上げる。

9 「労働関係事件への総合的な対応強化」（1）

司法制度改革の中で、特に改革が必要とされた法分野として労働関係事件の改革がある。本講では、司法制度改革の重要な柱として2006年4月に発足した、「労働審判所」制度について、制度の概要、実状、問題点などについて講義し、あわせて2008年3月施行の労働契約法の内容を中心に、個別労働関係紛争の実体法的背景についても取り上げる。

10 「労働関係事件への総合的な対応強化」（2）

個別労働紛争の行政型ADRによる解決－個別労働紛争解決促進法にもとづく紛争調整について－

本講義では、前回に引き続き個別労働紛争の解決を取り上げるが、今回は、個別労働紛争解決促進法にもとづき2001年より実施されている、厚労省都道府県労働局による「あっせん」を取り上げる。同制度は、都道府県労働局に設置される紛争調整委員会が担当する紛争調整機関が実施する「あっせん」であるが、制度発足より受理件数、処理件数ともに増加の一途をたどっており、個別紛争のADRによる解決として成功を収めている。講義では、制度の実情とともに、そうした成功の背景と制度の課題や問題点について検証と検討を試みる。

11 「刑事司法手続の改革(裁判員制度をのぞく)」

刑事司法手続の改革は、訴訟に直接関係する関係者の意見のみならず、マスコミ等を通じた国民的批判に答えようとする側面が強いようにも思われる。

本講では、司法制度改革審議会意見書「II 国民の期待に応える司法制度/第2 刑事司法制度の改革」の解題、改革の動因・力学、その後の改革の概要と現状を取り上げる。

12 「刑事司法改革：裁判員制度」

今般の司法制度改革の目玉の1つとして「国民の司法参加」がある。その具体的施策の1つが刑事司法手続における「裁判員制度」である。

本講では、現在準備が進められている裁判員制度の紹介に加え、司法制度への国民の参加について広く検討する。

13 「裁判官・検察官制度の改革」

今般の司法制度改革の特徴のひとつは、司法制度の担い手として弁護士が非常に大きく注目されたことである。しかし、意見書の中では、裁判官制度、検察官制度についても具体的な言及が行われている。

本講では、司法制度改革意見書「III 司法制度を支える法曹の在り方/第1 法曹人口の拡大2. 裁判所、検察庁等の人的体制の充実/第4 検察官制度の改革/第5 裁判官制度の改革/第6 法曹等の相互交流の在り方」を取り上げる。

14 「国民と司法：法テラスの活動と課題」

司法制度の利用者の偏りを是正するための諸策を「司法ネット」という理念の下にまとめ、それを具体化したのが「日本司法支援センター」いわゆる「法テラス」である。

本講では、法テラス設立以前の概観を踏まえつつ、法テラスの期待される機能と体制を紹介する。

15 「国民と司法：司法過疎の現状」

今般の司法制度改革の課題のひとつは、司法過疎対策であった。

本講では、現在司法過疎地とされている地域の実情を詳細に取り上げ、司法政策のあり方との展望を検討する。

3. テキスト

司法制度改革審議会意見書

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>

その他は、講義等を通じて紹介する。

4. 参考図書

手軽な参考図書としては、市川正人ほか『現代の裁判（第5版）』（有斐閣, 2008）、宮澤節

生ほか『ブリッジブック法システム入門』（信山社, 2008）、村山眞緒、濱野亮『法社会学』（有斐閣, 2003）があげられる。

5. 成績評価方法

- ◆平常点80%、試験あるいはレポートを20%を目安として総合的に判定する。

【平常点の内容】

- ・基本として、毎回の講義後に、調査を含め、60分程度で回答する小問を出題し、それについての評価を平常点の主たる対象とする。（なおそれ以外の復習を要しない。）
- ・教員によっては、講義準備のために60分程度で取り組む課題を出す場合があり、その取組状況も、平常点の一部となる。（この場合は、他の予習を要しない。）
- ・この回答を匿名の課題提出システムを通じて提出し、学生によるピアレビューを実施して、その点数を平常点の評価に、若干、加味する。
- ・4回欠席した場合、原則として理由の如何を問わず単位を認定しない。
- ・欠席も減点要因となる（5-15%程度）。
- ・提出物、課題、ネット上での議論の参加度、書き込みの頻度なども、若干、評価の対象とする。
- ・積極的な授業参加や発言は、若干加味される。

注：「若干」とは、言及された項目全部あわせて、全体の5-10%程度を意味する。

6. 備考

指定席制を導入するので、所定の席に座ること。

1年 後期

1年 後期

1. 授業の目標

前期に講義した憲法Aについて、報道・取材の自由、検閲の禁止を取り上げ、さらに経済的自由、人身の自由、生存権、教育を受ける権利、労働基本権および統治機構に関する諸問題を講義する。これらの論点に関する判決例を学ぶことによって憲法についての基本的・包括的な知識を得ることを目標とする。

2. 授業の内容**(1) 報道・取材の自由**

表現の自由の一つとして報道機関およびジャーナリストには報道・取材の自由が認められている（放送については放送法上の規制がある）。しかし、取材の自由をめぐっては、裁判の証拠としてのビデオ等の提出（博多駅T V フィルム提出命令事件）、取材源の秘匿（石井記者証言拒否事件）、国家（外交・軍事）秘密の保全（沖縄密約電文事件）との関係でその許される範囲が問題となる。取材の自由に関して、報道目的のための法廷における写真撮影が制止され、法廷秩序を害するとして過料に処せられた事例、雑誌編集者が未決拘禁者に取材を求めて拘置所長から許可が得られなかった事例、研究のため法廷内でメモの許可を申請し、認められなかった事例を取り上げる。

(2) 検閲の禁止

憲法 21 条で「検閲はしてはならない」とされているが、教科書検定、税関検査、公安条例の許可制がこれにあたるか、という議論がある。「検閲」の定義も問題とする。

(3) 経済的な自由に対する規制とその審査基準

経済的な自由の規制に対する合憲性審査基準については精神的な自由に比べて、ゆるやかな審査基準である「合理性」の基準が適用されるが、さらに規制目的の区別ごとに審査基準を異なって適用する「規制目的二分論」がある。有名な小売市場許可制事件、薬事法事件などを参考に検討する。

(4) 財産権に対する規制とその審査基準

森林法共有林処分制限規定をめぐる最高裁判決を中心に合憲性審査基準を検討する。さらに「正当な補償」の内容やどんな場合に損失補償が請求できるかなどを検討する。

(5) 人身の自由および居住・移転の自由

旅券法上の外国への海外旅行の自由の制限規定の合憲性などを検討する。

(6) 行政手続とデュー・プロセス

成田新法事件、川崎民商事件などを中心にして憲法 31 条の「適正手続」が、行政手続にも適用されるべきかいなかを論じる。

(7) 被疑者・被告人の権利

刑事被告人の権利として憲法上保障されている諸権利を判例で確認する。

(6) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

朝日訴訟、堀木訴訟、学生無年金訴訟を取り上げ、生存権の性格としての「抽象的権利」説などを説明し、判例としての「立法裁量論」を検討する。

(8) 教育を受ける権利

旭川学力テスト事件、伝習館高校事件などを取り上げ、教育への国の関与の可否、教師の教育の自由について説明する。

(9) 学問の自由と大学の自治

東大ボボロ事件や愛知大学事件などを手がかりに大学への警察権の介入の可否について説明する。

(10) 勤労権と労働条件法定主義、労働基本権

争議行為としての生産管理や政治ストの合憲性、それに公務員の労働基本権の制限に関する裁判例を検討する。

(11) 国会（その1）

国政調査権の範囲、委任立法の限界などについて裁判例を検討する。

(12) 国会（その2）・内閣

衆議院の解散権、独立行政委員会の合憲性について検討する。

(13) 司法

裁判官の市民的自由についての裁判例をとおして、裁判官の身分保障について検討する。

(14) 財政

憲法の財政民主主義にふれ、旭川市国民健康保険料訴訟を素材に租税法律主義を説明する。

(15) 地方自治

条例制定の範囲など徳島市公安条例事件などを中心に説明する。

3. テキスト

芦部信喜『憲法 第5版』（岩波書店・3月10日刊行予定）

4. 参考図書

憲法判例百選I 第5版（有斐閣）

憲法判例百選II 第5版（有斐閣）

5. 成績評価方法

1、期末試験（70点）、レポートの評価（20点）授業態度の積極性等の評価（10点）の総合評価で行う。

2、期末試験

1) 出題形式 論述式問題を出題する。いずれも事例検討問題を出すので、その事例に則して原告の立場、被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2) 判定基準 ①争点が正確に把握されているか、②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか、③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか、④その規範（基準）に照らして事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3) 2) で述べた判定基準により、A（優秀）、B（良い）、C（普通）、D（よくない）の4段階で判定する。

3、レポート 事例を分析する力、争点を見つける力、説得力のある理由を展開する力を育成するために、授業途中でレポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により、判定する。

4、授業態度の積極性の評価 毎回の授業における発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを評価する。授業への欠席回数が3回を超えると、特別な理由がない限り、期末試験は失格とする。3回以下の欠席であっても無断欠席は低い評価となる。

6. 備 考

授業前にレジュメを送信するので、かならず読んでおくこと

1. 授業の目標

本講義は、行政法の組織法・作用法部分についての基礎的な知識を学ぶことを目的としている。まず、行政活動を行う行政のしくみについて学ぶのが行政組織法である。次に、国・地方公共団体等が国民に対していかなる行政活動を行うのかを考えるのが行政作用法論であり、その法が行政作用法である。その中心は行政行為論になる。従って、行政法Aでは、行政は誰が行うのか（組織法）と、行政は国民・住民に対してどのようなしごとを行うのか（作用法）を学んでもらう。その前提的知識として、行政法の基礎理論（「法律による行政」の原理等）を本講義の前半部分で学んでもらう。

2. 授業の内容

(1) 行政法とは何か

行政法とは何か。統一的法典のない行政法をどのように捉えるかを、大陸法系、英米法系の歴史的発展の中で考えていく。法治国家、法律による行政の原理を所与のものとしてきた従来の行政法学が現代日本の中で果たして妥当するのか否かを検討し、行政法とは何かを理解していく。

(2) 組織法とは何か－組織法1

作用法の前提議論として、行政活動は誰が行うのかを考えてもらう。行政作用である行政行為（行政処分）を誰が行うのかを、まず国の組織から理解してもらう。行政組織の理解として、行政主体、行政機関、公務員がその手懸りとなる。

(3) 組織法とは何か－組織法2

行政活動の担い手は国以外にも、地方公共団体が挙げられる。地方の行政組織がどのようにになっているかを理解してもらう。地方の行政組織は大別して、執行機関と議事（議決）機関がある。

(4) 作用法の法源

行政活動の根拠法は成文法源（その中心は法律である）を主として、それを補充するものとして、不文法源（慣習法等）がある。

(5) 作用法のコントロール原理

行政活動は法によってコントロールされ、そのような考えが「法律による行政」の原理である。その中心的考えは「法律の留保」の原則である。学説は、侵害留保説から反侵害留保説の各説が支配的見解になりつつある。

(6) 作用法の行為形式1－行政計画

行政手段の一つとして、行政計画が国民に対して有用な効果を及ぼしている。行政計画の事前・事後の統制が問題となり、いかなる統制方法が考えられるかを理解してもらう。

(7) 作用法の行為形式2－行政行為（1）

学問上の概念である行政行為と実定法の概念である免許・処分等の違いを理解してもらい、行政行為の特質とは何かを学んでもらう。

(8) 作用法の行為形式3－行政行為（2）

（学説通説）田中二郎博士の行政行為の分類である法律行為的行政行為と準法律行為的行政行為の二分論を理解し、その後、それに対する反対学説（塩野宏・藤田宙靖等）を対してみる。附款についても扱う。

(9) 作用法の行為形式4－行政行為（3）

ここでは、行政行為の瑕疵について論ずる。無効原因、取消原因となる行政行為が瑕疵ある行政行為である。その瑕疵の有無を判定する基準がいかなるものかを考えてもらう。

(10) 作用法の行為形式5－行政行為（4）

ここでは、行政行為の取消と撤回がテーマとなる。同じ取消原因でも、当初から瑕疵がある「取消」と、処分後に瑕疵が生じた「撤回」都があるが、それらの法的効果等の差異を考えていく。

(11) 作用法の行為形式6－行政指導

行政は活動は、権力的な行政活動である行政行為に対して、非権力的な行政活動も行われている。その典型が行政指導で、国民の任意な服従・協力の下で、行政の目的とすることを遂

行するために用いられる手段である。

(1 2) 作用法の形式 7－行政契約

行政契約とは、行政庁が行政目的実現の手段として締結されるもので、現在、給付行政における行政契約が注目されている。公害防止協定等もここで扱う。

(1 3) 行政作用の強制方法 1－行政上の強制執行

義務の不履行を強制させるとして、行政上の強制執行がある。その種類としては、代執行、直接執行、執行罰がある。これらの強制には、法律の根拠がいる。

(1 4) 行政作用の強制方法 2－即時強制

即時強制とは、一定の場合において、相手方に義務を課すことなく、行政機関が直接に実力行使し、行政目的の実現を果たす手段である。従って、この行使には必ず法律の根拠がいる。

(1 5) 作用法の手続き・情報公開

平成 5 年に行政手続法が公布され、行政活動における手続きの透明性・公平性が求められている。違法な行政活動に対する事後的統制と共に、事前の統制も要請されている。

他方、平成 11 年には、いわゆる情報公開法が公布され、自治体の情報公開条例も新たに制定されたり、改正されたりした。又、最近、いわゆる個人情報保護法も公布された。これらの点を講じていく。

3. テキスト

原田尚彦『行政法要論前訂第七版』（学陽書房）

4. 参考図書

塩野宏・行政法 1（有斐閣）

芝池儀一・行政法総論講義（有斐閣）

宇賀克也・行政法概説 1（有斐閣）

小早川光郎ほか編・行政判例百選（有斐閣）

芝池儀一・判例行政入門（有斐閣）

芝池儀一ほか編・行政法の争点（有斐閣）

等

5. 成績評価方法

期末試験（80 点満点）、平常点（レポート）と出席状況の 20 点満点の総合評価を行う。

6. 備 考

事前に配布した資料を熟読しておくこと。

1. 授業の目標

民法Cは、「債権総論」を対象とする。本授業では、債権総論分野における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を債権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、債権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

2. 授業の内容

- 第1講 債権の目的-特定物債権と種類債権
- 第2講 利息債権
- 第3講 債権の強制
- 第4講 債務不履行I-履行補助者
- 第5講 債務不履行II-損害賠償の範囲
- 第6講 受領遅滞
- 第7講 債権者代位権
- 第8講 債権者取消権I-債権者取消権の法的性質
- 第9講 債権者取消権II-債権者取消権と二重譲渡
- 第10講 連帶債務
- 第11講 保証債務I-保証債務の補充性
- 第12講 保証債務II-保証の及ぶ範囲
- 第13講 債権譲渡・債務引受
- 第14講 弁済-債権の準占有者への弁済
- 第15講 供託、更改、相殺

3. テキスト

近江幸治『民法講義〈4〉債権総論 第3版補訂版』（成文堂、2009年）

*講義範囲に関連するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等で示すが、講義の中でテキ

ストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

4. 参考図書

- 内田貴『民法 III 債権総論・担保物権（第3版）』（東京大学出版）
大村 敦志『基本民法〈3〉債権総論・担保物権』（有斐閣）
加藤 雅信『新民法大系〈3〉債権総論』（有斐閣）
林良平他『現代法律学全集8 債権総論』（青林書院新社）
潮見佳男『債権総論〈1〉債権関係・契約規範・履行障害』（信山社）
潮見佳男『債権総論〈2〉債権保全・回収・保証・帰属変更』（信山社）
別冊ジュリスト『民法判例百選2 第6版 債権』（有斐閣）
別冊法学セミナー『債権総論—平成16年民法現代語化』（日本評論社）
司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）
司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）

5. 成績評価方法

期末試験 80%、プロセス評価 20%により評価する。

6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要論点について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーや授業終了後に受け付ける。もちろん、研究室在室時にも可能な限り対応する。

1. 授業の目標

「民法 D」は、債権各論の領域を対象とする。本授業では、債権各論における基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において実務上必要とされる基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を債権法法理の中で体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養する。当該科目の履修により、2年次以降の演習科目、展開科目を履修するための基礎的能力を育成し、債権法に関する法的諸問題を発展的、応用的に考察する素地を作る。

2. 授業の内容

- 第 1 講 契約の成立
- 第 2 講 双務契約における債権の牽連性
- 第 3 講 契約の解除
- 第 4 講 売買契約 I
- 第 5 講 売買契約 II
- 第 6 講 貸貸借契約 I
- 第 7 講 貸貸借契約 I
- 第 8 講 貸貸借契約 I
- 第 9 講 消費貸借契約
- 第 10 講 請負契約
- 第 11 講 雇用・委任契約
- 第 12 講 不当利得・事務管理
- 第 13 講 不法行為 I
- 第 14 講 不法行為 II
- 第 15 講 不法行為 III

3. テキスト

近江幸治『民法講義〈4〉債権総論 第3版補訂版』（成文堂、2009年）

*講義範囲に関連するテキストの該当ページは、シラバス・レジュメ等で示すが、講義の中でテキ

ストを参照することはない。テキストは授業の予習、復習用として活用すること。

4. 参考図書

内田貴『民法 2 債権各論 第 2 版』（東京大学出版会）

大村敦志『基本民法〈2〉債権各論』（有斐閣）

加藤雅信『新民法大系 4 契約法』（有斐閣）

加藤雅信『新民法大系 5 事務管理・不法利得・不法行為』（有斐閣）

山本 敬三『民法講義〈4-1〉契約』（有斐閣）

別冊ジュリスト『民法判例百選 2 第 6 版 債権』（有斐閣）

別冊法学セミナー『債権各論—平成 16 年民法現代語化（1）』（日本評論社）

別冊法学セミナー『債権各論—平成 16 年民法現代語化（2）』（日本評論社）

司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）

司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）

5. 成績評価方法

期末試験 80%、プロセス評価 20%により評価する。

6. 備 考

授業は、前半に該当範囲の基本的事項を対話形式で確認する。後半に該当範囲の重要論点について講義形式で解説を行う。受講者は、該当範囲の基本的事項およびシラバス掲載の「事例」について、予習をして授業に臨むこと。質問等は、オフィスアワーや授業終了後に受け付ける。もちろん、研究室在室時にも可能な限り対応する。なお、各範囲の主要論点を中心に取り上げるので、漏れる論点も多数出てくるので各自でフォローすること。

1. 授業の目標

本講義は、家族法の分野を取り扱う。教科書は指定するが、教科書は予習の際、読んでいることを前提として、設例を中心に双方向的授業を行うことに努め、法律実務家として必要な基礎的家事紛争解決能力を涵養するため必要不可欠な家族法知識の修得と法的思考能力の涵養を目指す。すなわち、家族法分野において「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等、法曹として必要な基礎的能力を育成する」ことを目指している。そのため、重要判例、最新判例はもとより、新司法試験や旧司法試験問題をも踏まえて作成した「設例・設問」を、事前にシラバスシステムを通して配布する講義資料の中に組み込み、予習と復習の便宜をはかる。なお、各回の授業が、「共通的到達目標モデル（第二事案）：民法」とどのように関連しているかについても、シラバス及び講義資料の中で明示する。

2. 授業の内容

① 家族法とは何か

現行民法の前提とする「近代家族の法理念」の意義を踏まえて、さらに多様化する現代家族への法的対処法を探る。その一つとして、財産法と比較して家族法の独自性を主張する身分行為論の考え方を、「身分行為と民法90条の関係」を論じる判例や学説を概観する中で、分析・検討する。

② 婚姻の成立、無効及び取消

婚姻は届出を形式的成立要件とし、婚姻意思の存在や婚姻障害事由に該当しないことを実質的要件として成立する。本講義では、現行民法における法律婚制度がどのように組み立てられているかを、婚姻の成立要件を通して理解する。個々の成立要件を個別的に注釈することは避け、婚姻をめぐる具体的設例・設問を検討することによって、婚姻の成立、無効及び取消の問題を学修する。

③ 婚姻の効力－1（夫婦としての地位に関する効果）

今回は、婚姻の一般的効果（身分上の効果）を学ぶ。守操義務、夫婦の氏、同居義務等を理解するが、今回も注釈的手法を避け、具体的設例・設問を通して、民法（戸籍法を含む）は夫婦の氏、親子の氏をどのように位置づけているか等、上記法的論点に関して具体的に理解する。また同様に具体的設例によって、別居中の夫婦の権利義務関係を家事紛争処理手続との関係を視野に入れて理解する。

④ 婚姻の効力－2（財産的効果－夫婦財産制）

今回は、婚姻中の夫婦の財産関係、すなわち夫婦間の所得や財産の帰属と管理、夫婦と取引関係に立った第三者との間の法律関係を理解する。婚姻中に夫が得た所得や所得によって取得された財産は夫の単独所有に属するのか、それとも妻との共有関係に立つか、第三者との関係ではどのように扱われるか、また所得税の課税関係はどうなるのかといった税法との交錯領域にも検討を進める。婚姻費用の分担、第三者との取引関係では、日常家事債務の連帯責任をめぐる具体的問題をも考察する。

⑤ 離婚法総論・離婚原因・離婚手続き

今回は、現行離婚制度である協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚及び新設の和解離婚の相互関係と離婚手続の理解、破綻主義離婚法理念を踏まえた、裁判離婚原因の個別の理解とその相互関係を学修する。民法改正の動きも考察の対象となる。

⑥ 離婚の効果1（身分上の効果）

今回は、離婚の法的効果のうち、氏と戸籍、離婚後の子の監護（親権者の指定、養育費や面接交渉権）の問題、子の引渡請求の問題まで検討を進める。わが国における離婚の増加傾向の特徴は、中高年夫婦の離婚数増にある。若年離婚と異なり、この層の離婚は子ども、とくに思春期に

ある子どもを巻き添えにすることが多い。これらの論点を具体事例を通して理解する。

⑦ 離婚の効果2（離婚給付と婚外関係の法的処理）

今回は、財産分与制度の沿革と意義を比較法的考察をも踏まえて論じ、財産分与の内容、法定夫婦財産制との関係、清算の対象財産の具体的な内容等の問題を論じる。

また、ここでは財産法と交錯する論点、財産分与請求権と債権者代位権・詐害行為取消権といった論点や、婚外関係（婚約、内縁・事実婚）の法的諸問題をも考察する。

⑧ 親子

今回は、民法上の親子関係が問題となった判例を基礎に、実親子関係では、民法772条の推定の及ぶ範囲、同条によっては推定されない子の法的地位、嫡出否認や親子関係不存在確認の訴えの要件と効果を理解し、嫡出でない子の認知の要件効果を理解する。養親子関係では、普通養子の成立要件と効果に関する知識を前提として、特別養子縁組の要件と法的効果を理解する。

⑨ 親権・後見・扶養

今回は、残された親族法領域で、関連性の強い「親権・後見・扶養」の問題をトータルにとり上げる。親権の意義と親権の発生要件、親権者の変更と未成年後見、未成年後見の開始原因、未成年後見の意義と後見の機関、成年後見、保佐等の意義、開始原因、保護機関、成年後見等の業務、親族扶養の法的性質、義務者の範囲、過去の扶養料の求償について、概要を理解する。

⑩ 相続人

今回の論点は、相続の開始原因、相続能力、相続人の種類とその順位、代襲相続（代襲原因、代襲相続人の要件）、相続資格の重複、相続の欠格や廃除が論点となる。あくまでも、注釈的講義を避け、これらの論点を包含する具体事例を示し、その具体事例の中から、論点を抽出させ、関連する学説や判例を参考することによって、問題解決に導く。

⑪ 相続財産

民法896条の包括承継の原則と例外の問題に関する論点、一身専属権、祭祀財産、生命侵害による損害賠償請求権、生命保険金請求権、死亡退職金の受給権、保証債務、借家権、無権代理と相続等々の問題を具体事例を通して理解する。時間的な制約から、論点を絞ることになる。

⑫ 相続分と遺留分

多義的な意義を持つ相続分とは何か、法定相続分とは何か、相続分の指定と遺贈の関係、具体的な相続分とその算定方法、寄与分とその算定方法、遺留分と自由分、遺留分とその算定方法、とくに相続債務が存する場合の遺留分侵害額の算定、寄与分・遺贈・遺留分の相互関係等を重要判例に基づき学修する。

⑬ 相続の承認と放棄

相続開始の時点で被相続人が所有・占有していた財産は、原則として全てそのまま法定相続人に承継される。しかし、相続人等はこのようにして自らに帰属した遺産に関する権利・義務の承継を強制されることはない。相続を承認するか、放棄するかの選択権を与えていた。本講義は、このような選択権（単純承認・限定承認・相続放棄）の意義を具体事例を通して学ぶ。とくに、限定承認や放棄を為しうる期間（熟慮期間）や再転相続に関する判例等を検討する。

財産法との交錯領域である、相続放棄と錯誤無効、相続放棄と詐害行為取消権の論点についても考察を加える。

⑭ 遺産の共有と関連問題、遺産の管理、遺産分割

民法898条は、相続財産は共同相続人の「共有」に属する旨を規定する。民法909条の遺産分割の遡及効との関連でも、遺産の共有の法的性質が議論されてきた。本講義に於いては、この論点を抽象的に論じるのではなく、遺産分割と可分債権・債務、連帶債務の相続、分割前の個別財産の持分譲渡、相続と登記、遺産分割と登記、遺産の管理、相続開始後遺産分割までに生じた不動産賃料債権の法的性質及び遺産分割との関係等の具体的な論点を、重要判例を通して理解する。

⑮ 相続回復請求権と遺言

最終回は、相続回復請求権と遺言の問題を検討する。相続回復請求権の意義と性質、短期消滅時効の意義、共同相続人が相続回復請求権の相手方となりうるか等の論点を、遺言に関しては、遺言の方式と効力、遺言の執行、特殊問題として相続させる遺言の法的性質等の論点を、重要判例を通して理解する

3. テキスト

- ・講義時間毎に、編集・作成した「教材・講義録」を事前に交付する。
- ・二宮周平『新法学ライブラリー9 家族法 第3版』（新世社）

4. 参考図書

- ①有地亨『新版 家族法概論〔補訂版〕』（法律文化社）
- ②大村敦志『家族法 有斐閣法学叢書 第2版補訂版』（有斐閣）
- ③伊藤昌司『相続法』（有斐閣）
- ④内田貴『民法IV（補訂版） 親族相続』（東京大学出版会）
- ⑤『新版 注釈民法』（家族法関連部分）（有斐閣）
- ⑥『私法判例リマーカス（家族法関連部分）』（法律時報社）
- ⑦松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス 民法III 親族・相続』（信山社）

5. 成績評価方法

中間テスト（課題レポートの場合もある）2回（20点）、「授業への参加度（授業中の質問や応答、質問票への書き込みその他）（10点）と「期末試験の評価」70点の総合評価による。期末テストは、「共通的到達目標モデル（第二事案）：民法」を踏まえて出題される。成績評価の基準は、家族法分野において「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の法曹として必要な基礎的能力を育成する」という本授業の目標に照らして、これら到達目標を全て高い水準で充足している場合、A+（100-90点）、これら到達目標を全て充足している場合、A（80-89点）、これら到達目標を概ね充足している場合、B（70-79点）、これら到達目標を最低限充足している場合、C（60-59点）と評価され、これら到達目標におおむね到達していないと評価された場合、F（不合格、59点以下）とされる。

授業への出席は義務であり、出席自体が「授業への参加度」の評価の対象となることはない。質問時の沈黙や予習不足は不利益評価になる。他者とのコミュニケーションが成立しているものを評価する。

6. 備 考

事前に配布された「教材・講義録」に基づいて、受講生は全員、十分な予習をして講義に望まなければならない。特に教科書は全員が読んでいることを前提として、また、講義時間毎に指定される「課題文献／判例」も読んでいるものとして講義は進められる。

双方向的授業を補完するため、掲示板（Speakers' Corner）を開設する。

1. 授業の目標

①会社法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと、会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。③商法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をし、全体の見通しを獲得し、商法に関し自ら学習できる能力の涵養とを重視する。

本講義では、会社法と商法に関する基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において必要とされる基礎的法知識の修得を目指すとともに、それぞれの制度がどのように民法の原則を（法律行為、契約等の原則）を修正しているのか、それはなぜか、といった観点を重視し、私法システム全般の理解の進展をも目的とする。さらに、それらの知識を具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養するための準備を行う。

2. 授業の内容

①総論（会社の概念）・通則

②株式会社の機関総説、役員等の選任・解任

③株主総会 その1：招集・運営

④株主総会 その2：決議瑕疵

⑤取締役・取締役会・代表取締役 その1：権限

⑥取締役・取締役会・代表取締役 その2：義務と報酬

⑦取締役等の責任 その1：対会社

⑧取締役等の責任 その2：代表訴訟・差止め

⑨取締役等の責任 その3：対第三者

⑩計算 その1：総論 会社法における債権者保護

⑪計算 その2：資本等の変動

⑫計算 その3：剰余金配当

⑬会社法 総則（通則：会社1～5条を除く）

⑭商法（総則・商行為）

⑮有価証券法

3. テキスト

神田秀樹『会社法』弘文堂

4. 参考図書

『会社法判例百選』有斐閣

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）

『商法（商法総則・商行為法）判例百選』有斐閣

弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』有斐閣
田中 昭『テキストブック手形法・小切手法』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（60点），平常点（40点）の総合評価。本講義では，修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち，主として①基礎的法知識の修得，②専門的法知識の体系的理解，③法的思考能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験（中間・期末）では，講義内容を正確に理解しているかを中心に，各時期における学習達成度を測る。形式は，法文の解釈を問う問題，判例に関する知識を問う問題，簡単な事例問題等種々多様である。平常点は，予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか，積極的に発言がなされているか等の，授業への参加度を，評価対象とする。

6. 備 考

予習として，指定された資料（条文，テキスト，判決例等）を通読するが求められる。その際，重要なことは，「わからない点」を明確にしておくことである。授業中の発言において，「この点がわからない」というものは評価する（ただし，「読んでいない」「全く考えていない」からわからない，というのは論外である。復習については，授業時に説明する。

本講義では，会社法第8編「罰則」は取り上げないので注意すること。

1. 授業の目標

判決手続における主要な論点を重点的に検討することを通して、民事訴訟の基礎理論を正確に把握し、問題解決に至る基本的な思考回路を修得することが第一義である。条文についての正確な理解、そのための有力な手掛かりとなる判例の見解に対する批判的検討などを前提に、簡素化された具体的な事案の処理を双方向かつ多方向に議論する形で進行したい。その過程において、民訴法の基礎的かつ専門的法知識を体系的に理解し、正確に理解した条文や判例等の知識を駆使して事例や問題を分析検討し、妥当な回答に至る思考能力を獲得することが目標である。

2. 授業の内容

【1】申立事項と判決事項

【2】既判力の時的限界

【3】既判力の客観的範囲（1）

【4】既判力の客観的範囲（2）

【5】既判力の主観的範囲（1）

【6】既判力の主観的範囲（2）

【7】共同訴訟（1）

【8】共同訴訟（2）

【9】共同訴訟（3）

【10】訴えの主観的併合

【11】補助参加と訴訟告知（1）

【12】補助参加と訴訟告知（2）

【13】独立当事者参加

【14】訴訟承継

【15】予備／まとめ

3. テキスト

i) 山本弘=長谷部由起子=松下淳一・民事訴訟法（有斐閣・平成21）

ii) 高橋宏志=高田裕成=畠瑞穂編・民事訴訟法判例百選〔第4版〕（有斐閣・平成22）

4. 参考図書

i) 高橋宏志・重点講義 民事訴訟法（上），（下）〔補訂第2版〕（有斐閣・平成17,22）

ii) 伊藤眞・民事訴訟法〔第3版4訂版〕（有斐閣・平成22）

iii) 藤田広美・講義民事訴訟（東京大学出版会・平成19）

- iv) 小林秀之・ケースで学ぶ民事訴訟法〔第2版〕(日本評論社・平成)
- v) 伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点(有斐閣・平成21)
- vi) 大島眞一・完全講義 民事裁判実務の基礎(民事法研究会・平成21)

5. 成績評価方法

- 1. 期末試験(60点)、レポート課題(30点)および平素の授業におけるプロセス評価(10点)の総合評価による。
- 2. 期末試験 1)出題形式 ①事例問題 大問1(小問2~5より成る)
②六法(判例付のものは除く)のみ参照可
2)試験時間 120分を予定
3)採点基準 ①簡素化された事例を基に、各小問で提示された問い合わせに対して、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか。
②条文や判例などの正確な把握・分析を前提に、考察がされているか。
③論述にあたって、整序された形で、スムースな論理が展開されているか。
- 3. レポート課題 1)シラバス提示の設問につき、複数回(3回以上)、レポートの提出を求める。
2)提出されたレポートを10点満点で採点し、各受講生につき、その得点上位3通の合計点でもって、レポート課題30点の評価とする。
- 4. プロセス評価 1)積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。
2)評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度
②設問に対する回答内容
③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討
④設問や回答を契機とする発展的課題の示唆
⑤議論を総括する形での整理…など

6. 備 考

1. 詳細については、電子シラバスに譲るが、できうる限りプロブレムメソッドによるインタラクティブな授業を実現したい。毎回1~2つくらいの事例問題を提示し、予めテキスト等により十分な予習をされたことを前提に、1)問題を考えるための予備知識を質疑応答で確認したのち、2)問題の考察に際して、判例や学説の考え方を批判的に検討・議論するなどして、妥当な解決に至る論理的な思考回路を自家藻籠中のものとしたい。

2. なお、この授業においては、3回を超えて欠席した場合には、単位を認定しない(「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ」参照)。

1. 授業の目標

刑法学は刑法総論および刑法各論の二つの分野から成り立っている。本講義では総論をメインに取り扱いつつも、両分野の基礎について修得することを目的とする。

刑法の場合、総論と各論の片方だけ得意になるということは稀である。両分野は有機的に関連している部分が少なくなく、総論の理解が不足していると各論の理解も一定のところで立ち止まってしまうのが通常であり、その逆もまた同じである。もっとも、総論の議論は抽象的なきらいがあるため、前期は各論を主として扱い、犯罪の具体的なイメージをつかんでもらった。

本講義では、刑法Bにおける各犯罪の成立要件の学修をふまえ、犯罪の一般的な成立要件である犯罪論を中心に理解を深めることとする。もっとも、その中で各論と総論が交差する議論についても触れながら講義を展開し、講義終了時には、総論の基礎をマスターしてもらうことを狙いとする。

刑法総論は、全ての犯罪に共通する一般的・普遍的原理を明らかにするものであり、体系的に理解する能力が重要となってくる。また、体系的理解に基づき、個々の具体的事例についての問題を解決していく能力が要求される。本講義は、これらの能力の涵養に努め、犯罪論を理解していくことを目的とする。

2. 授業の内容

- ① 犯罪論の基礎理論 構成要件論（1）
 犯罪の成立要件 構成要件要素
- ② 構成要件論（2）
 因果関係論
- ③ 構成要件論（3）
 不作為犯
- ④ 構成要件論（4）
 故意論 錯誤論
- ⑤ 構成要件論（5）
 過失犯論 結果的加重犯
- ⑥ 違法性論（1）
 正当防衛
- ⑦ 違法性論（2）
 緊急避難
- ⑧ 違法性論（3）
 その他の違法性阻却事由（正当行為、被害者の同意）
- ⑨ 責任論（1）
 責任論の基礎 責任能力 違法性の錯誤
- ⑩ 責任論（2） 未遂犯論（1）
 違法性阻却事由の錯誤 未遂犯
- ⑪ 未遂犯論（2）
 不能犯 中止犯
- ⑫ 共犯論（1）
 正犯 間接正犯 原因において自由な行為
- ⑬ 共犯論（2）
 共同正犯 教唆犯・幫助犯
- ⑭ 共犯論（3）
 共犯の諸問題
- ⑮ 罪数論
 犯罪の個数

3. テキスト

- ・井田良『講義刑法学・総論』（有斐閣・2008）

- ・西田典之『刑法総論〔第2版〕』（弘文堂・2010）
- ・山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣・2007）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選I 総論〔第6版〕』（有斐閣・2008）

4. 参考図書

- ・西田典之ほか編『判例刑法総論〔第5版〕』（有斐閣・2009）
その他、適宜指示する。

5. 成績評価方法

期末試験（80点）と平常点（20点）を勘案して評価する。期末試験は短答式問題、論文式問題によって構成される。平常点については、レポート、小テスト、授業態度、出席状況等を総合して評価する。

6. 備 考

テキストは、上にあげた井田（行為無価値論）、西田、山口（結果無価値論）のいずれか一冊を用意し、予習・復習に用いて頂ければと思います。既に他の教科書を持っている場合はそれを使用しても構いません。また、判例百選は判例を理解するためには欠かせません。

1. 授業の目標

刑事訴訟は、犯罪に対して刑罰を科すための手続きである。しかしその手続きは、刑罰権の確実な行使だけを目的とした単線的なものであってはならず、被疑者・被告人の人権保障という要請も、同時に満たすものでなければならない（デュー・プロセスの保障）。

この授業では、刑事手続きの基本的な流れと基本理念を押さえた上で、上述の2つの要請のバランスのあり方に留意しつつ、主として判例に素材を求めながら、公判手続きと証拠法の領域における刑事訴訟法の様々な解釈論上の争点に検討を加える。なお、刑事訴訟法においては、実務と理論との乖離が指摘されることが多いので、両者の関係（単に「乖離」と呼べるほど単純ではない）についても踏み込んだ考察を行い、理解を深める。

2. 授業の内容

① 公判前整理手続き（1）－概要－

公判前整理手続きについて、手続の流れ、制度趣旨などを概観する。

② 公判前整理手続き（2）－証拠開示－

公判前整理手続きにおける証拠開示について、具体的な事例を素材として検討する。

③ 公判手続き

公判廷の構成、公判期日の手続きを概観し、公判手続きの進行をめぐる具体的な問題について検討する。なお、手続きの流れについては、映像教材を視聴するほか、教科書の記述を通じた自学自修に多くの部分を委ねる。

④ 審判の対象（1）－審判の意義・訴因変更制度の概要－

訴因制度の概要とその意義、刑事訴訟における審判対象論について概観する。

⑤ 審判の対象（2）－訴因変更の要否・可否－

訴因変更の要否、および、訴因変更の可否について、具体的な事例を素材として検討する。

⑥ 証拠総説

証拠とは何かおよびその種類について確認し、証拠の使用をコントロールするルールである証拠法の意義とその基本原則（証拠裁判主義・自由心証主義・疑わしきは被告人の利益に）について理解する。また証明のルールである举証責任と推定について理解する。証拠調べの手続きについてもここで概観し、刑事免責にも触れる。

⑦ 証拠の許容性（1）－関連性－

証拠の関連性について概観する。特に、自然的関連性の問題として、科学的証拠の許容性について検討する。また、法律的関連性について、いわゆる悪性格の証明についても検討する。

⑧ 証拠の許容性（2）－違法収集証拠排除法則－

違法収集証拠排除法則について、形成された判例法を理解するとともに、具体的な裁判例の検討を通じて、その具体的な適用方法を検討する。

⑨ 自白

刑事裁判における自白の証拠としての利用を規制する自白法則の意義と運用法について、検討を加える。また、自白の証明力判断をめぐる問題を概観し、自白の補強法則について検討する。

⑩ 伝聞法則（1）－伝聞法則の意義と機能－

伝聞証拠とは何か、なぜその利用が原則として禁止されるのか（＝伝聞法則）を検討する。そのうえで、具体的に伝聞証拠か否かが争われる場面について検討する。

⑩ 伝聞法則（2）－伝聞例外・その1－

伝聞法則の例外として許容される供述証拠について、それぞれの意義と解釈論上の問題点について検討する。特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題を扱う。法学未修者にとっては特に理解が難しい重要論点であるため、第10回と第11回にまたがって扱うこととする。

⑪ 伝聞法則（3）－伝聞例外・その2－

伝聞法則の例外として許容される供述証拠について、それぞれの意義と解釈論上の問題点について検討する。特に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題に、裁判官面前調書、検察官面前調書など、供述調書（供述録取書・供述書）の理由をめぐる問題を扱う。法学未修者にとっては特に理解が難しい重要論点であるため、第10回と第11回にまたがって扱うこととする。

⑫ 裁判の意義と内容

裁判の種類、それぞれの意義について概観する。そのうえで特に、有罪判決にかかる問題として、いわゆる択一的認定について検討する。

⑬ 裁判の効力と一事不再理

裁判の効力について、今日の通説的な見解を前提として概観する。そのうえで、一事不再理効（二重の危険）について、理論的根拠を示しつつ、具体的な適用における諸問題を検討する。

⑭ 救済手続き

上訴（控訴、上告、破棄判決の拘束力、攻防対象論など）と非常救済手続き（再審・非常上告）について検討する。

⑮ まとめ

全体のまとめを行う。

3. テキスト

- 田口守一『刑事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2009年）
- 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選（第9版）』（有斐閣、2011年）

4. 参考図書

※特に頻繁に参照するものとして、

- 田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996年）

※各自で活用すべきものとして、

- 松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点（第3版）』（有斐閣、2002年）
- 池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義〔第3版〕』（東大出版会、2009年）
- 上口裕『刑事訴訟法〔第2版〕』（成文堂、2011年）
- 白取祐司『刑事訴訟法〔第6版〕』（日本評論社、2010年）

5. 成績評価方法

平常点(40%、学期中に2度の提出を求めるレポートへの評価を含む)。

学期末試験の成績(60%)。

6. 備 考

- 教科書については自学自修を基本とし、講義では教科書の理解が困難と思われる部分の解説と、教科書の理解を前提としたケースメソッド（事例の検討を中心とした授業）を行う。
- 事前にレジュメを配布し、講義内容のアウトラインを示す。ただし、授業は、あくまでも教科書の熟読を前提として進行するので、レジュメの存在に頼ってその記載内容だけを頭に入れて講義に出席するのは無意味である（この講義におけるレジュメは、あくまでも講義当日に扱う内容を簡潔にしめたアウトラインに過ぎない）。
- 予習すべき内容については、シラバスシステムで告知する。

- ・学修に必要な文献を適宜紹介するので、各自で入手して精読すること。
- ・予習または復習の補助として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

1. 授業の目標

我が国で行なわれている法社会学の諸研究を幅広く取り上げ、法に関する研究手法やその帰結の多様性を理解しながら、法で社会をコントロールするという一面的な把握からの認識論的な脱却を図ることを目的とする。各講義は、我が国の法現象を経験的に取り上げようとする法社会学の研究をアプローチ別に編成し、研究者の作業とその帰結としての我が国の法の在り様の描かれ方をありようが明確に理解できるよう工夫される。全体として、自らが対面する法的場面に内在する諸問題への感受性を高め、法律家の社会的役割についての理解を深める一助とする目的とする。

2. 授業の内容

①ガイダンス 「法」と「社会」

大学という制度における法社会学の位置づけを端緒として、「法」と「社会」の扱い方を中心に法社会学の学問の特質を考える。

- ・学問（大学・学部）という制度の中の法社会学の位置付けはどのようなものなのか？。
- ・法社会学は、「法」社会学なのか、法「社会」学なのか、あるいはまた別のものなのか？。

②法社会学の歴史

法解釈学との関係を軸にしながら、法社会学の歴史を「学問的アイデンティティ」を手がかりに理解することで、法社会学の”いま”についてのイメージをつかむ。

- ・法解釈学の拡張としての法社会学？
- ・法社会学の「学問的アイデンティティ」の確立？

③法社会学の多様性

法社会学についての各法科大学院のシラバスを参照し、法社会学の多様性（とあれば共通性）を把握しようとする。

- ・法社会学の多様性の起源
- ・法社会学の研究手法

④機能主義的システム論による法社会学

我が国の公式法制度の動態を、機能的側面から理解しようとする法社会学を取り上げる。

参考文献：六本佳平『日本の法システム』放送大学教育振興会
宮澤節生『法過程のリアリティ』日本評論社

⑤法文化比較的手法による法社会学

法意識（契約意識）に関する調査結果の多国間比較の試みを取り上げ、そこに現れる法概念の特質を検討する。

参考文献：「特集・日本人の契約觀と法意識」『ジュリスト』1096号（1996年）

⑥機能主義による法社会学

機能主義による法社会学研究を取り上げ、そこで取り上げられる法の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄『現代社会と弁護士』日本評論社

⑦経済学的手法の法社会学

法制度を経済学的手法によって分析する研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：マーク・ラムザイアー『法と経済学：日本法の経済分析』弘文堂

⑧法過程分析の法社会学 I：政治過程の法社会学

法過程の中でも、政策過程についての研究を取り上げ、そこでの法の在り様の理解を深める。

参考文献：阿部昌樹『ローカルな法秩序 法と交錯する共同性』勁草書房

⑨法過程分析の法社会学Ⅱ：紛争過程の法社会学

紛争過程についての経験的な研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄編著『紛争処理と合意』ミネルヴァ書房

和田安弘『法と紛争の社会学』世界思想社

⑩心理学的手法による法社会学

心理学的手法による法へのアプローチを取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：木下麻奈子『条例制定の心理的基盤—男女共同参画条例における立法者意識の伝播と変容—』

法社会学第57号 5-23頁 (2002年) ほか

⑪言説分析による法社会学

言語分析による研究を取り上げ、そこにおける法の在り様の理解を深める。

参考文献：棚瀬孝雄編著『法の言説分析』ミネルヴァ書房

⑫構築主義的手法による法社会学

構築主義の社会学といわれる視角による研究を取り上げ、そこで法の現れ方を理解する。

参考文献：北澤毅・片桐隆嗣『少年犯罪の社会的構築』東洋館出版社

⑬法を「実践」という観点から注目する法社会学

法という実践的基盤を明らかにしようとする試みを取り上げ、そこに現れる方の姿を理解する。

参考文献：日本法社会学会編『法—その実践的基盤』法社会学第57号

⑭エスノメソドロジー・会話分析による法社会学

エスノメソドロジーという研究視角に基づく研究、あるいは会話分析といわれる技法を用いた分析による研究を取り上げ、そこに現れる法の姿を理解する。

参考文献：樺村志郎『「もめごと」の法社会学』弘文堂ほか

⑮総 括

本講で取り上げられた諸研究全般にわたって、担当教員が設定するテーマについてディスカッションを行なう。

3. テキスト

講義毎に指示する。

4. 参考図書

上述のほか、講義毎に指示する。

5. 成績評価方法

成績評価は、担当報告の評価、実習の成果、試験の評価の3つによる。

(1) 担当報告の評価 (20%)

受講者には回数が平等になるよう、指定文献の内容やそれについての検討事項の提案などの報告を求める。

(2) 実習の成果 (20%)

当講義では、ルールに関する社会調査を課題とした実習を実施する。この実習の成果を評価の対象とする。実習の成果は、草稿を報告／評価を得て改訂し、第2稿を完成番として提出してもらい、評価の対象とする。

(3) 試験の評価 (60%)

当講義の試験では、この講義全般を受講したことで、法社会学者と語り合うことができるようになったかを評価する問題を出題する。

6. 備 考

1. 授業の目標

情報操作とメディアリテラシー、冤罪・誤判と報道被害を主なテーマとし、犯罪報道と情報操作、戦争報道を情報操作の関係を中心に分析・考察する。具体的には、松本サリン事件、志布志事件、裁判員制度、被害者参加制度、死刑制度、検察審査会、郵政不正事件、小沢事件、鹿児島高齢者夫婦殺害事件、原爆投下、9・11事件などを取り上げ、特に、過去と現在との関連、政府と国民の区別、権力とメディア・市民の関係といった視点を重視しながら、国家・政治・国際関係の基本的構造と特徴・問題点を明らかにする。授業全体を通じて、犯罪・戦争報道と情報操作、冤罪・誤判と報道被害に関する基本的知識を習得すると同時に、多角的な多様な視点と方法、独自の問題意識、メディアリテラシー（情報を読み解く力）を育成することができる。

2. 授業の内容

①冤罪・誤判と報道被害

※過去の冤罪・誤判と報道被害を一つ選択して調べた結果を発表する。また、授業毎にその会の感想文をA4で1~2枚(1000字以上)にまとめてメールでワード文書にて提出する。そして、最終講義までに課題レポート(テキストである拙著『志布志事件の教訓と裁判員制度の罷免・冤罪・誤判と報道被害の構図を越えて』南方新社、2011年の書評)をA4で4~5枚(5000字以上)にまとめて提出する。

②松本サリン事件(上)

③松本サリン事件(下)

④志布志事件(上)

⑤志布志事件(下)

⑥裁判員制度について

⑦被害者参加制度について

⑧死刑制度について

⑨検察審査会について

⑩郵政不正事件

⑪小沢事件

⑫原爆神話からの解放(原爆投下と日本降伏)

⑬9・11事件の衝撃と「対テロ戦争」の発動

⑭講義の総まとめ

※情報操作とメディアリテラシー、あるいは冤罪・誤判と報道被害とは何かを最後にあらためてまとめて考える。前半を総括的説明、公判を質疑討論にあてる。

3. テキスト

木村朗著『志布志事件の教訓と裁判員制度の罷免・冤罪・誤判と報道被害の構図を越えて』(南方新社、2011年)を主なテキストとする。また、テキストとは別に配布する資料により、授業を進める。

4. 参考図書

拙著『危機の時代の平和学』(法律文化社、2006年)、木村朗編著『メディアは私たちを守れるか?』(凱風社、2007年)など。

5. 成績評価方法

レポート（70%）, 出席・質疑応答（30%）の総合評価とする。質疑応答および討議は、授業中の教員との質疑応答と学生同士の議論を含む形で全体として評価する。

6. 備 考

講義の具体的テーマに沿った関連ビデオの上映を適宜行うことによって理解を深める。

1. 授業の目標

東京裁判（正式名称は極東国際軍事裁判）とは、日本占領期の1946年5月から1948年11月にかけて連合国11カ国が日本指導者28名、いわゆるA級戦犯の国際法上の刑事責任を追及した戦争犯罪裁判である。本講義は、戦後日本政治史、国際政治史をふまえつつ、東京裁判を広く国際政治の文脈に位置づけ、「権力」と「規範」の交錯という観点から政治史的に分析するものである。

2. 授業の内容

① 「歴史」問題と外交

「A級戦犯」の靖国神社合祀過程を素材にして、「歴史」問題と外交の関係、東京裁判の政治史的分析の意義について議論する。

② 戦争犯罪論と東京裁判論

近代における戦争犯罪概念、東京裁判論議の特徴などの基本事項について解説したうえ、新たな分析枠組みについて考察する。

③ 国際軍事裁判の成立

ナチ指導者に対する国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判）が成立する過程を分析し、第二次世界大戦時の戦犯処罰政策の特質について考える。

④ 東京裁判の基本政策

アメリカを中心に連合国諸政府の政策決定を検討し、対日戦犯処罰の枠組みが形成される過程と諸要因、昭和天皇の処遇問題を分析する。

⑤ 檢察の論理

戦犯容疑者の逮捕、被告選定、起訴状作成過程など、開廷前の動向を解明したうえ、検察側立証の特質を検証する。

⑥ 弁護の論理

日本政府の対応、日本側弁護団の成立、アメリカ人弁護人の任命など、開廷前の動向を解明し、弁護側反証における「国家弁護」と「個人弁護」について分析する。

⑦ 判決の論理

判事団内部の権力状況を検証し、従来ほとんど不分明であった「多数判決」の作成過

程、その特質と刑の量定について現時点で可能な限りの解明を試みる。

⑧ 対日戦犯裁判の終結

対日戦犯裁判の終結政治過程をアメリカの対ドイツ政策との関連で検討し、対日占領政策の転換、冷戦の影響、戦犯裁判固有の意味について考える。

⑨ 戦犯釈放の開始

占領期の戦犯釈放過程を取り上げ、G H Qによる減刑・仮釈放、サンフランシスコ講和条約第11条の意味を分析する。

⑩ 戦犯釈放の完了

独立回復後の戦犯釈放過程を取り上げ、受刑者の「大赦 amnest」と「仮釈放 parole」をめぐる旧連合国諸政府と日本の外交交渉・対外政策決定を分析する。

⑪ 現代日本における「A級戦犯」

「A級戦犯」の今日的意味、東京裁判の被告と戦争責任の関係について具体的な事例を参考しながら検討する。

⑫ 東京裁判の「遺産」

東京裁判で提出された五つの個別意見書の意味について、インド代表判事の反対意見を中心に国際政治と日本政治の文脈から再検討する。また国際刑事裁判所（ICC）ほかの国際社会における刑事制裁の現状を検証し、東京裁判の「遺産」を考える。

⑬ 日本占領政策の意味（1）

東京裁判に関する深い分析を終えた段階で、より広い視野に立ち、日本占領政策の総合的な検討を試みる。

⑭ 日本占領政策の意味（2）

東京裁判に関する深い分析を終えた段階で、より広い視野に立ち、日本占領政策の総合的な検討を試みる。

⑮ 総括

「裁き」の対象としての「国家」と「個人」の関係、東京裁判に内在する「権力」と「規範」の論理を抽出し、議論を総括する。

3. テキスト

日暮吉延『東京裁判』（講談社現代新書〔講談社〕、2008）

：適宜、講義資料を配付する。

4. 参考図書

- ・日暮吉延『東京裁判の国際関係——国際政治における権力と規範』（木鐸社、2002）
- ・牛村圭・日暮吉延『東京裁判を正しく読む』（文春新書〔文藝春秋〕、2008）
- ・児島襄『東京裁判』全2巻（日暮吉延解説、中公文庫・改版、2007）
- ・保阪正康『東京裁判の教訓』（朝日新書、2008）
- ・半藤一利・保坂正康・戸部良一・御厨貴・福田和也・日暮吉延「新・東京裁判」（『文藝春秋』2008年10月号）
- ・牛村圭『「勝者の裁き」に向かって』（ちくま新書、2004）
- ・東郷和彦『歴史と外交』（講談社現代新書、2008）
- ・リチャード・マイニア（安藤仁介訳）『東京裁判——勝者の裁き』（福村出版、1972）
- ・アーノルド・ブラックマン（日暮吉延訳）『東京裁判——もう一つのニュルンベルク』（時事通信社、1991）
- ・ジョン・ルース（日暮吉延監修、山田寛訳）『スガモ尋問調書』（読売新聞社、1995）
- ・五十嵐武士・北岡伸一編『〔争論〕東京裁判とは何だったのか』（築地書館、1997）
- ・富士信夫『私の見た東京裁判』全2巻（講談社学術文庫、1988）
- ・栗屋憲太郎『東京裁判への道』全2巻（講談社選書メチエ、2006）
- ・小林弘忠『巢鴨プリズン』（中公新書、2002）
- ・芝健介『ホロコースト』（中公新書、2008）
- ・藤田久一『戦争犯罪とは何か』（岩波新書、1995）
- ・多谷千賀子『戦争犯罪と法』（岩波書店、2006）
- ・東京裁判研究会編『共同研究パル判決書』全2巻（講談社学術文庫、1984）
- ・小堀桂一郎『東京裁判　日本の弁明』（講談社学術文庫、1995）
- ・清瀬一郎『秘録　東京裁判』（中公文庫、2002）
- ・武藤章『比島から巢鴨へ』（日暮吉延解説、中公文庫、2008）
- ・五百旗頭真『日本の近代6——戦争・占領・講和』（中央公論新社、2001）

- ・村田良平『村田良平回想録』下巻（ミネルヴァ書房、2008）
- ・ジョセフ・ナイ（田中明彦・村田晃嗣訳）『国際紛争 [原書第6版]』（有斐閣、2007）

5. 成績評価方法

小テスト成績（60%）、授業での質疑応答点（40%）

6. 備考

本講義は、受講者によるテキストの事前理解を前提として論点を整理し、議論を重ねる形式で進行する。受講生は毎回、テキストの該当部分を事前に読むことが求められる。

なお第1回講義までに、テキスト『東京裁判』（講談社現代新書）の第一章1「靖国合祀をめぐって」を事前に読んでおくこと。

2 年

II. 2年次目次

II-1. 前期

- 行政法B
- 憲法問題演習A
- 商法A
- 商法B
- 民法問題演習A
- 民事訴訟法問題演習
- 刑法問題演習A
- 刑事訴訟実務の基礎
- 日本法制史
- 知的財産法
- 不動産登記法問題演習
- 法律学総合特別演習（行政法）

土居 正典	64
小栗 實	66
大野 友也	68
志田 惣一	70
采女 博文	72
齋藤 善人	74
南 由介	76
森川 誠一郎	77
山中 至	78
寺本 振透	80
上野 牧門	82
伊藤 周平	84

II-2. 後期

- 憲法問題演習B

- 行政法問題演習A
- 行政法問題演習B
- 商法B
- 民事執行・保全法
- 民法問題演習B
- 民法問題演習C
- 商法問題演習A
- 刑法問題演習B
- 刑事訴訟法問題演習
- 民事訴訟実務の基礎A
- 刑事模擬裁判
- 外国法

小栗 實	86
大野 友也	90
伊藤 周平	91
河野 通孝	92
志田 惣一	94
堀野 出	95
采女 博文	96
緒方 直人	98
志田 惣一	100
南 由介	102
中島 宏	104
松下 良成	104
森川 誠一郎	100
緒方 直人	108
石川 英昭	110
植本 幸子	112
大野 友也	112
森田 豊子	114
河野 正憲	114
曾我 一正	116
紺屋 博昭	116
未定	118
緒方 直人	118
未定	122

- 倒産法
- 知的財産法B
- 労働法
- 商業登記法問題演習
- 少子高齢社会と法
- 公共政策法務

II - 3. 集中講義

リーガルクリニックA
(法曹倫理入門を含む)

リーガルクリニックB

エクスタンシップ

法制史

米田 憲市	124
前田 稔	
松下 良成	
白鳥 努	
本木 順也	
米田 憲市	126
前田 稔	
松下 良成	
白鳥 努	
本木 順也	
米田 憲市	128
前田 稔	
松下 良成	
白鳥 努	
本木 順也	
直江 真一	130

2年 前期

2年 前期

1. 授業の目標

本講義では、行政法中、救済法についての基礎的な知識を習得することを目的とする。つまり、国民・住民が違法・不当な行政活動によって権利・利益等を侵害された場合に、それを救済するシステムを学ぶのが行政救済法のパートである。その救済法には、国家補償法と行政争訟法がある。国家補償法とは、損失補償と国家賠償であり、他方、行政争訟法とは、行政不服審査法と行政事件訴訟法である。最低限、これらの事項を習得してもらうこと本講義の目標としている。

2. 授業の内容

(1) 救済法とは何か

不当、適法、違法な行政活動によって被害を受けた国民が法的に救済される制度として、国家補償と行政争訟の2つがある。前者は損失補償と国家賠償である。後者は不服申し立てと行政訴訟である。

(2) 救済法と国家補償法

国家補償制度は損失補償と国家賠償から成り立っている。このことをまず理解してもらう。次に、救済上、損失補償と国家賠償の差異について学んでもらう。

(3) 国家補償法 1－損失補償

損失補償とは、適法な行政活動によって生じた損失を填補するシステムである。とりわけ、公共工事に伴って個人の財産が侵害される場合に、それをいかに補償するかが問題となり、それらの問題についての諸判例を検討する。

(4) 国家補償法 2－国家賠償（1）

国家賠償とは、人・物による違法な行政活動生じた外を償う制度である。ここでは、過失責任主義に基づく国家賠償法1条（公務員の公権力の行使に基づく損害の賠償責任）について理解してもらう。

(5) 国家補償法 3－国家賠償（2）

国家賠償法2条は、公の营造物（道路・河川等）の設置・管理に瑕疵があった場合、行政主体（国・公共団体）は賠償責任を負うというものである。同条の責任は無過失責任である。

(6) 救済法と行政争訟法

不当・違法な行政活動によって権利・自由・財産等の侵害を受けた場合、その救済を図るシステムが行政争訟法である。行政争訟としては、苦情申立て、不服申し立て、そして、行政訴訟である。

(7) 苦情処理制度

行政活動についての国民からの苦情・不服を受ける非公式的で簡略な手続きとして、苦情処理制度である。同制度の担い手として、国には総務省、行政観察事務所があり、地方にも同様の機能を果たすものがある。最近では、自治体レベルでは、条例によりオンブズマン制度が導入されている。

(8) 行政不服申し立て 1

行政不服申し立てとは、行政庁の処分、公権力の行使にあたる行為に不服のある者が、行政機関に対して不服を申し立て、その不当・違法を争うもので、行政機関（処分庁・上級庁・不作為庁）が審査を行う。ここでは不服申し立ての対象、種類、その要件等を理解してもらう。

(9) 行政不服申し立て 2

不服申し立てに関するその他の論点及び判例について検討をする。

(10) 行政事件訴訟とは

行政事件訴訟とは、司法機関である裁判所が違法な行政活動に対する訴えを審査するものである。つまり、同訴訟は、行政権の行使の適法性に関する紛争解決とそれによる国民の権利利益の救済を目的とする手続きである。

(11) 行政訴訟の類型

行政訴訟の種類は、主觀訴訟としての抗告訴訟・当事者訴訟、客觀訴訟としての機関訴訟・民衆訴訟がある。法律上は、主觀訴訟が中心であり、その中でも抗告訴訟を中心に構成され

ている。

(1) 訴訟要件

行政訴訟の本案前の要件として、訴訟要件が問題となる。訴訟要件としては、処分性、原告適格、訴えの利益が挙げられ、訴訟ではこれらの有無・存否が審査される。

(2) 審理手続き

審理手続きの論点として、要件審理と本案審理、訴訟物、職権証拠調べ、訴訟参加、立証責任、執行停止等が挙げられる。これらの諸論点についての条文解釈、学説・判例の検討を行う。

(3) 住民訴訟

住民訴訟は、客觀訴訟の一つである民衆訴訟に含まれるもので、地方自治法によって法定化されたものである。本訴は、住民という資格で財務会計事項を訴訟の対象としたもので、最近では、訴訟件数においても増加傾向にある。

(4) その他の問題（改正行政事件訴訟法について）

平成17年4月より施行されている改正行政事件訴訟法について、その主要な改正点を説明していく。

3. テキスト

原田尚彦『行政法要論全訂第七版』（学陽書房）

4. 参考図書

塩野宏・行政法2（有斐閣）

芝池儀一・行政救済法（有斐閣）

小早川光郎ほか編・行政判例百選（有斐閣）

芝池儀一ほか編・行政法の争点（有斐閣）

等

5. 成績評価方法

期末試験（80点満点）、平常点（レポート）と出席状況で20点満点の総合評価を行う。

6. 備 考

配布された資料を熟読すること。

1. 授業の目標

憲法問題が発生する社会的事実・紛争の争点を適格につかみ、憲法にてらして、いかに解決することが適切かを考える力を育成することを目標とする。学生がしっかりと応答でき・説得的にわかりやすく話すことができる能力を養成することも合わせて目標とする。

小栗と大野が分担して担当する。

2. 授業の内容

(1) 憲法訴訟（その1）司法判断適合性（小栗）

国家試験の合否判定及び宗教的紛争（宗教団体内の争い）について司法審査はできるか？

(2) 憲法訴訟（その2）司法審査と部分社会／団体の自律（小栗）

地方議会議員に対する出席停止処分、政党での除名処分、弁護士会における懲戒処分、国家試験の合否判定についての司法審査のあり方を検討する。

(3) 憲法訴訟（その3）統治行為論（小栗）

日米安保条約に基づく米軍の駐留、衆議院の解散についての司法審査のあり方を検討する。

(4) 憲法訴訟（その4）違憲審査の方法（小栗）

法令違憲、適用違憲、限定合憲解釈などの違憲審査のありかたを検討する。

(5) 憲法訴訟（その5）違憲審査の対象（小栗）

立法の作為／不作為にたいする違憲審査が可能か？ 第三者の権利侵害を理由に違憲訴訟を提起できるかなどを検討する。

(6) 国民主権と代表 選挙権・被選挙権（小栗）

投票価値の平等および在外邦人の投票権をめぐる最高裁判決を素材に、選挙権と憲法14条との関係を検討する。

(7) 平和主義（小栗）

憲法前文の「平和のうちに生存する権利」の法的性格、憲法9条の法的意味について検討する。

(8) 幸福追求権、自己決定権（大野）

輸血拒否事件および校則に関する最高裁判例を素材に、幸福追求権・自己決定権の内容とその限界を検討する。

(9) 自己情報コントロール権（大野）

前科照会事件および早稲田大学江沢民事件に関する最高裁判例を素材に、自己情報コントロール権について検討する。

(10) 家族生活における平等（大野）

女性の再婚禁止期間に関する最高裁判例を素材に、家族生活における平等を検討する。

(11) 労働における男女平等（大野）

日産自動車事件に関する最高裁判例を素材に、労働における男女平等を検討する。

(12) 思想の自由（大野）

「君が代」ピアノ伴奏拒否事件に関する最高裁判例を素材に、思想・良心の自由について検討する。

(13) 信教の自由（大野）

アメリカ連邦最高裁判決 Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972)を素材に、信教の自由とその限界について検討する。

(14) 政教分離原則（大野）

内閣総理大臣の靖国参拝訴訟を素材に、政教分離原則について検討する。

(15) まとめ（小栗・大野）

履修した人権（前半部分）について、個々の授業で扱うことができなかつた論点を振り返り、総括的に検討する。

3. 授業方法

憲法上の争点に関する設問について、その憲法上の問題点をレポートし、それについて討論する演習形式で行う。ただし、はじめの5回分「憲法訴訟」については講義をふくめて説明する。のこり10回については事前に設問を配布するので、受講者はレポートを作成し、発表する。その発表をもとに議論を行う。昨年度は、3～4日前までに電子シラバスに問題を掲載し、受講生はあらかじめレポートを作成し、授業のさいに発表する。それを解説・討論した。

4. テキスト

授業前に配布する。憲法Aおよび憲法Bで使用した教科書を予習、持参すること。芦部『憲法』（岩波書店）は3月に第5版ができる予定。

5. 参考図書

憲法判例百選I、II（有斐閣）は必携。ほかに、ケースブック憲法（弘文堂）、事例研究憲法（日本評論社）、憲法（Case and Materials）人権（基礎編）（有斐閣）など設問・事例形式の「教材」をもっていると実践的に役に立つ。

6. 成績評価方法

1, 期末試験（60点），レポートの評価及び授業態度の積極性（40点）の総合評価で行う

2. 期末試験

1) 出題形式 論述式問題を出題する。事例検討問題を出すので、その事例に則して原告の立場、被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2) 判定基準 ①争点が正確に把握されているか、②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか、③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか、④その規範（基準）に照らして事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3) 2) で述べた判定基準により、A（優秀）、B（良い）、C（普通）、D（よくない）の4段階で判定する。

3, レポート 事例を分析する力、争点を見つける力、説得力のある理由を展開する力を育成するために、毎回レポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により、判定する。

4、授業態度の積極性の評価 毎回の授業における発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを評価する。授業への欠席回数が3回を超えると、特別な理由がない限り、期末試験は失格とする。3回以下の欠席であっても無断欠席は低い評価となる。

7. 備 考

この授業は、小栗と大野の共同で担当する。小栗研究室は共通教育棟3号館4階、大野研究室は法文学部1号館6階です。

1. 授業の目標

①会社法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと、会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。③商法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をし、全体の見通しを獲得し、商法に関し自ら学習できる能力の涵養とを重視する。

本講義では、会社法と商法に関する基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において必要とされる基礎的法知識の修得を目指すとともに、それぞれの制度がどのように民法の原則を（法律行為、契約等の原則）を修正しているのか、それはなぜか、といった観点を重視し、私法システム全般の理解の進展をも目的とする。さらに、それらの知識を具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養するための準備を行う。

2. 授業の内容

①総論（会社の概念）・通則

②株式会社の機関総説、役員等の選任・解任

③株主総会 その1：招集・運営

④株主総会 その2：決議瑕疵

⑤取締役・取締役会・代表取締役 その1：権限

⑥取締役・取締役会・代表取締役 その2：義務と報酬

⑦取締役等の責任 その1：対会社

⑧取締役等の責任 その2：代表訴訟・差止め

⑨取締役等の責任 その3：対第三者

⑩計算 その1：総論 会社法における債権者保護

⑪計算 その2：資本等の変動

⑫計算 その3：剰余金配当

⑬会社法 総則（通則：会社1～5条を除く）

⑭商法（総則・商行為）

⑮有価証券法

3. テキスト

神田秀樹『会社法』弘文堂

4. 参考図書

『会社法判例百選』有斐閣

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）

『商法（商法総則・商行為法）判例百選』有斐閣

弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』有斐閣
田中 昭『テキストブック手形法・小切手法』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（60点）、平常点（40点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として①基礎的法知識の修得、②専門的法知識の体系的理解、③法的思考能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験（中間・期末）では、講義内容を正確に理解しているかを中心に、各時期における学習達成度を測る。形式は、法文の解釈を問う問題、判例に関する知識を問う問題、簡単な事例問題等種々多様である。平常点は、予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の、授業への参加度を、評価対象とする。

6. 備 考

予習として、指定された資料（条文、テキスト、判決例等）を通読するが求められる。その際、重要なことは、「わからない点」を明確にしておくことである。授業中の発言において、「この点がわからない」というものは評価する（ただし、「読んでいない」「全く考えていない」からわからない、というのは論外である。復習については、授業時に説明する）。

本講義では、会社法第8編「罰則」は取り上げないので注意すること。

1. 授業の目標

①会社法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと、会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。③商法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をし、全体の見通しを獲得し、商法に関し自ら学習できる能力の涵養とを重視する。

本講義では、会社法と商法に関する基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において必要とされる基礎的法知識の修得を目指すとともに、それぞれの制度がどのように民法の原則を（法律行為、契約等の原則）を修正しているのか、それはなぜか、といった観点を重視し、私法システム全般の理解の進展をも目的とする。さらに、それらの知識を具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養するための準備を行う。

2. 授業の内容

- ①株式会社の機関総説（委員会設置会社）、役員等の選任・解任
- ②株主総会 その1 招集・運営
- ③株主総会 その2 決議瑕疵
- ④取締役・取締役会・代表取締役 その1：権限
- ⑤取締役・取締役会・代表取締役 その2：義務と報酬
- ⑥取締役等の責任 その1：対会社
- ⑦取締役等の責任 その2：代表訴訟・差止め
- ⑧取締役等の責任 その3：対第三者
- ⑨企業再編 その1 総論 事業譲渡
- ⑩企業再編 その2 合併
- ⑪企業再編 その3 会社分割
- ⑫企業再編 その4 株式交換・株式移転・親子会社規制 まとめ
- ⑬定款の変更、解散・清算、持分会社
- ⑭会社訴訟
- ⑮会社法 総則（通則：会社1～5条を除く）

3. テキスト

神田秀樹『会社法』弘文堂

4. 参考図書

『会社法判例百選』有斐閣
江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）
『商法（商法総則・商行為法）判例百選』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（60点）、平常点（40点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として①基礎的法知識の修得、②専門的法知識の体系的理解、③法的思考能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験（中間・期末）では、講義内容を正確に理解しているかを中心に、各時期における学習達成度を測る。形式は、法文の解釈を問う問題、判例に関する知識を問う問題、簡単な事例問題等種々多様である。平常点は、予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の、授業への参加度を、評価対象とする。

6. 備 考

予習として、指定された資料（条文、テキスト、判決例等）を通読するが求められる。その際、重要なことは、「わからない点」を明確にしておくことである。授業中の発言において、「この点がわからない」というものは評価する（ただし、「読んでいない」「全く考えていない」からわからない、というのは論外である。復習については、授業時に説明する）。

本講義では、会社法第8編「罰則」は取り上げないので注意すること。

1. 授業の目標

財産法の分野における債権法に関する諸問題を中心的に扱う。基本知識を具体的な事例や裁判例に即して深め、より実践的なものにする。①下級審裁判例を読むことを通して訴訟での攻撃防御、要件事実論を意識して1年次に修得した知識をより深く学び直す。②最高裁判決から判例法理を取り出し、その射程距離を理解する。③事例から法的に重要な事実を抽出し、法的な判断をする能力を養う。④判例・通説を踏まえたうえで、自分の頭で自説を展開する習慣を養う。

2. 授業の内容

- ① 種類債権と特定物債権
- ② 受領遅滞と契約解除
- ③ 契約と事情変更の原則
- ④ 売主の担保責任
- ⑤ 請負人の担保責任
- ⑥ 債権者取消権
- ⑦ 債権譲渡
- ⑧ 保証債務
- ⑨ 建築請負と所有権の帰属
- ⑩ 賃貸借契約と解除
- ⑪ 賃貸借契約における地位の移転
- ⑫ 契約関係と不当利得
- ⑬ 医療過誤・使用者責任
- ⑭ 共同不法行為
- ⑮ 総合問題

3. テキスト

松岡久和・潮見佳男・山本敬三編『民法総合・事例演習（第2版）』（有斐閣、2009）
『民法判例百選II債権』（第6版）

4. 参考図書

- (1) 鎌田薰・加藤新太郎ほか編『民事法II 担保物権・債権総論』、『民事法III 債権各論』（日本評論社、2005）、瀬川信久ほか編『事例研究 民事法』（日本評論社、2008）、遠藤賢治ほか編『民事法I, II』（民事法研究会、2008）、磯村保ほか編『法科大学院ケースブック民法』（日本評論社、2004）
- (2) 司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）、司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）、司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）

5. 成績評価方法

定期試験（70%）、小テスト（15点）、質疑討論点（15点）の総合評価とする。質疑応答点は、授業中の質疑応答及び電子シラバス上での学生同士の議論を中心として評価する。

6. 備 考

指定された事例・判例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話型授業となる。新司法試験でも、「採点に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文書表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとする。」とされているから、修得すべき能力を意識しながら授業に参加すること。

1. 授業の目標

1年次前期／後期開講の「民事訴訟法A／民事訴訟法B」で修得した基礎学力を確認すると共に、それを踏まえてさらに展開し、応用力を養成することを目指したい。手法としては、問題演習と銘打っている以上、事前に事例式の課題・設問を提示し、授業現場での回答をもとに、多方向で検討したり、授業の場で問題を示し、回答を起案させ、その後検討するといった内容が中心となろう。かかる学修過程を通して、民訴法の基本的概念や条文の正確な理解を前提に、事例や問題を分析検討し、適当な回答に至る思考能力を涵養し、さらに、回答につき他者との議論を経ることで、多面的かつ複眼的な考察能力の獲得に繋げたい。

2. 授業の内容

【1】参加的効力と訴訟告知

【2】独立当事者参加

【3】訴訟承継

【4】上訴の利益

【5】不利益変更禁止の原則

【6】民事訴訟と信義則

【7】訴訟当事者

【8】訴えの利益

【9】弁論主義

【10】自白の拘束力

【11】証明責任

【12】訴訟物と既判力

【13】既判力の範囲

【14】共同訴訟の規律

【15】予備／まとめ

3. テキスト

i) 山本弘=長谷部由起子=松下淳一・民事訴訟法（有斐閣・平成21）

ii) 高橋宏志=高田裕成=畠瑞穂編・民事訴訟法判例百選〔第4版〕（有斐閣・平成22）

4. 参考図書

i) 高橋宏志・重点講義 民事訴訟法（上），（下）〔補訂第2版〕（有斐閣・平成17,22）

ii) 伊藤眞・民事訴訟法〔第3版4訂版〕（有斐閣・平成22）

- iii) 藤田広美・講義民事訴訟（東京大学出版会・平成19）
- iv) 小林秀之・ケースで学ぶ民事訴訟法〔第2版〕（日本評論社・平成）
- v) 伊藤眞=山本和彦編・民事訴訟法の争点（有斐閣・平成21）
- vi) 大島眞一・完全講義 民事裁判実務の基礎（民事法研究会・平成21）

5. 成績評価方法

1. 期末試験（40点）、即日起案（30点）、レポート課題（20点）および平素の授業におけるプロセス評価（10点）の総合評価による。
2. 期末試験 1) 出題形式 ①事例問題 大問1（小問2～5より成る）
②六法（判例付のものは除く）のみ参照可
2) 試験時間 120分を予定
3) 採点基準 ①簡素化された事例を基に、各小問で提示された問い合わせに対して、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか。
②条文や判例などの正確な把握・分析を前提に、考察がされているか。
③論述にあたって、整序された形で、スムーズな論理が展開されているか。
3. 即日起案 1) 授業において、即日起案を複数回（3回以上）実施する。
2) 起案を実施した場合、授業終了時に回答を回収し、10点満点にて採点。
3) 各受講生につき、高得点上位3通の起案の合計点でもって、即日起案30点分の評価とする。
4. レポート課題 1) シラバス提示の設問につき、複数回（2回以上）、レポートの提出を求める。
2) 提出されたレポートを10点満点で採点し、各受講生につき、その得点上位2通の合計点でもって、レポート課題20点の評価とする。
5. プロセス評価 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。
2) 評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度
②設問に対する回答内容
③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討
④設問や回答を契機とする発展的課題の示唆
⑤議論を総括する形での整理…など

6. 備 考

1. 詳細は電子シラバスに譲るが、事例問題研究や判例研究、そして起案を組み合わせた授業を予定している。かかる過程を通じて、受講生は各自、1年次に学修した「民事訴訟法A／B」の基礎学力を検証することができ、足らざる部分につき、更なる研鑽を積む契機となるし、また、より発展的な課題を考究することで、基礎から応用への架橋が図られるだろう。
2. なお、この授業においては、3回を超えて欠席した場合には、単位を認定しない（「鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ」参照）。

1. 授業の目標

本演習は、「刑法A」および「刑法B」での学修を踏まえ、具体的事例の検討を通して、事例分析能力および刑法理論の具体的運用能力の習得、そして、判例の理解の深化を目標とする。

2. 授業の内容

各回の一週間前に演習で扱う事例問題を告知し、受講者にはあらかじめ事例を分析し解答を作成した上で参加してもらい、議論を中心に授業を展開する。予習の際には、事例問題について何が問題となるのか綿密に分析し、同種の事案が問題となった裁判例を十分に理解して、その裁判例の射程を念頭に置きつつ、刑法理論的観点から考察を加えることが要求される。それ故、演習においては、受動的態度で臨むことは許されず、十分に予習をした上での能動的態度が必須となる。

演習内で扱う事例問題の範囲は、刑法総論および刑法各論で論じられる全てである。

3. テキスト

特に指定しない。各自、基本書を一冊用意し、それを予習に用いていただきたい。

4. 参考図書

- ・西田典之ほか編『刑法判例百選 I 総論』〔第6版〕（有斐閣・2008）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選 II 各論』〔第6版〕（有斐閣・2008）
- ・前田雅英ほか編『条解刑法』〔第2版〕（弘文堂・2007）
- ・西田典之ほか編『判例刑法総論』〔第5版〕（有斐閣・2009）
- ・西田典之ほか編『判例刑法各論』〔第5版〕（有斐閣・2009）

5. 成績評価方法

期末試験（80点）と平常点（20点）を勘案して評価する。期末試験は短答式問題および論文式問題によって構成される。平常点については、即日起案、小テスト、授業態度、出席状況等を総合して評価する。

6. 備 考

開講時までに、刑法Aおよび刑法Bで学修した事柄をきちんと復習しておくこと。

1. 授業の目標

実際の刑事手続（捜査・公訴・公判）を学び、これまで学んだ刑事訴訟法の理解を深める。
実務法曹に不可欠である事実認定の基礎を学ぶ。

2. 授業の内容

- ア 実際の刑事事件をもとにした「事件記録教材」（法務省法務総合研修所作成）を用いて、刑事訴訟法の条文が具体的な刑事手続でどのように実現されているかを検討し、裁判官・検察官・弁護人が果たすべき役割やその根拠を検討する。捜査段階では、勾留の可否や公訴提起を、公訴段階では、弁護人の弁論や判決を、それぞれレポートの提出や講義における教師との質疑応答等により理解を深める。
- イ 制限時間内に長文の事例問題を検討し、その解決方法を起案することで、問題点の発見→証拠から事実認定→法令を解釈して規範を定立→当てはめて妥当な結論を導くという、実務家にとって不可欠な能力を訓練する。
- ウ 授業の最初に条文の理解度等を確かめるための簡単な小テストを行う。

3. テキスト

教材等は、時宜に応じて順次配付していく。

4. 備考

- ア 授業では、順不同で質問し発言を求めるので、配布された「事件記録教材」等の資料を事前に熟読し、検討しておくことが望ましい。その際、自分が裁判官・検察官・弁護人という当事者だったらこの場面でどのようにするかを、これまで学んだ刑事訴訟法の知識を駆使しながら考えて予習すると効果的である。
- イ 事前にレポートの提出を数回求める。
- ウ 期末試験は行わない。ただし、中間試験及び即日起案を各1回行う。
- エ 交通機関の事故、荒天等のやむを得ない事情がある場合を除いて、授業開始後の教室への出入りは認めない。したがって、授業開始時刻に着席していない者は欠席扱いになり、下記「成績評価方法」に従って「-5点」がつくので注意されたい。

5. 成績評価方法

100点のうち

中間試験	25%
即日起案	25%
レポート	20%
出席及び授業への取り組み	30%（欠席は1回につき-5点の減点とする）

1. 授業の目標

わが国の近代法の歩みを大まかに近代法体系の成立期、近代法体系の確立期、近代法体系の再編期に時期区分して、ダイナミックな法現象として捉え、その特質を析出する。現代法体系も時間と空間に規定されるものであり、近代法の歩みを学ぶことにより、法的価値判断能力の涵養に資する。

2. 授業の内容

- ① 明治国家の建設と近代法の歩み
- ② 地租改正と土地所有権の成立
- ③ 土地担保法と不動産の物権変動
- ④ 新律綱領と旧刑法
- ⑤ 国体と明治憲法体制
- ⑥ 「家」制度の法体系
- ⑦ 法典論争と明治民法
- ⑧ 臨時法制審議会と民法改正要綱
- ⑨ 学説と判例法理の展開
- ⑩ 明治40年刑法と刑法改正仮案
- ⑪ 陪審制の実施と効力停止法
- ⑫ 借地借家法と調停法の創設
- ⑬ 工場法と社会立法
- ⑭ 帝国と国家総動員法
- ⑮ 戦後改革と現代法の形成

3. テキスト

- 1 浅古弘他編『日本法制史』（青林書院、2010年）

4. 参考図書

- 1 山中永之佑他編『日本現代法史論』（法律文化社、2010年）
- 2 川口由彦『日本近代法制史』（新生社、1998年）
- 3 熊谷開作他編『日本法史年表』（日本評論社、1981年）

5. 成績評価方法

期末試験による学習の到達度(90%)と授業参加度(10%)を総合して、成績評価を行なう。

6. 備 考

各回の授業レジュメ・資料は事前に配布するので、教科書と併せて予め学習するように努めてください。

1. 授業の目標

主に特許法およびこれに関する裁判例を素材とし、知的財産権法の構造を学ぶとともに、実務に耐えうる能力の開発を目的とする。

2. 授業の内容

最初に、知的財産権法全体に共通する原理を講義し、その後、特許法に関する諸々の論点を素材としつつ、この原理がどのように生きているかを学ぶ。原理を認識し、その展開の仕方を学んでおくことが、短時間で新しい問題に対処しなければならない法律実務家（そして、その simulation を試験場で強いられる受験生）にとって、良い仕事を効率よく行うための must である。

- 第1回 創作物に対する法的保護の存在意義
- 第2回 「発明」とは何か
- 第3回 「実施」とは何か
- 第4回 「消尽」とは何か
- 第5回 「いわゆる特許要件」の働き
- 第6回 特許を取得するための手続
- 第7回 拒絶査定、拒絶査定不服審判から審決取消訴訟へ
- 第8回 無効審判から審決取消訴訟へ、訂正審判
- 第9回 特許権の保護期間、課題レポート
- 第10回 保護期間延長制度と特許権の経済的な機能
- 第11回 特許を受ける権利と特許権の主体、職務発明
- 第12回 特許権侵害の排除
- 第13回 形式と現実の隙間を埋める - 特許権者の側から
- 第14回 形式と現実の隙間を埋める - 被告の側から
- 第15回 課題レポート講評

もっぱら学生との問答を通じて授業を進める。

3. テキスト及び参考図書

中山信弘『特許法』（弘文堂、2010年）

小泉直樹ほか『ケースブック知的財産法』（弘文堂、第2版、2008年）

4. 成績評価方法

授業中の質疑に対する応答その他発言(20%)、課題レポート(20%) および期末試験(60%)により、成績評価を行う。

知的財産権法のようないわゆるビジネス・ローにおいては、授業を通じて初めて学習の方法がわかることが多いから、授業中に積極的な発言をすることが巧みにできなかつたものでも、期末試験において実力を示す機会を与えるべきものと考え、期末試験の比重を高めに設定する。

5. 事前学習及び課題レポート等

第2回目以降の授業については、あらかじめ、授業用のウェブサイト

(<https://sites.google.com/site/qshu2011sip01/>) に、レジュメをアップロードする。

レジュメにおいて指定する教科書の範囲と、裁判例を読んでから授業に臨むことをおすすめする。

第9回の授業において課題レポートを課し、第15回の授業においてその講評を行う予定である。

課題レポートの提出は、教員あて (sterra@law.kyushu-u.ac.jp または jshin768@gmail.com) に e-mail で行うこと。

1. 授業の目標

本演習は、不動産登記法に基づく不動産の登記全般や取引分野等を取り扱う。

登記手続きについては、具体的な書式・添付書類等の申請構造を理解することを目的とするが、講義にあたっての主眼は、不動産登記手続そのものだけを学ぶのではなく、不動産登記法という「手続法」を通じて、不動産に関連する法律や紛争処理を取り扱うための民法・借地借家法・会社法等の「実体法」の理解を深めるという点に置く。

講義については、基本書に沿った形で行うが、講義内容に応じて実務上取り扱われる「資料そのもの」を提供し、演習も交えながら進行していく。

法律を文字として理解するだけでなく、実社会でダイナミックに機能している関係法律の実際の姿を学び、法律実務家としての素地をつくる。

2. 授業の内容

① 不動産登記法序論 I（不動産物権変動と公示制度）

公示制度としての不動産登記制度について、わが国における歴史及び諸外国とを対比しながら、その成り立ちを理解するとともに、不動産物権変動に公信力を認めない制度の中で、いかに不動産登記・取引の信頼性を図っているかを理解する。また登記の効力や有効要件について学習する。

② 不動産登記法序論 II（不動産登記の基本的仕組み）

登記に関する機関（法務局等）・登記制度を支える資格者・登記記録等の利用者に公開される情報の読み方、並びに具体的な登記申請方法・申請情報・添付情報・登録免許税等につき、総論的な理解を深める。

③ 不動産登記法序論 III（改正不動産登記法／平成 16 年法律第 123 号）

高度情報化社会に適合することを目的とした不動産登記法施行後、最大の法改正の内容を理解する。主なものとして、①オンラインによる申請手続の導入と出頭主義の廃止。②登記原因証明情報の提供の必須化。③登記識別情報制度の導入（登記済証の廃止）。④事前通知制度の強化並びに資格者代理人等による本人確認情報提供制度の導入等。

④ 所有权に関する登記 I（売買）

売買を中心とした所有権に関する登記の基本的構造を知る。講義にあたっては、不動産の売買取引決済の模擬取引を体験しながら、取引現場において、登記やこれに関わる資格者がどのような役割を果たしているかを知る。

⑤ 所有权に関する登記 II（贈与・時効取得・共有物分割等）

売買以外を原因とする所有権移転登記の全体について、実体法とリンクさせながら理解する。

⑥ 所有权に関する登記 III（相続・遺産分割等）

旧民法も含め、相続登記と言われる分野を総合的に理解する。特に、実務上重要な「相続人の認定」及び「相続分の確定」など、具体的な事案を通じて理解する。

⑦ 所有权に関する登記 IV（遺贈・遺産分割等）

相続登記の具体的手続、及びこれに密接な関連を持つ遺産分割や遺贈・特別受益などが具体的にどのように行われるのかを理解する。また家庭裁判所における審判・調停手続との関連についても学ぶ。

⑧ 第三者の許可・同意及び周辺知識について

農地法による規制・国土法等の規制と登記手續・同意を要する事案と根拠法等、不動産登記の周辺知識を学ぶ。また民法及び会社法の利益相反取引の基本について理解する。

⑨ 抵当権に関する登記 I（抵当権）

抵当権の登記手續を通じて、実体法上の問題や金融実務の現場を理解する。

- ⑩ 抵当権に関する登記Ⅱ（抵当権）
抵当権設定後の当事者の変動（債権譲渡・代位弁済・相続・合併・債務引受等）や処分・消滅など、抵当権の発生・変更・消滅の流れを理解する。
- ⑪ 抵当権に関する登記Ⅲ（根抵当権）
根抵当権の設定・変更・抹消までの流れを通じて、金融取引の中で果たしている役割を知る。また根抵当権の元本確定に関する問題点を総合的に理解する。
- ⑫ 用益権（地上権・賃借権・地役権に関する登記）
地役権・賃借権・地上権等の権利に関する登記、及び借地借家法と登記の関係について修得する。更に、債権保全や執行妨害の目的で利用される用益権登記の問題点を理解する。
- ⑬ 仮登記（仮登記担保を含む）
仮登記の趣旨、利用の現実と仮登記担保法に関する問題を修得し、譲渡担保等の非典型担保と登記に関する実務上の問題点を理解する。
- ⑭ 処分制限に関する登記・判決による登記
差押・仮差押等の執行に関する登記がどのような手順で進められるかを知り、破産・会社更生等の処分制限に関する登記がされている不動産取引についての実務を知る。
- ⑮ 涉外不動産登記・不動産登記総括
在日外国人や在外日本人が関係する登記手続を、法例の適用において実務がどのように取り扱っているかを知る。また、具体的な所有権登記を例に、添付される証明書の取得方法などの基本知識を学ぶ。

3. テキスト

「集中講義 不動産登記法 第3版（斎藤隆夫／成文堂）」を基本書とする。また適宜、講師作成の教材を配布する。

4. 参考図書

・新基本法コンメンタール不動産登記法～別冊法学セミナーNo.206（鎌田薰・寺田逸郎編／日本評論社）

5. 成績評価方法

定期試験（60%）、授業内での択一・記述式による小テストもしくは課題提出（30点）、質疑応答点（10点）の総合評価とする。質疑応答点は、授業中の論点質疑を中心として評価する。

6. 備 考

授業内容は上記2によるが、演習効果を最大限にするため、実務家の補助指導員利用による演習や、登記の現場である鹿児島地方法務局での研修など、一部に実務修習も取り入れたい。

以上

1. 授業の目標

行政法の基本的な論点・判例など、司法試験短答式問題に対応できる基本的知識の習得を目的とする。行政法の事例問題の起案・検討を行う後期の行政法問題演習Aにつなげる特別演習もある。講義方式で授業を進めるが、単元が終わるごとに、判例や知識確認のための小テスト（短答式・自己採点）と解説を行う。

2. 授業の内容

- (1) 行政上の法律関係と行政立法
- (2) 行政行為（効力・裁量・附款など）と行政上の契約
- (3) 行政指導・行政計画・行政上の義務履行確保
- (4) 行政手続法と行政情報管理
- (5) 行政法総論小テストと解説
- (6) 行政不服審査法
- (7) 行政事件訴訟法I
- (8) 行政事件訴訟法II
- (9) 行政事件訴訟法III
- (10) 国家賠償法
- (11) 国家賠償と損失補償
- (12) 行政救済法小テストと解説
- (13) 国家行政組織法と地方自治法
- (14) 公務員法と公物法
- (15) 行政組織法小テストと解説

3. テキスト

- ・塩野宏『行政法I〔第5版〕』（有斐閣、2009年）
- ・塩野宏『行政法II〔第5版〕』（有斐閣、2010年）
- ・塩野宏『行政法III〔第3版〕』（有斐閣、2006年）

4. 参考図書

- ・別冊ジュリスト『憲法判例百選I・II〔第5版〕』（有斐閣、2007年）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選I・II〔第5版〕』（有斐閣、2006年）
- ・橋本博之『行政判例ノート』（弘文堂、2011年）

5. 成績評価方法

- ・平常点（議論への参加など）50点、期末試験50点で評価する。

6. 備 考

- ・後期の行政法問題演習Aとの併用受講が望ましい。

2年 後期

2年 後期

1. 授業の目標

前期の憲法問題演習Aにひきつづき、後期の憲法問題演習Bではこれまで憲法A、Bおよび憲法問題演習Aで学んできた人権各論の論点を「螺旋」的に学習する。今回は、以下に掲げたテーマについて事前に設問を出し、受講生がレポートを作成・発表する形式で行う。

2. 授業の内容

(1) 表現の自由・総論（大野・小栗）

「二重の基準」論、「LRA」の基準、「明確性」の基準など、表現の自由の優越的地位に照らして、その違憲審査基準について検討する。

(2) 言論・出版の自由（その1）プライバシー侵害・名誉毀損表現（大野）

「石に泳ぐ魚」事件最高裁を素材に、プライバシー侵害・名誉毀損表現の問題を検討する。

(3) 言論・出版の自由（その2）わいせつ表現（大野）

メイプルソープ写真集事件最高裁判決、「蜜室」事件地裁判決・高裁判決を素材に、わいせつ表現の問題を検討する。

(4) 言論・出版の自由（その3）象徴的言論（大野）

日の丸焼き捨て事件高裁判決を素材に象徴的言論の問題を検討する。

(5) 言論・出版の自由（その4）検閲と事前抑制（大野）

税関検査事件最高裁、教科書検定事件最高裁判決などを素材に、検閲・事前抑制の問題について検討する。

(6) 報道・取材の自由（大野）

博多駅テレビフィルム事件最高裁、石井記者事件最高裁判決などを素材に、報道・取材の自由の問題について検討する。

(7) 学問の自由（大野）

先端科学技術の規制に関する仮想事例を素材に、学問の自由の問題を検討する。

(8) 職業選択の自由（大野）

小売市場許可制事件最高裁判決、薬事法許可制最高裁判決のとった基準をもとに、司法書士事件などの職業選択の自由に関する事例を検討する。

(9) 財産権（小栗）

森林法共有林処分制限規定事件最高裁判決のとった基準をもとに、証券取引法136条に基づく株式売買益制約事件などを検討する。

(10) 社会福祉制度における立法とその憲法適合性（小栗）

堀木訴訟最高裁判決のとった基準をもとに、生活保護法の母子加算・老齢加算の廃止が違憲にあたるか等の事例を検討する。

(11) 教育の自由と教育をうける権利（小栗）

旭川学テ訴訟最高裁判決・伝習館高校事件最高裁判決のとった判例理論をもとに、初等中等教育における教師の教育の自由に関する事例等を検討する。

(12) 適正手続（小栗）

成田新法事件最高裁判決・川崎民商事件最高裁判決のとった判例理論をもとに、令状によらない行政調査およびその拒否に対する罰則に関する事例等を検討する。

(13) 国会議員の特権（小栗）

国会議員の発言免責特権に関わって、議員の発言による名誉毀損に対する国家賠償が認められるかが争点となった事例等を検討する。

(14) 命令委任（小栗）

委任立法の範囲と限界に関わって、児童扶養手当法施行規則への委任が許されるか、公務員の政治活動の制限の人事院規則への委任が許されるか等の事例を検討する。

(15) 裁判官の身分保障（小栗）

裁判官の政治活動を制約する裁判所法 52条の規定が違憲かどうか、ある政治的集会で発言した裁判官に対する戒告処分が許されるか等の事例を検討する。

3. 授業方法

憲法上の争点に関する設問について、その憲法上の問題点をレポートし、それについて討論する演習形式で行う。ただし、はじめの5回分「憲法訴訟」については講義をふくめて説明する。のこり10回については事前に設問を配布するので、受講者はレポートを作成し、発表する。その発表をもとに議論を行う。昨年度は、3～4日前までに電子シラバスに問題を掲載し、受講生はあらかじめレポートを作成し、授業のさいに発表する。それを解説・討論した。

4. テキスト

授業前に配布する。憲法Aおよび憲法Bで使用した教科書を予習、持参すること。芦部『憲法』（岩波書店）は3月に第5版ができる予定。

5. 参考図書

憲法判例百選I、II（有斐閣）、ケースブック憲法（弘文堂）、事例研究憲法（日本評論社）、憲法（Case and Materials）人権（基礎編）（有斐閣）など設問・事例形式の「教材」をもつて実践的に役に立つ。

6. 成績評価方法

1, 期末試験（60点），レポートの評価及び授業態度の積極性（40点）の総合評価で行う

2、期末試験

1) 出題形式 論述式問題を出題する。事例検討問題を出すので、その事例に則して原告の立場、被告の立場それぞれからどのような立論ができるかを問う問題にする。

2) 判定基準 ①争点が正確に把握されているか、②同じような事案に対して出された判例理論（主に最高裁判決に展開されている）の理解がどこまでできているか、③事案を審査する規範（基準）としてどのような命題が引き出すことができるか、④その規範（基準）に照らして事例に即してどれだけ具体的に分析できているか、⑤説得力のある結論を導いているか否かといった観点で点数により評価をする。

3) 2) で述べた判定基準により、A（優秀）、B（良い）、C（普通）、D（よくない）の4段階で判定する。

3, レポート 事例を分析する力、争点を見つける力、説得力のある理由を展開する力を育成するために、毎回レポートを課す。レポートも期末試験と同じ判定基準判定により、判定する。

4、授業態度の積極性の評価 毎回の授業における発言の頻度、教師の質問に対して的確に答えることができたか、などを評価する。授業への欠席回数が3回を超えると、特別な理由がない限り、期末試験は失格とする。3回以下の欠席であっても無断欠席は低い評価となる。

7. 備 考

この授業は、小栗と大野の共同で担当する。小栗研究室は共通教育棟3号館4階、大野研究室は法文学部1号館6階です。

1. 授業の目標

行政法の各事例問題の検討を行い、行政法領域での問題・紛争解決能力を醸成することを目指とする。具体的には、①行政法該当領域の論点の整理→②該当領域の演習問題の起案→③演習問題の解説・議論というプロセスで授業を進める。①で、行政法の重要な判例や論点についての理解を深め、②で、起案文章作成能力を醸成し、③で、新司法試験論文問題に対応できる問題・紛争解決能力を醸成することを目的とする。

2. 授業の内容

- (1) ガイダンス
- (2) 行政過程（行政立法・行政行為・行政手続法など）の論点の整理
- (3) 行政過程に関する演習問題の起案
- (4) 行政過程に関する演習問題の解説・議論
- (5) 行政争訟（行政不服審査法・行政事件訴訟法など）の論点の整理
- (6) 行政争訟に関する演習問題の起案
- (7) 行政争訟に関する演習問題の解説・議論
- (8) 国家補償（国家賠償法・損失補償など）の論点の整理
- (9) 国家補償に関する演習問題の起案
- (10) 国家補償に関する演習問題の解説・議論
- (11) 公物法・地方自治法などの論点の整理
- (12) 公物法・地方自治法に関する演習問題の起案
- (13) 公物法・地方自治法に関する演習問題の解説・議論
- (14) 総合問題の起案
- (15) 総合問題の解説・議論

3. テキスト

- ・塩野宏『行政法I〔第5版〕』（有斐閣、2009年）
- ・塩野宏『行政法II〔第5版〕』（有斐閣、2010年）
- ・塩野宏『行政法III〔第3版〕』（有斐閣、2006年）

4. 参考図書

- ・別冊ジュリスト『憲法判例百選I・II〔第5版〕』（有斐閣、2007年）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選I・II〔第5版〕』（有斐閣、2006年）

5. 成績評価方法

- ・平常点（起案答案の内容、議論への参加など）50点、期末試験50点で評価する。

6. 備 考

- ・前期の法律学総合特別演習（行政法）を履修していることが望ましい。

1. 授業の目標

具体的な紛争（訴訟事例）を通してこれまで学んできた行政法上の各種概念や行政実体法（各個別法）、行政手続法といったものが具体的にどのように形で機能しているかを理解するとともに、それらを通して行政を巡る様々な問題に対しその解決のためにどのような手段を選択し、そのためにはどのような事柄を考慮、検討しなければならないかといったことについて自ら判断し得る能力の涵養を目的とする。

2. 授業の内容

- 第1回 行政組織論、行政作用論、行政救済論の意義と関連性について
第2回 行政活動の類型と対応する訴訟類型概説（行政事件訴訟、国賠訴訟、住民訴訟等）（1）
第3回 同（2）
第4回 行政訴訟における訴訟要件（訴え自体の適法要件）の意義、内容、機能
第5回 上記についての具体的事例の検討
第6回 各行政活動の行政実体法、行政手続法上の適法要件と主要な争点
第7回 行政立法、行政指導が争われた具体的事例の検討
第8回 行政計画が争われた具体的事例の検討（1）
第9回 同（2）
第10回 行政処分が争われた具体的事例の検討（1）
第11回 同（2）
第12回 同（3）
第13回 公法上の当事者訴訟の今日的意義と新しい訴訟類型
第14回 住民訴訟（各類型の要件、機能、今日的意義等）
第15回 住民訴訟の具体的事例の検討

以上についてケースブック行政法（芝池義一・高木光編。弘文堂ケースブックシリーズ）、事例研究行政法（曾和俊文・金子正史編著・日本評論社）掲載の事例等を適宜使用し、検討する。

3. テキスト

ケースブック行政法、事例研究行政法

4. 参考図書

公法系訴訟実務の基礎（中川丈久・斎藤浩・石井忠雄・鶴岡稔彦編、岩本安昭・秋田仁志・越智敏裕・村松秀樹著。弘文堂）、行政法判例百選（1）（2）、地方自治法判例百選

5. 成績評価方法

期末試験（70%）と平常点（出席状況、受講姿勢、レポート。30%）を総合して判定する。

6. 備 考

基本的には事前にレジメを配布しそれに沿って講義を進めるのでレジメを受領した段階で照応する事例に目を通し講義に参加すること。なお、具体的な講義の進め方としては概要説明の後出来る限り質疑応答、議論形式で進めたいと考えている。

1. 授業の目標

①会社法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をする。②会社法全体の見通しを獲得することと、会社法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。③商法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をし、全体の見通しを獲得し、商法に関し自ら学習できる能力の涵養とを重視する。

本講義では、会社法と商法に関する基本的な概念や制度の理解、重要判例の検討を通じて、当該分野において必要とされる基礎的法知識の修得を目指すとともに、それぞれの制度がどのように民法の原則を（法律行為、契約等の原則）を修正しているのか、それはなぜか、といった観点を重視し、私法システム全般の理解の進展をも目的とする。さらに、それらの知識を具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導きうる能力を涵養するための準備を行う。

2. 授業の内容

①設立 その1 設立手続・瑕疵

②設立 その2 発起人の権限

③株式 その1 総論 株式の内容・種類

④株式 その2 株式の流通 権利行使

⑤株式 その3 自己株式 株式併合・分割等

⑥資金調達 その1 新株の発行

⑦資金調達 その2 発行の瑕疵

⑧資金調達 その3 新株予約券・社債

⑨企業再編 その1 総論 事業譲渡

⑩企業再編 その2 合併

⑪企業再編 その3 会社分割

⑫企業再編 その4 株式交換・株式移転・親子会社規制 まとめ

⑬企業買収（会社判例）

⑭定款の変更、解散・清算、持分会社

⑮会社訴訟

3. テキスト

神田秀樹『会社法』弘文堂

4. 参考図書

『会社法判例百選』有斐閣

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）

5. 成績評価方法

筆記試験（60点），平常点（40点）の総合評価。本講義では，修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち，主として①基礎的法知識の修得，②専門的法知識の体系的理解，③法的思考能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験（中間・期末）では，講義内容を正確に理解しているかを中心に，各時期における学習達成度を測る。形式は，法文の解釈を問う問題，判例に関する知識を問う問題，簡単な事例問題等種々多様である。平常点は，予習・復習（レポート等を含む）が十全になされているか，積極的に発言がなされているか等の，授業への参加度を，評価対象とする。

6. 備 考

予習として，指定された資料（条文，テキスト，判決例等）を通読するが求められる。その際，重要なことは，「わからない点」を明確にしておくことである。授業中の発言において，「この点がわからない」というものは評価する（ただし，「読んでいない」「全く考えていない」からわからない，というのは論外である。復習については，授業時に説明すること。

1. 授業の目標

民事執行手続・民事保全手続について、民事訴訟手続との関係を踏まえつつ、これらの手続の性格・目的と手続上の重要問題を把握したうえで、問題点を検討できる素養を培うことを目的とする。

民事執行手続とそれを規律する民事執行法の概要および個別的問題点を概説する。あわせて、仮の救済手続である民事保全手続の意義と個別的問題点を概説し検討する。

2. 授業の内容

授業は、あらかじめ指定した予定部分についての概説または質疑応答により行う。事前学習用のための簡潔な設例を提示している場合は、その事例の検討（質疑応答）を通じて該当部分の理解をはかるようにする予定である。

- 第1回 民事執行・民事保全手続の意義と概要
- 第2回 強制執行の要件
- 第3回 執行救済
- 第4回 執行力の意義と範囲
- 第5回 責任財産と第三者異議の訴え
- 第6回 金銭執行総論・不動産執行1
- 第7回 不動産執行2
- 第8回 不動産執行3・動産執行
- 第9回 債権執行1
- 第10回 債権執行2
- 第11回 非金銭執行
- 第12回 担保権の実行手続1
- 第13回 担保権の実行手続2
- 第14回 民事保全手続総説・仮差押
- 第15回 仮処分

各回の授業ごとに予習範囲を指定するので、該当部分の内容の理解に努めてくることが要求される。

各授業において学習した部分（またはそれに関連する問題）の学習のために効果的な場合には、レポート課題を課すことがある。

3. テキスト・参考図書

教科書：中西正・中島弘雅・八田卓也『民事執行・民事保全法』（2010、有斐閣〔リーガルクエストシリーズ〕）、参考書：民事執行・保全判例百選（2005、有斐閣）

4. 成績評価方法

期末試験を60%、授業中の質疑応答を20%、レポートまたは小テストを20%の割合で評価したうえで、単位認定を行う。

5. 備考

1. 授業の目標

財産法の分野における民法総則・物権法・担保物権法に関する諸問題を中心的に扱う。基本知識を具体的な事例や裁判例に即して深め、より実践的なものにする。①下級審裁判例を読むことを通して訴訟での攻撃防御、要件事実論を意識して1年次に修得した知識をより深く学び直す。②最高裁判決から判例法理を取り出し、その射程距離を理解する。③事例から法的に重要な事実を抽出し、法的な判断をする能力を養う。④判例・通説を踏まえたうえで、自分の頭で自説を開拓する習慣を養う。

2. 授業の内容

- ① 合意の瑕疵
- ② 錯誤
- ③ 虚偽表示
- ④ 代理の諸問題
- ⑤ 即時取得
- ⑥ 不実の登記
- ⑦ 不動産の二重譲渡
- ⑧ 通行地役権と信義則
- ⑨ 占有に関する諸問題
- ⑩ 共有
- ⑪ 抵当権と物上代位
- ⑫ 不動産譲渡担保
- ⑬ 動産譲渡担保
- ⑭ 債権譲渡担保
- ⑮ 総合問題

3. テキスト

松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習』（有斐閣、2006）
『民法判例百選 I 総則・物権』（第6版）

4. 参考図書

- (1) 鎌田薰・加藤新太郎ほか編『民事法I 総則・物権』（日本評論社、2005），瀬川信久ほか編『事例研究 民事法』（日本評論社、2008），遠藤賢治ほか編『民事法I, II』（民事法研究会、2008），磯村保ほか編『法科大学院ケースブック 民法』（日本評論社、2004）
- (2) 司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会），司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会），司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）

5. 成績評価方法

定期試験（70%），小テスト（15点），質疑討論点（15点）の総合評価とする。質疑応答点は、授業中の質疑応答及び電子シラバス上での学生同士の議論を中心として評価する。

6. 備 考

指定された判例・事例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話・討論型授業となる。

1. 授業の目標

本演習は、家族法分野（相続法分野に比重を置く）を主として取り扱うが、財産法との交錯領域まで演習の対象とする。通常の体系的家族法教科書の知識はもとより、1年次後期開講の民法Eを受講し、家事紛争に関する基礎的解決能力を事前に修得していることを前提として、法律実務家として必要な、現実の家事紛争に関する応用的な問題解決能力を涵養することを目標とする。

授業は、受講生間のディベート及び教師と学生との双方向的・多方向的やりとりを中心に行われる。

具体的論点に関わる「複雑な設例」が事前に示される場合、分野のみ指示され、即日起案の形をとる場合の二つのやり方を隨時にとる。受講生は「設例・設問」が事前に示された場合は、受講生全員が設例に対する解答案をもって授業に参加し、討論に参加することになる。即日起案の場合は、起案を行った後、自己の起案を元に討論を行う。具体的設例の提示及び起案の対象領域の指示はすべてシラバスシステム上で行う。

以下に述べる論点は暫定的なものであり、確定的なものではない。授業の進行に伴い、適時変更することがある。

2. 授業の内容

◆各回の主題と概要

- (1) 主題：遺産分割の対象財産－債権・債務の帰属－をめぐる問題
内容：電子シラバス「講義計画」の設例

- (2) 主題：遺留分に関する最高裁判例の検討
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例の分析

- (3) 主題：共同相続と不動産から生ずる賃料債権
内容：電子シラバス「講義計画」の課題判例の分析

- (4) 主題：即日起案
内容：当日の設例

- (5) 主題：小括
内容：第1講から前講までの議論を深化させる。

- (6) 主題：日常家事債務の連帯責任
内容：電子シラバス「講義計画」の設例

- (7) 主題：無権代理と相続
内容：電子シラバス「講義計画」の設例

- (8) 主題：遺産分割協議と詐害行為取消権、その他
内容：電子シラバス「講義計画」の設例

- (9) 主題：即日起案
内容：当日の設例

- (10) 主題：相続、遺産分割、相続放棄、遺贈及び相続させる旨の遺言と登記をめぐる法的諸問題
内容：電子シラバス「講義計画」の設例

- (11) 主題：遺産をめぐる法的諸問題

内容：電子シラバス「講義計画」の設例

- (12) 主題：遺留分権利者の減殺請求権の性質及び特別受益者への贈与と遺留分減殺請求の対象
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (13) 主題：占有権と登記
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (14) 主題：相続させる旨の遺言
内容：電子シラバス「講義計画」の設例
- (15) 主題：総括
内容：授業全体をふり返り、理解を深めるためのライティングと討論を行う。

3. テキスト

単元毎に編集された「設例」又は即日起案のための対象領域が事前に示される。

家族法判例百選第7版

松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス 民法III 親族・相続』（信山社）

4. 参考図書

民法Eで配布した講義資料、テキスト。

5. 成績評価方法

- ・事前に課された事例への立論（レポートや起案）（30点）
- ・討論への参加と論理展開の質（20点）

・期末試験（50点）：試験範囲は15回の授業で取り扱われた領域がすべて含まれる。

以上の評価の素材を総合評価した水準が、本授業の到達目標である「法律実務家として必要な、現実の家事紛争に対する応用的な問題解決能力を涵養する」という目標に照らして、これを高い水準で充足している場合、A+（100-90点）、これを充足している場合、A（80-89点）、これを概ね充足している場合、B（70-79点）、これを最低限充足している場合、C（60-59点）と評価され、この目標に到達していないと評価された場合、F（不合格、59点以下）とされる。

6. 備 考

- ・民法Eの単位を修得していること。

1. 授業の目標

会社法に関する法的紛争処理についての十全な理解を図る。本演習では、商法A・Bで修得した基礎的法知識の体系的理解を、判例および具体的設例の検討を通してより実践的なものとし、会社法解釈論の運用能力の定着を図ることを目標とする。また、本演習では、判例および具体的設例を素材に受講者および教員との間で双方対話型の授業が展開され、そこでの議論を通じて、法的議論の能力を涵養するとともに、従来形成されてきた判例法理、学説、他者の見解等を批判的に検討し、自らの力によって法規範を創造しうる創造的思考能力を涵養し、より実践的で高度な問題解決能力を身につけることを目標とする。

2. 授業の内容

- ① 会社訴訟・仮処分：講義
- ② 株式の譲渡：報告および討論
- ③ 株主総会決議の瑕疵等：報告および討論
- ④ 代表行為と取引の安全：報告および討論
- ⑤ 設立：報告および討論
- ⑥ 文書起案 その1：問題発見能力・文書作成能力
- ⑦ 違法な募集株式の発行
- ⑧ 競業取引・利益相反：報告および討論
- ⑨ 取締役の報酬：報告および討論
- ⑩ 文書起案 その2：問題発見能力・文書作成能力
- ⑪ 取締役の会社に対する責任 その1：報告および討論
- ⑫ 取締役の会社に対する責任 その2：報告および討論
- ⑬ 株主代表訴訟：報告および討論
- ⑭ 取締役の第三者に対する責任：報告および討論
- ⑮ 判例分析

3. テキスト

前田雅弘他『会社法事例演習教材』有斐閣

4. 参考図書

神田秀樹『会社法』弘文堂

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）

東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』青林書院（7F資料室配架）

『会社法判例百選』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（50点）、平常点（50点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として①法的思考力、②法的分析能力、③法的議論の能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験は事例問題である。指定するテーマに関わる問題を取り上げ、事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、各時期における学習達成度を測る。平常点の評価は、提出されたレポートおよび授業中の発言等の、授業への参加度を、評価対象とする。

6. 備 考

1. 授業の目標

本演習は、「刑法問題演習A」での学修を踏まえ、具体的事例の検討を通して、さらに高度な事例分析能力および刑法理論の具体的運用能力の習得、そして、判例の理解の深化を目標とする。

2. 授業の内容

各回の一週間前に演習で扱う事例問題を告知し、受講者にはあらかじめ事例を分析し解答を作成した上で参加してもらい、議論を中心に授業を展開する。予習の際には、事例問題について何が問題となるのか綿密に分析し、同種の事案が問題となった裁判例を十分に理解して、その裁判例の射程を念頭に置きつつ、刑法理論的観点から考察を加えることが要求される。それ故、演習においては、受動的態度で臨むことは許されず、十分に予習をした上で能動的態度が必須となる。

演習内で扱う事例問題の範囲は、刑法総論および刑法各論で論じられる全てである。また、事例問題は、発展的問題を中心に扱う。

3. テキスト

特に指定しない。各自、基本書を一冊用意し、それを予習に用いていただきたい。

4. 参考図書

- ・西田典之ほか編『刑法判例百選I 総論〔第6版〕』（有斐閣・2008）
- ・西田典之ほか編『刑法判例百選II 各論〔第6版〕』（有斐閣・2008）
- ・前田雅英ほか編『条解刑法〔第2版〕』（弘文堂・2007）
- ・西田典之ほか編『判例刑法総論〔第5版〕』（有斐閣・2009）
- ・西田典之ほか編『判例刑法各論〔第5版〕』（有斐閣・2009）

5. 成績評価方法

期末試験（80点）と平常点（20点）を勘案して評価する。期末試験は短答式問題および論文式問題によって構成される。平常点については、即日起案、小テスト、授業態度、出席状況等を総合して評価する。

6. 備 考

開講時までに、刑法Aおよび刑法B、また、刑法問題演習Aで学修した事柄をきちんと復習しておくこと。

1. 授業の目標

この演習では、「刑事訴訟法A」「刑事訴訟法B」で修得した知識と考え方を前提に、より高度かつ複雑な問題事象を解決するための力を養うことを目指とする。実体的真実を発見し、刑罰権を確実に行使することと、被疑者・被告人の手続的権利を十分に保障することとのバランスに留意しながら、現に裁判所で適用されている刑事訴訟法の姿を正しく理解するとともに、今後あるべき刑事訴訟法の解釈・運用のあり方についても考察を深めたい。

具体的には、刑事訴訟における捜査・公訴・公判・証拠・上訴の各過程における事例問題を素材として、重要判例を参照しつつ議論を展開する。判例を検討するにあたっては、いわゆる「判旨」を機械的に理解するだけでは足りない。事実審が認定した具体的な事実関係を視野に入れながら、判決や決定が示した判断のうち「何が判例か」を自ら読み取る力を修得することが重要である。

2. 授業の内容

① 任意処分の限界

任意捜査と強制処分の限界、任意同行の適法性、逮捕との区別、同行に引き続いで行われた取調べや尿の採取によって得られた証拠の証拠能力、写真撮影の適否、おとり捜査の適否などについて、複数の判例を素材として検討する。

② 逮捕・勾留

逮捕・勾留の要件と手続き、逮捕と勾留の関係について基本的な理解を確認したのち、逮捕の適否が取り調べの適否に与える影響、別件逮捕・勾留、再逮捕の適否などについて、複数の判例を素材として検討する。

③ 捜索・押収（1）

捜査における物的証拠の収集について基本的な理解を確認したのち、具体的な事案における捜索・差押えの可否について検討する。

④ 捜索・押収（2）

捜査における物的証拠の収集について、具体的な事案における捜索・差押えの可否について検討する。

⑤ 即日起案

第4回までの講義内容について、即日起案を行い、講評を加える。

⑥ 訴因（1）

訴因について基本的な理解を確認したのち、訴因変更の要否および可否について、具体的な事案を素材に検討する。

⑦ 訴因（2）

訴因と訴訟条件について、具体的な事案を素材に検討する。

⑧ 一事不再理効

訴因ないし審判対象についての議論を前提これと密接に関係する裁判の効力論について、具体的な事案を素材に検討する。

⑨ 即日起案

第6回から8回講義までの内容について、即日起案を行い、講評を加える。

⑩ 伝聞証拠

供述証拠と非供述証拠の区別、伝聞法則の意義と機能、当事者による同意の機能について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案を素材に、犯行計画メモや実況見分調書の証拠能力について検討し、伝聞と非伝聞の境界をめぐる議論を深める。

⑪ 伝聞例外

伝聞例外の体系、それぞれの例外が許容される要件について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案を素材に、検察官面前調書をめぐる諸問題について議論を深める。

⑫ 即日起案

第5回から7回講義までの内容について、即日起案を行い、講評を加える。

⑬ 違法収集証拠排除法則

違法収集証拠排除法則について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案における適用のあり方について議論を深める。

⑭ 自白

自白の証拠能力おわび証明力について基本的な理解を確認したうえで、具体的な事案における適用のあり方について議論を深める

⑮ 択一的認定

裁判における事実認定に関して、具体的な事案を素材として、特に択一的認定・概括的認定をめぐる問題を検討する。

3. テキスト

特にテキストは指定しない。判例の原文を教材として指定することがある。予習の手がかりとして、事前に読むべき判例評釈等をシラバスシステムで指定する。なお、全体を通じてすべての学生が常時活用すべき教材として、以下を指定しておく。

- 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選[第9版]』（有斐閣、2011年）

4. 参考図書

- 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法 第3版』（有斐閣、2009年）
- 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣、2011年）
- 井田良ほか『事例研究刑事法II 刑事訴訟法』（日本評論社、2010年）
- 笠井治・前田雅英『ケースブック刑事訴訟法 第2版』（弘文堂、2008年）
- 亀井源太郎『ロースクール演習刑事訴訟法』（法学書院・2010年）
- 平野龍一・松尾浩也編『新実例刑事訴訟法1～3』（青林書院、1998年）
- 田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996年）
- 白取祐司『刑事訴訟法[第6版]』（日本評論社、2010年）
- 田口守一『刑事訴訟法[第5版]』（弘文堂、2009年）
- 池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義[第3版]』（東大出版会、2009年）
- 上口裕『刑事訴訟法[第2版]』（成文堂、2011年）
- 松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点（第3版）』（有斐閣、2002年）

5. 成績評価方法

平常点(40%、各回の授業で提出を求めるレポートの評価を含む)。
学期末試験の成績(60%)。

6. 備 考

- 事前に示す課題について、全学生が十分な検討を済ませたうえで授業に出席していることを前提に、全体で議論を展開する。教員からのレクチャーは行わず、学生相互のやりとりを軸にした「当事者主義」的な進行を予定する。
- 予習または復習の機会として、オフィスアワーの積極的な活用を推奨する。

1. 授業の目標

民事訴訟における法曹の役割は、社会生活における私的紛争を法的な観点から分析・再構成し、法律の適用により適正な解決を図ることにある。かかる能力を養うため、法律効果を発生させるためにはいかなる事実が必要とされるか（要件事実）、法的判断の前提となる事実に争いがあるときに、どのようにしてこれを確定するか（事実認定）、その紛争解決のために用いられる法的手段（保全手続、訴訟手続、執行手続）について、具体的な事例を題材に、その基礎的理解を習得させる。それにより、理論から実務への架橋のための基礎固めをする。

2. 授業の内容

①②③ 民事訴訟手続概説

民事訴訟手続の進行について、具体的な事例に基づき、訴訟手続の指導原理を理解させた上、基本的な基礎知識と実務的感覚を習得することを目的とする。

④⑤ 要件事実論序説 1・2

簡単な設例に基づき、民事訴訟において要件事実が果たす役割について理解する。また、要件事実に関する諸問題（主張・立証責任の分配、主要事実と間接事実の区別、法律上の推定、規範的要件等）について検討する。

⑥ 要件事実問題演習 1－売買契約に基づく代金支払請求

不特定物売買契約に基づく代金支払請求の事例について、当事者の言い分に基づいて、請求原因、答弁、抗弁等を検討させ、あらかじめ検討した内容を報告させて討論を行う。

⑦ 要件事実問題演習 2－保証債務履行請求

保証債務履行請求の事例について、当事者からの聴取書その他の資料に基づいて、当事者の主張及び争点を整理するために検討すべき事項について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑧ 要件事実問題演習 3－賃貸借契約の終了に基づく明渡し請求

賃貸借契約の終了に基づく明渡し請求の事例について、模擬記録の当事者の訴状、答弁書及び準備書面に基づいて、当事者の主張及び争点を整理するために検討すべき事項について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑨ 要件事実問題演習 4－所有権確認請求

所有権の帰属に争いのある事例について、当事者の言い分に基づいて、請求原因、答弁、抗弁等を検討させ、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑩ 事実認定論序説 1

事実認定の構造について、証拠から事実を認定する判断の構造、間接事実から要件事実を推認する判断の構造、事実認定の合理性について、具体的な事例に基づいて検討する。

⑪ 事実認定論序説 2

民事紛争の多くは事実の存否を巡って争われ、いかにして証拠を収集し提出するかによって訴訟の帰趨が決するといつてもよい。実務家にとって重要な意義を有する証拠の収集方法、証拠調べの方法について、具体的に検討する。

⑫⑬ 事実認定問題演習 1, 2

簡単な事案について模擬記録に基づき、いずれの当事者がいかなる事項を立証するのか、その立証手段としてどのような証拠が想定され、その証拠をいかにして収集するか、反対当事者の反証としてはどのようなものが考えられるかについて、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。また、事実認定及びその判断形成過程について、あらかじめ検討した内容を報告させ討論を行う。

⑭ 民事訴訟の終了方法

民事訴訟の終了方法として和解は判決と並んで重要である。和解によるメリット・デメリットは何か、和解の際に法曹が果たすべき役割、作成すべき和解条項について、具体的な設例を題材にして討論を行う。

⑮ 民事執行と民事保全

当事者にとって、勝訴判決=紛争解決ではない。勝訴判決の実現を得てはじめて紛争が解決されたといえる。勝訴判決がどのように実現されるか、⑤～⑨で使用した説例を題材にして具体的に討論する。

3. テキスト

事前に配布する講義レジュメに基づき進める。

- ・司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（紛争類型別）
- ・司法研修所編『問題研究 要件事実』（問題研究）
- ・司法研修所編『民事演習教材』
- ・司法研修所編『民事事実認定教材—貸金請求事件—』
- ・司法研修所編『民事事実認定教材—保証債務履行請求事件—』

4. 参考図書

- ・司法研修所編『四訂 民事弁護における立証活動』（日本弁護士連合会）
- ・司法研修所編『民事弁護教材 民事保全』（日本弁護士連合会）
- ・司法研修所編『民事弁護教材 民事執行』（日本弁護士連合会）

5. 成績評価方法

平常点20点満点、定期試験80点満点をもって、評価する。

6. 備 考

受講生が、あらかじめ配布する資料を事前に熟読して検討を行っていることを前提に、説例を中心に対話形式で進めていく。

1. 授業の目標

架空の建造物侵入・窃盗未遂事件を題材に、公判準備、公判手続、判決に至るまで、刑事裁判の手続きの実際を経験し、これまで学んだ刑事訴訟法の理解を深める。

事案分析力、事実認定力を学ぶとともに、実際に法廷での活動を行い、コミュニケーション能力等の実務法曹に必要な基礎的な力を養う。

2. 授業の内容

- ア 模擬的に公判準備の手続を学ぶ。
- イ 事案を分析し、事件のポイントがどこにあるのかを発見する。
- ウ 檢察官・弁護人として、事前に事件の被告人・証人に質問し、被告人質問・証人尋問の準備をする。
- エ 檢察官・弁護人として、それぞれ冒頭陳述を起案し、準備する。
- オ 模擬裁判にむけて事前にリハーサルを行う。
- カ 檢察官・弁護人として、どのような論告・弁論を行えばよいか、事前に検討しておく。
- キ 実際に検察官・弁護人として、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告・弁論を担当し、模擬裁判を行う。

3. テキスト

使用的する資料等は、時宜に応じて順次配付していく。

4. 備考

- ア 模擬裁判は、定期試験後の平成24年1～3月に、1日かけて一般市民への公開授業として行う予定である。そのため、15回の授業のうち、5コマを休講とし、その振替として模擬裁判（5コマの集中授業）を行う。休講日及び模擬裁判の実施日は、早急に決定し公表する。
- イ 檢察官役3名、弁護人役3名、合計して最低6名以上の受講がないと（講師が裁判官役を行う）、模擬裁判の実施が不可能となる。熱心な学生の受講を期待する。
- ウ 素材とする事件は、裁判員裁判対象事件ではない。しかし、裁判員裁判と同様の公判活動ができるよう、事前に周到な準備をして模擬裁判に臨む。具体的には、分かりやすい主張・立証をまとめた冒頭陳述メモ、論告・弁論メモを作成し、パワーポイント（パソコンソフト）やパネル等を使った証拠の説明を行えるようにする。
- エ 事前に、予め台詞が決まっているシナリオに沿って、予行練習を行う（もちろん、本番では各自の判断で訴訟行為を行うので、予行練習の結果にこだわる必要はない）。
- オ 数回、レポートの提出（書類の作成）を求める。
- カ 交通機関の事故、荒天等のやむを得ない事情がある場合を除いて、授業開始後出席をとった後の教室への出入りは認めない。したがって、授業開始時刻に着席していない者は欠席扱いになり、下記「成績評価方法」に従って「-5点」がつくので注意されたい。

5. 成績評価方法

100点のうち

事前の各種文書の起案 20%

模擬裁判での活動 60%

出席及び授業への取り組み 20% (欠席は1回につき-5点の減点とする)

(授業の性質上、試験にそぐわないため、定期試験は行わない)

1. 授業の目標

アメリカ法、イギリス法、中国法、イスラム法を中心に、それらの法文化的背景を含めた法制の全体像を学ぶことを目標とし、異文化に対する理解と異文化にある者とコミュニケーションできる能力を持ち、かつ国際的な法律問題に対応できる法曹としての素地を涵養する。授業は、憲法（基本的人権、統治機構）、民法（総則、債権総論・各論、家族法）など基本科目の履修を前提として進める。

2. 授業の内容

- 第1講 比較法とアメリカ私法－法系論～大陸法と英米法、アメリカ法の法源と民事裁判手続
第2講 アメリカ私法入門－法源と二次文献の扱い、訴訟方式、封建制度と財産法
第3講 アメリカ法における合意の保護－引受訴訟、約因、約束的禁反言
第4講 アメリカ法における損害賠償制度－懲罰賠償、不法行為法
第5講 アメリカ法における信託法－エクイティ、ユース
第6講 アメリカ公法1－「明白かつ現在の危険」基準に関する判例
第7講 アメリカ公法2－「現実の悪意」に関する判例
第8講 アメリカ公法3－象徴的言論に関する判例
第9講 アメリカ公法4－宗教の自由に関する判例1
第10講 アメリカ公法5－宗教の自由に関する判例2
第11講 イギリス私法概論1－イギリス家族法概説
第12講 イギリス私法概論2－イギリス離婚法概説
第13講 中国法－古代から現代までの中国法の歴史とその特色
第14講 イスラム法概論（理論編）－イスラム法の歴史と構造上の特徴・近代西洋とイスラムとの出会い
第15講 イスラム法概論（実践編）－家族法、女性に関する法、イスラム金融など

3. テキスト

共通のテキストは指定しない。担当者によっては、下記の参考書（和書）以外の原書（英文に限る）を使用する場合もある（その場合はコピーを配布する）。

4. 参考図書

- 木間正道他『現代中国法入門』（有斐閣、最新版）
滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』（東大出版会、1993年）
柳橋博之『現代ムスリム家族法』（日本加除出版、2005年）
堀井聰江『イスラーム法通史』（山川出版社、2004年）
伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門』<第4版>（日本評論社、2008年）
田中英夫『英米法総論（上）（下）』（東京大学出版会、1980年）
松井茂記『アメリカ憲法入門』<第6版>（有斐閣、2008年）
『英米法判例百選』<第3版>（有斐閣、1996年）
木下毅『アメリカ私法』（有斐閣、1988年）
モートン・ホーウィツ『現代アメリカ法の歴史』（弘文堂、1996年）
村上淳一他『ドイツ法入門 改訂第7版』（有斐閣、2008年）
半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』（信山社、2003年）
東 和敏『イギリス家族法と児童保護法における子の利益原則－遠革と現代法の構造』（国際書院、2008年）
田嶋 裕『イギリス法入門 第2版』（信山社、2009）

5. 成績評価方法

平常点（20%）, 期末試験（80%）の総合評価。平常点は、授業中の質疑応答、課題レポート等を中心に評価する。単なる出席は一切評価の対象とならない。

6. 備 考

当該授業は、4名の教員によるオムニバス形式で実施する。授業実施責任者は緒方（LS 専任教員）が担当するので、授業に関する問い合わせとは緒方まで行うこと（ogt@leh.kagoshima-u.ac.jp）。

なお、「2. 授業の内容」で示されたテーマの順番は変更される可能性がある。

1. 授業の目標

この講義では、債務者が倒産した場合の法的処理に関する諸法律（一般に「倒産法」又は「倒産処理法」といわれる）のうち、特に破産法に的を絞って、その基本的な知識を確実なものにし、実務家としてこの法制度を十分に使いこなすために必要な基本と応用力を身につけることを第一の目標とする。破産手続では、様々な実体法及び民事の手続問題が交錯する。債務者が倒産に陥った状況で、これらの様々な法制度がどのように機能するかを十分に理解して、その理論的・実務的な能力を獲得していただきたい。

2. 授業の内容

【1】倒産現象とその法的規律：倒産法制の意義、倒産法制の歴史、わが国の倒産法制の特色、清算型倒産手続（破産手続、特別清算手続）と再生型倒産手続（民事再生手続と会社更生手続）の併存、倒産法を巡る最近の動向

【2】破産手続の選択とその開始原因：申立による手続きの選択、清算手続としての破産手続の選択要因、破産能力、破産原因（支払不能、債務超過）

【3】破産手続の開始手続：破産手続の構造（申立手続と狭義の破産手続）、破産手続の申立、その審理、保全処分、開始決定、同時処分

【4】破産財団と破産管財人：破産財団の意義・機能、破産管財人の法的地位、財産管理行為など

【5】破産手続開始と法律関係：破産手続開始と当事者の権利関係の処理、双方未履行の双務契約の処理

【6】破産債権：破産債権の意義、破産債権と複数債務者関係、求償権など

【7】財団債権：財団債権の意義、その行使、特別の財団債権

【8】取戻権と別除権：債務者の責任財産（破産財団）と取戻権、物的担保権と別除権、法定担保権と約定担保権の取扱い、非典型担保権の取扱い、担保権の行使手続、担保権消滅請求

【9】相殺権：相殺権の意義、相殺権の拡張、相殺権の制限、相殺権濫用論

【10】否認権（1）：否認権の意義、否認権の類型、故意否認、偏頗否認、無償否認

【11】否認権（2）：否認権復習、特別の否認権、否認権の行使など

【12】破産債権の調査と確定：破産債権の調査手続、その確定手続

【13】破産財団の管理・換価、配当と手続の終了：破産財団の換価、配当、手続の終結

【14】消費者破産と破産免責：消費者金融の変遷と消費者破産の意義、破産免責制度の概要

【15】国際倒産：破産事件の国際化、内国倒産と在外資産、外国倒産とわが国の援助など

3. テキスト

特定の教科書は使いません。配布するレジュメに沿って講義を進めます。ただし、各人でどれか一冊、体系書を決めて講義の該当箇所を十分に予め読んでおいてください。講義は

みなさんが一応これらのいずれかを読んだものとして進め、また質疑をします。質疑の内容は、関連する民法、商法、民事訴訟法にも及びます。

4. 参考図書

倒産判例百選〔第4版〕・・判例はレジュメに挙げているものの他、関連判例も事前に読んでおいてください。レジュメに挙げた判例は、判例集に当たって予習してください。

5. 成績評価方法

評価は、概ね試験を7割、質疑を3割とします。ただし、質疑は正解か否かは問いません。全員が積極的に議論することを前提とします。

6. 備 考

1. 授業の目標

ケースメソッドを用いて著作権法の習得を目標とする。著作権法が制定された時代と現在では社会環境が大きく異なるため、当時の著作権法の理念が今日の現状にそぐわない場合が多くある。この「パッチワーク」著作権法を「難しい」と考えている受講生が多い。この点を特に考慮してこの授業では現在の著作権法の解釈にとどまらず、英米法やドイツ法との比較をしながら時代に伴う著作権法の変遷を視野に入れながら、今後著作権法はどうあるべきなのかについて考える。

2. 授業の内容

- ① イントロダクション
- ② 発明と著作物
- ③ 応用美術と同一性保持権
- ④ 原著作物の保護範囲とキャラクター
- ⑤ 貸与権の制限とみなし侵害
- ⑥ 翻訳と同一性保持権
- ⑦ 建築の設計図と建築の著作物
- ⑧ 写真の被写体の保護と氏名表示権
- ⑨ 著作物の類似性と引用
- ⑩ 未編集フィルムの著作権の帰属と映り込み
- ⑪ 著作権の原作品の関係と屋外設置作品の自由利用
- ⑫ 著作権の間接侵害
- ⑬ 映画の著作物の著作権の帰属と改変著作物の公衆送信
- ⑭ 職務著作と私的領域における著作者人格権
- ⑮ まとめ

3. テキスト

田村善之編著 「論点解析 知的財産法」 法務商事 (必須)

そのほか基本書として

斎藤博「著作権法」有斐閣

田村善之「著作権法概説」有斐閣

半田正夫「著作権法概説」法学書院

中山信弘「著作権法」有斐閣

以上のうち一冊以上

4. 参考図書

加戸守行「著作権法逐条講義」著作権情報センター
「ケースブック知的財産法」弘文堂（必須）

5. 成績評価方法

通常点 30%

定期試験（筆記）70%

注：すべての受講生のレベルが定期試験前に「法科大学院での単位修得」基準を上回っていた場合、筆記試験に代えてレポート試験を課す場合もある。

6. 備 考

基本書を何度も精読すること。練習問題としてプリントを配布するので各自その学習は最低行うこと。またケースブックの練習問題は頭の中で考えるだけではなく必ず自分の答案を作成すること。

1. 授業の目標

- (1) 個別的労働関係を規律する法領域に関する法知識の正確な体得を目指す。
- (2) 同領域の主要論点について裁判例および学説状況を正確に把握する。
- (3) 個別的労働関係の実態に注意しながら法適用を行うための技術獲得を目指す。

2. 授業の内容

以下の各テーマについて講義を展開する。

講義中は受講者の内容理解の確認を目的として質疑応答の時間を適宜設定する。

- ① 労働法の全体構造と労働契約
- ② 個別的労働関係と就業規則
- ③ 個別的労働関係の紛争処理
- ④ 労基法上の労働者
- ⑤ 賃金 (1) 支払原則
- ⑥ 賃金 (2) 賞与／退職金
- ⑦ 労働時間等 (1) 基本原則
- ⑧ 労働時間等 (2) 適用除外等
- ⑨ 年次有給休暇 (年休) (1) 発生要件等
- ⑩ 年休 (2) 時季変更権の行使要件／不利益取扱い
- ⑪ 解雇 (1) 労働者の非違行為を理由とする解雇
- ⑫ 解雇 (2) 整理解雇／雇止め
- ⑬ 人事異動：配置転換／出向／転籍
- ⑭ 人事評価 (1) 査定／昇任・昇格
- ⑮ 人事評価 (2) 降格／懲戒等

3. テキスト

- ① 荒木尚志『労働法』（有斐閣、2009年）
- ② 菅野和夫『労働法〔第9版〕』（弘文堂、2010年）
- ③ 別冊ジャーリスト『労働判例百選〔第8版〕』（有斐閣、2009年）

4. 参考図書

- ① 西谷敏『労働法』（日本評論社、2009年）
- ② 土田道夫『労働契約法』（有斐閣、2008年）
- ③ 山川隆一『雇用関係法〔第4版〕』（新世社、2008年）
- ④ 下井隆史『労働基準法〔第4版〕』（有斐閣、2007年）
- ⑤ 菅野＝土田＝山川＝大内編著『ケースブック労働法〔第5版〕』（弘文堂、2009年）
- ⑥ 荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第2版〕』（有斐閣、2008年）

5. 成績評価方法

期末試験 70%
授業への取り組み・発言、提出課題の内容等 30%

6. 備 考

1. 授業の目標

本演習は、手続法としての商業登記法等に基づく商業・法人登記分野について取り扱う。

商業・法人登記は、公示を目的として運用されているものであり、その目的に照らして公示する範囲も定められている。企業取引における重要な情報源としての商業・法人登記を理解し、法人の情報を正確に表すべき登記において、決議や契約に基づきどのように反映させていくことが求められるか、登記手続を通じて修得する。

企業の誕生から消滅までの過程において、成長のための法人組織等の移り変わりは、その選択肢において一つではない。合併・会社分割・資本増強等、自由競争の中における企業成長の鍵は登記手続とリンクしている部分もあり、企業間競争で勝ち抜くことをテーマとした討論を行うと仮定するならば、商業登記手続の理解が欠かせないと言えよう。

講義形式と討論を組み合わせて、会社法と商業登記法の関連が理解されるように進める。

2. 授業の内容

① 商業登記総論

商業登記制度の意義と機能を把握し、登記の効力や種類を知る。また、登記を担当する機関・登記制度を支える資格者・登記簿等の利用者に公開される情報の読み方・印鑑制度や電子申請の概要について学ぶ。

② 定款記載事項と登記事項

株式会社の定款記載例を分析し、定款に記載されている内容がどのように登記に反映されているかについて修得する。

③ 株式会社の登記1 設立

商業登記制度において一番多くの利用がある株式会社を取り上げ、誕生から消滅までの流れの中で、どのような問題点が生じるかを学ぶ。本講においては、設立に至るまでの事務及び設立登記手続を通じて法人成立のプロセスを会社法と関連づけて学ぶ。

④ 株式会社の登記2 株式会社の機関

株式会社を設立するにあたって、機関設計は役員構成等登記手続にもに大きな影響を及ぼす。事例をもとに、会社の実情に即した機関設計を検討していくプロセスを学ぶ。

⑤ 株式会社の登記3 役員等に関する登記

取締役・監査役等の株式会社の機関について、選任や退任の手続がどのように行われ、その登記は誰がどのように行うかの詳細を知ることで、資本と経営の分離の実際を学ぶ。

⑥ 株式会社の登記4 株式・株券に関する登記

事業承継（企業承継）の手段として種類株式が利用される場合が多い。種類株式の内容、発行方法を検討し、具体的にどのように登記されていくかを学ぶ。

⑦ 株式会社の登記5 資本に関する登記

株式会社の資金調達の方法の一例として、募集株式の発行がある。募集株式発行のプロセスを学び、どのように登記に反映されるかを修得する。また、募集株式発行の資本金の額への影響、変更登記の発生の有無等について学ぶ。

⑧ 株式会社の登記6 組織再編に関する登記I

組織再編として会社法上「組織変更」「会社合併」「会社分割」「株式交換」「株式移転」が規定されている。各々の組織再編のプロセスを実体法で確認し、本講においては主に「組織変更」「会社合併」について具体的にどのような登記が必要かを学ぶ。

⑨ 株式会社の登記7 組織再編に関する登記II

組織再編に関し、本講においては主に「会社分割」「株式交換」「株式移転」について具体的にどのような登記が必要か及びその必要書類について学ぶ。

⑩ 株式会社の登記 8 解散・清算に関する登記
法人の解散から消滅までの手続を、株主総会等の決議・登記手続・税務処理等を通じて理解する。

⑪ 株式会社の登記 9 株式会社の登記 事例研究
第2講から第10講までの講義における株式会社の理解を確認し、具体的な事例に基づき、商業登記における会社法の規定の反映を修得する。

⑫ 特例有限会社・合同会社の登記
会社法の施行により新たに設立されることはない有限会社であるが、特例有限会社として存続する従来の有限会社も多数存在するものと思われ、継続か株式会社への組織変更か、経営者としての選択を様々な角度からシミュレーションし、法人形態の違いが経営に与える問題点などを学ぶ。また、会社法により新たな法人形態として認められこととなった合同会社について、その概要を学び、新たな法人形態の実務上の理解を深める。

⑬ 合名会社・合資会社の登記 全
実務上の事例は多くない合名会社及び合資会社であるが、法律を通して概要を学ぶと共に、法人形態が実務上どのような利点があり不利な点があるか理解を深める。

⑭ 法人の登記 社団法人・財団法人（一般・公益）・資格者法人等
「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行され、従来の民法法人の見直しがなされた。本講では、新制度の概要及び「一般から公益への移行」について取り上げる。又、法人形態の種別毎にどのような違いがあるかを理解する。更に、弁護士法人等資格者法人についても、その意義を修得する。

⑮ 商業登記・法人登記の総まとめ
第2講から第14講までの講義における商業・法人登記の理解を確認し、企業法務・法人が関与する訴訟手続等において問題とされる可能性の高い点をどのように管理するか、改善のための助言を行うかを総合的に修得する。例えば、決議を効力要件とするものと登記を効力要件とするものの違いや、債権者保護手続等その他の手続も要求される場合などを習得する。

3. テキスト

講師作成による教材及び資料を適宜配布して行う。

4. 参考図書

商業・法人登記は実体法の理解が強く求められ、会社法の基本書を常に使用することとなる。
又、商業登記手続についての実務書を講義の進行に合わせて紹介する。

5. 成績評価方法

最終の試験の評価を基本に、毎時間課する確認問題の評価と講義中の発言、議論を加味して判定する。評価は、最終の試験の評価を60%、平常点の評価を40%（確認問題の評価25%、発言、議論等の評価15%の割合）として判断する。

6. 備 考

実務家による演習の効果を最大限に得るために、授業の内容は固定しつつ、実務家の補助指導員の参加や、一部に実務修習も取り入れたい。

1. 授業の目標

本講義は、総合講義であり、下記7名の担当者によるオムニバス形式で開講される。急激な少子化は、家庭や保育所、教育の現場、さらには児童福祉の領域に、少年非行、児童虐待、いじめ等々の複雑な問題を生み出しつつ、また、古くて新しい婚外子問題や人工生殖子問題のような現代的親子問題にも複雑な様相を与えていた。ここでは、少子化対策に関わる法及び政策をはじめ、これら子どもをめぐる法的諸問題を多様な角度から検討する。

深刻な少子化に伴われた我が国の高齢化は、世界に類例をみない現象である。そのため民法レベルでは私的扶養（金銭扶養と面倒見扶養）の困難化を推し進める。私的扶養の問題は各法科大学院の民法の授業に譲り、ここでは、私的扶養の社会化された形態である「介護保険制度」と「成年後見制度」の現状と課題を自治体行政の角度をも含めて総合的に分析検討する。さらに少子高齢社会における「高齢者問題」は、「高齢者の雇用対策」や「高齢者の所得保障」の問題解決の必要性を生み出す。したがって、この観点からの検討をも行う。

以上、わが国における少子高齢社会現象と緊密に関わる法的・社会的諸問題を総合的に取上げ、実務法曹として、これら諸領域において法的・政策的諸課題を自ら発見し、それらを解決するために要求される応用的な問題解決能力を涵養する。

2. 授業の内容

【授業の進め方】

- ①予習を前提として、講義と質疑による双方向対話型授業を行う。
- ②視聴覚教材（ビデオ等）も利用しながら、学習への動機づけを行うよう配慮する。
- ③数回のレポートを課し、論述の作法を習得できるようにする。
- ④講義資料を事前に配布する。（各校の判例データベースからの入手を求めることがある。）

(1) (テーマ) 「総合講義－少子高齢社会と法－・ガイダンス」（緒方直人）

本総合講義の趣旨説明と少子化、高齢化の現状分析を行う。

(2) (テーマ) 「家族における子の監護養育と法」（緒方直人）

子の監護養育の問題を、児童虐待に対する法的対処（民法の親権喪失宣告制度、特別養子制度、里親制度、児童福祉法、児童虐待防止法）について検討する。

(3) (テーマ) 「婚外子および人工生殖子をめぐる法律問題」（緒方直人）

主要先進国の婚外子の出生率に比して、わが国における婚外子出生率は低い。にもかかわらず、若干パラドクシカルな表現をすれば、最近の15年間ほど、一貫して婚外子出生率が増加している。この事実をどう見るか。他方、人工生殖子の問題に関しては、特に代理出産をめぐり、社会的にも議論が巻き起こった。家族が子どもを生むことを控えるという少子化現象の進行のなかで、人工授精や、体外受精、代理出産の方法を用いてまでも子を持ちたいと願い、かつ行動に移すという現象をどう捉えるべきであろうか。

本講では、婚外子と人工生殖子をめぐる諸問題について、少子化の進行のなかでこれをどのように理解すべきかを考察しつつ、それらの法的諸問題への答えを探る。

(4) (テーマ) 「いじめ事件」（采女博文）

いじめ問題に関する簡単な法知識を確認しながら、実務法曹としてどのような関わりが可能かを考える。

(5) <テーマ> 「非行とは何か」－少年非行の動向と原因論（土井政和・九大）

少年非行の現状を各種統計や調査報告書を読み解きながら正確な現状認識を得るとともに、非行原因論についての代表的な学説を学び、非行とは何か、いかに捉えるべきかについて考える。

(6) (テーマ) 「少年保護事件と適正手続」（土井政和）

少年保護手続に適正手続の保障が何故必要なのか、少年手続における適正手続とはいかなる内容を持

つか、を考えることによって、少年法の理念、少年事件の捜査、少年審判の構造の在り方、えん罪の防止などについて基礎的知識を修得する。

- (7) (テーマ) 「少年司法における福祉的機能(付添人・調査官・鑑別技官の役割)」(土井政和)
第5回で修得したことを前提にして、少年事件における付添人・調査官・鑑別技官らはいかなる役割を果たすべきかについて学ぶ。
- (8) (テーマ) 「保護処分と刑罰、少年法改正の諸問題」 (土井政和)
少年にはなぜ刑罰ではなく保護処分が科せられるのか、刑罰が科せられるのはいかなる場合か、その手続はどうなっているのか、執行の形態に問題はないか、さらに少年法改正の諸問題などについて学ぶ。
- (9) (テーマ) 「保育所入所と子どもの権利保障」 (伊藤周平)
少子化の進展の一方で、両親の共働きなどが増え、認可保育所の待機児童は増えている。児童福祉法が改正され、保育所入所も契約とされたことも影響しているのかもしれない。児童福祉法上は、市町村に保育の実施義務は残っているにもかかわらず、保育所の強引な民営化などがいくつかの自治体で進められ、民営化をめぐる裁判が頻発している。ここでは、子どもの権利保障という観点から、保育所入所をめぐる裁判例を取り上げ、児童福祉の今後の課題を探る。
- (10) (テーマ) 「介護保険と高齢者福祉」 (伊藤周平)
介護保険料については、65歳以上の第一号被保険者の保険料負担が、定額保険料を基本としているため逆進性が強く、年金天引きという徴収方法の問題もあり、いくつか行政訴訟が提起されている。ここでは、杉尾訴訟・札幌高裁判決（平成14・11・28 賃金と社会保障 1336号 55頁）などを題材に、介護保険料（訴訟）の現状と課題を探る。また介護保険施設などの介護事故をめぐる裁判例を取り上げ、その動向と今後の高齢者福祉の課題を探る。
- (11) 「高齢者の財産管理と成年後見制度の法的諸問題」 (小野義美・熊大)
本講義では、新成年後見制度が成立するに当たり、いかなる理念が掲げられたかを検討し、新制度は施行後理念に添って機能しているか否かを施行後の判例等を分析の対象として検証する。
- (12) (テーマ) 「成年後見制度の現状と地域社会の役割」 (小野義美)
本講義では、成年後見制度の利用状況を、統計数値に依拠しつつ、分析検討する。その上で、現実とは懸け離れたものとなっている「介護保険と成年後見は車の両輪」というキャッチフレーズを現実のものとなすための必要条件を探る。
- (13) 「少子高齢化と自治体－自治体における少子高齢化対策－」 (土居正典)
地方分権の中での介護保険制度等の少子高齢化対策は、市民参加・情報公開を所与のものとし、よりよい福祉サービスの提供を目指している。しかし、高齢者等への福祉サービスの利用に関する満足度は、決して十分なものとはいえない。そこで、本講義では、少子高齢化対策としての福祉サービスに対する苦情処理制度、とりわけ、福祉オンブズマン制度を中心に、介護保険法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、自治立法（条例・規則）等からこの問題の検討を行ってゆく。
- (14) (テーマ) 「高齢社会と雇用政策」 (紺屋博昭)
わが国の高齢者は、就業率も就職意欲も高く、少子高齢社会の中で、労働力の不足を補い、社会保障財政を支える就業者層として重要な役割を担っている。雇用政策においても、「65歳現役雇用システム」などが重要な政策指針となり、年金法との連動の中で政策が進行し、また個別企業でも60歳定年を見直す長期雇用システム構想が始まっている。これらの最新の実態や政策展開に対して、法的分析を加えつつ、問題の本質に迫る。
- (15) (テーマ) 「高齢者の所得保障」 (紺屋博昭)
初期高齢者(younger old)を中心に、所得保障の法的問題の検討を行う。具体的には、退職金・企業年金、雇用保険における高齢者給付、公的年金問題が中心となる。いずれも現在動きの激しい分野であり、労働法と社会保障法、法解釈論と法政策論などが交錯する問題領域であるが、予習を課すことで限られた時間を有効に使い、問題の本質に迫りたい。

3. テキスト

総合講義であり、特定の教科書は指定されない。15回の講義毎に講義資料、参考書その他 の情報が、鹿児島大学のシラバスシステムの「講義計画と記録」のページに添付或いは掲載さ れる。それらをダウンロードして学修すること。

4. 参考図書

同上。

5. 成績評価方法

◆成績は、次のようにして判定する。

1. 受講生はその所属大学の授業担当主任教員の課題レポートを必ず提出する（主任教員は、鹿 大：緒方、九大：土井、熊大：小野）。
2. その他に、関心のある教員の課題2つについて、レポートを提出する。
3. 各大学の授業担当主任教員が自法科大学院学生の成績評価を行う。
4. 各教員の持ち点は、主任教員が40点、その他の教員各30点で100点満点で採点する。
5. 各教員の成績評価は、持ち点の範囲内で、課題レポート80%、平常点20%とする。
6. 平常点は、授業内での質疑応答等授業への参加度の評価による。
7. 各法科大学院の授業担当主任教員、及び課題レポートは、上記「講義計画と記録」の各教員 の最終講義の「課題」のページに掲載され、受講生はこのページからレポートを提出するこ とになる。

◆評価した水準が、「わが国における少子高齢社会化と緊密に関わる、法的・社会的諸問題領域において、実務法曹として、自ら法的・政策的諸課題を発見し、これを解決するために要求される応用的な問題解決能力を涵養する」という本授業の到達目標に照らして、これを高い水準で充足している場合、A+（100-90点）、これを充足している場合、A（80-89点）、これを概ね充足している場合、B（70-79点）、これを最低限充足している場合、C（60-69点）と評価され、この目標に到達していないと評価された場合、F（不合格）（59点以下）とされる。

6. 備 考

履修条件：民法および刑法を学修しておくことが望ましい。

シラバスについては、別途鹿児島大学「電子シラバスシステム」に掲示する。

その他の注意

本講義は、九州大学の授業時間により、通常の毎週講義の形式で開講する。

公共政策法務

2年次／後期

2単位

専・演

未定

※後期履修登録前迄にお知らせします。

2年 集中

2年 集中
講義

リーガルクリニック A（法曹倫理入門を含む）

2年次／集中 2単位 実習
白鳥 努・本木 順也
松下 良成・前田 稔
米田 憲市ほか

1. 授業の目標

弁護士過疎と呼ばれる地域に出向いて合宿形式での開講部分を中心とし、弁護士と共同して市民が抱える法律相談への第一次的な対象方法についての助言をおこない、法律問題に解する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。単なる法律相談実習としてのみならず、こうした活動を行うための様々な段取りや、実務家として地域の特性への理解を深める力を養うことも重要な目的とされる。

2. 授業の内容

法曹倫理の入門的な事柄と法律相談の諸技法を事前指導で実施するとともに、後期に実施される司法政策研究センターの法律相談に臨席して担当弁護士のもとで報告書を作成することを通じて、離島等司法過疎地における法律相談に備える。これらの成果を踏まえて、現地での法律相談の内容にくわえ、被相談者としての態度などの相互批評、地域的な特色と法律問題との関係などの検討を行ない、法律相談全体を総括して発表する機会を設ける。

第1回 事前指導（1）：法曹倫理入門

法曹倫理全般の観点から、離島等で行う法律家の活動についての諸問題を検討する。

第2回 事前指導（2）：法律相談に関わる法曹倫理

法律相談における倫理的な問題や相談技法を検討する。

第3回 事前指導（3）：法律相談に関わる諸技法1

法律相談を成立させるために必要な諸事情について検討する。

第4回 事前指導（4）：法律相談に関わる諸技法2

司法政策研究センターにおける法律相談において、弁護士に臨席しながら、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、住民からの相談を受ける。相談後、報告書の記載内容について担当弁護士の指導を受ける。

第5回・第6回 法律相談実習1・2

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける。学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者と、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

第7回 法律相談記録作成

第5回から第6回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。

第8回 事案検討会

第7回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。

第9回～第13回 法律相談実習3・4・5・6・7

弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける。学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者と、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。

第14回 法律相談記録作成

第9回から第13回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。

第15回 事案検討会

第14回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。

全体として、単に法律相談を体験することだけではなく、事案の聞き出し方、要件事実を意識した論点の整理能力、法的アドバイスの技法の理解、個別事案の法律的論点の理解、法的対処の手段の多様性の理解、法律問題の背景への洞察などとともに、法律相談の社会的機能を理解するよう促される。

3. テキスト

特に定めない。

4. 参考図書

- ・司法過疎についての一般的概況については、シラバス・システムの資料を参照。
上田國廣ほか「特集：ポスト「ゼロ・ワン」における司法政策に学ぶ」法学セミナー1月号の各論文
米田憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習－鹿児島大学法科大学院の取り組みから（特集 臨床法学の課題と展開）」自由と正義723号 pp.63-65（2009）
- ・法曹倫理、法律相談の技法については、前田教授の授業資料のほか、「法情報論」で配布した参考資料、その他関係文献を探して、それぞれに準備すること。ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006）
名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義－弁護士の法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技能』民事法研究（2004）
菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編著『法律相談のための面接技法－相談者とのよりよいコミュニケーションのために－』商事法務（2004）
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂（2002）
飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎－訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネクシス社（2008）

5. 成績評価方法

時系列順に示すと、法曹倫理入門パートにおいて課されるレポート、現地実習の次の月曜日を締切として、検討会を経て清書した報告書と出された課題についてのレポートの提出があります。その上で、成績の評価は、（1）実習の評価と（2）レポートの評価によって行われる。

（1）実習の評価（65%）

実習の評価については、①事前学修の程度、②現場でのパフォーマンス、③検討会でのプレゼンテーション、④報告書の出来映えの4項目に注目して、事件ごとの報告書については担当の弁護士の評価、その他は担当教員全員が総合的に評価します。複数の事件を担当した場合は、その平均を取ります。なお宿舎等でのマナーなどについても成績評価の対象とする。

（2）レポートの評価（35%）

レポート評価は、法曹倫理入門のレポート（10%）と、指定された課題についてのレポート（25%）で評価します。レポート課題の内容は、本科目の趣旨のもとでの事前学修や実習の成果を踏まえて設定されるものであり、実習後に明らかにされる。

ただし、法曹倫理入門パートにおいて課されるレポートや指定されたレポートについてのレポート個々の評価が、満点を100点として60点に達しない場合、単位認定を行わない。

なお、%配分は、目安である。

6. 備 考

財団法人国際教育支援協会による、法科大学院生教育研究賠償保険への加入と実習科目における守秘義務に関する誓約書の提出を義務づける。

1. 授業の目標

市民が抱える法律問題への第一次的な対処方法についてのアドバイスを行なうことによって、法律問題に対する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。そのため、法律相談の内容にくわえ、被相談者としての態度などの相互批評、相談者の置かれた状況と法律問題との関係などの検討を行ない、法律相談全体を総括して発表する機会を設ける。

2. 授業の内容

① ガイダンスと実施計画の策定

本講義の意図、計画、課題、達成目標について紹介する。相談は、各人が一度ずつは受けることを前提にグループ単位で行なうこととし、そのグループ分けの作業を行なう。

② 法律相談実習 I

前期の間に実施される司法政策研究センターにおける法律相談に記録担当者として臨席する。

③ 相談内容報告書の作成 I

法律相談実習 I で作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成し、担当弁護士と教員の指導を受ける。

④ 相談報告検討会 I

相談内容報告書の作成 I で作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、事実の聞き出し方と論点の整理に重点を置く。

⑤ 法律相談実習 II

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

⑥ 相談内容報告書の作成 II

法律相談実習 II で作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

⑦ 相談報告検討会 II

相談内容報告書の作成 II で作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。特にここでは、適用法令の内容の説明の仕方に重点を置く。

⑧ 法律相談実習 III

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

⑨ 相談内容報告書の作成 III

法律相談実習 III で作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

⑩ 相談報告検討会 III

相談内容報告書の作成Ⅲで作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、法律による対処とそうでない手段の対処の可能性について重点を置く。

⑪法律相談実習IV

法律相談を実施し、市民から相談を受ける。学生は、事実の把握、論点の整理、適用法令を調べ、メモを作成しつつ、相談に応じる。

⑫相談内容報告書の作成IV

法律相談実習IVで作成したメモをもとに、事実、論点の整理、適用法令、回答内容、被相談者としての留意事項（相手方の対応や聞き出すのに苦労した点など）、相手方の満足度の予想などを、所定の書式によって報告書を作成する。

⑬相談報告検討会IV

相談内容報告書の作成IVで作成した報告書をもとに、匿名化した事例を他の班に回して回答を作成し、相互批評する。この際に、被相談者としての留意事項について紹介しあいながら、法律相談を受けるものとしてのあり方についての理解を深める。

特にここでは、法律相談の社会的機能に重点を置いた検討を行なう。

⑭報告書作成

全体を総括する報告書を作成する。その際、参考文献としてあげられたものを参照しつつ、自らの体験を整理する。

⑮報告検討会

班ごとに、今回の総括を行ない発表し、必要と思われる点を検討する。

3. テキスト

特に指定しない。

4. 参考図書

・法曹倫理、法律相談の技法については、前田教授の授業資料のほか、「法情報論」で配布した参考資料、その他関係文献を探して、それぞれに準備すること。ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。

中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006）

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義－弁護士の法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技能』民事法研究（2004）

菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編著『法律相談のための面接技法－相談者とのよりよいコミュニケーションのために－』商事法務（2004）

加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂（2002）

飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎－訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネクシス社（2008）

5. 成績評価方法

成績評価は下記の方法で行う。

・報告書最終版をもとにする評価：事件担当教員による採点 80%から85%
(この評価には相談時および検討会におけるパフォーマンスが前提となる)

・レポート：研究者教員により設定された課題・評価による 15%から20%

前者のみで合格点になる配点であるが、両者の提出は必要条件であり、それぞれにおいて50%以上の得点を必要とする。

6. 備 考

この科目は、実務家教員と、法社会学を専攻する米田憲市が共同で担当する。個々の学生の経験に対して、実務家教員が実務家としての経験から実践的な側面を担当し、米田が自己の経験をフィールド・ワークの技法によって自らの振る舞いを反省的にとらえ改善する諸技法に関わる部分を担当するが、全体として共同で担当する。財団法人国際教育支援協会による、法科大学院生教育研究賠償保険への加入と実習科目における守秘義務に関する誓約書の提出を義務づける。

1. 授業の目標

この科目は、法律事務所等での体験学習を実施し、実務の一部を現場で体験・観察させてもらうことによって、現場の法曹の役割や社会基盤を理解し、法曹としての自覚と理解を深めることを第一の目的とし、自らの観察を「事実」として構成・分析・報告する作業を行なうことで、自らの実践に対して反省的な視点を涵養することを第二の目的とする。日誌の作成とそれに基づいて作成されたレポート、報告会でのプレゼンテーションに基づいて評価される。

2. 授業の内容

① ガイダンス

体験学習を実施させてもらう法律事務所の割り当てと、日誌の作成、レポートについての作成要領を説明する。体験内容を整理する際のガイドとして、社会調査の技法としてのフィールド・ノートの作成についての予習が促される。

② 実習 I : 法律事務所での聴取り・相談

法律事務所等での体験学習について、各事務所の構成、活動、顧客層などについての聴取りと、実習内容についての相談を行なう。これによって、実習内容を明確化し、実習の成果をより大きなものにすることをめざす。

③ 日誌・計画書作成 I

実習 I での聴取りをもとに、法律事務所の構成、活動、顧客層などについて把握し、後に続く実習内容についての計画書を作成する。

④ 実習 II

計画書に基づく実習。

⑤ 日誌作成 II

実習内容の日誌の作成。

⑥ 実習 III

計画書に基づく実習。

⑦ 日誌作成 III

実習内容の日誌の作成。

⑧ 実習 IV

計画書に基づく実習。

⑨ 日誌作成 IV

実習内容の日誌の作成。

⑩ 実習 V

計画書に基づく実習。

⑪ 日誌作成 V

実習内容の日誌の作成。

(12) 報告書作成

計画書、日誌等をもとに、実習全体の報告書を作成する。そこでは、法律事務所の活動とその社会関係を把握し、将来の自らの活動についての現実感を持つことが促される。

(13) 報告会プレゼンテーションの作成

報告会に備えて、報告書に基づくプレゼンテーションの準備を行なう。

(14) 報告会 I

参加者ひとりひとりが実習の報告を行なう。

(15) 報告会 II

報告会 1 で報告しきれなかった参加者がひとりひとり報告を行なう。

3. テキスト

特に指定しない。

4. 参考図書

日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会編『法律事務所経営ガイド』弘文堂（1995年）

佐藤郁哉『フィールドサーク』新曜社（1992年）

宮澤節生・武藏勝宏・上石圭一・大塚浩『ブリッジブック法システム入門』信山社（2008）

弁護士白書 各年度

自由と正義 関連号

5. 成績評価方法

日誌の作成とそれに基づいて作成されたレポート(85%程度)、報告会でのプレゼンテーション(15%程度)(※割合は目安である)に基づいて評価される。

6. 備 考

本科目は実務家教員と、研究者教員で法社会学を専攻する米田憲市が共同で担当する。実務家教員は実務経験に基づく実践的な側面を担当し、フィールド・ワークの技法によって、自己の経験を反省的にとらえて改善する諸技法に関わる部分を米田が担当するが、全体を通して共同で担当する。

なお、実習先については、九州弁護士会連合会が作成したリストに基づき、鹿児島県弁護士会、宮崎県弁護士会以外の九州／沖縄における法律事務所での実習をうけることも可能である。希望がある場合、調整が必要なので履修検討時に申し出ること。

1. 授業の目標

本授業においては、ヨーロッパにおける法現象（法・裁判制度・法学・法曹など）の歴史を素材として、法の異文化体験を行う。法の有する歴史的性格を理解することによって、現在の法状況を普遍視・絶対視することなく、相対化する視点を身に付けることを目的とする。

2. 授業の内容

第01回：ヨーロッパ法史の基礎

第02回：ゲルマン部族法典

第03回：ローマ法大全

第04回：中世ローマ法学（1）—註釈学派

第05回：中世ローマ法学（2）—註解学派

第06回：ルネサンス期の法学—人文主義法学派

第07回：教会法学（1）—法源・裁判所組織・訴訟手続

第08回：教会法学（2）—管轄権

第09回：前近代ヨーロッパ法の特質（1）—フェーデと裁判

第10回：前近代ヨーロッパ法の特質（2）—訴訟手続

第11回：コモン・ローとシヴィル・ローの分岐

第12回：ドイツにおけるローマ法継承

第13回：フランス法の形成

第14回：イギリスにおけるコモン・ローの発展（1）—国王裁判権の拡大

第15回：イギリスにおけるコモン・ローの発展（2）—陪審・法曹

3. テキスト

とくに教科書は使用しない。担当教官作成のレジュメによって授業を進める。歴史を学ぶ上で不可欠の史資料についても、適宜プリントを配布する。また、スライドを通して理解を深める。

4. 参考図書

高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』（東大出版会、2005年）

勝田有恒・森征一・山内進編『概説 西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2005年）

久保正幡先生還暦記念『西洋法制史料選——II 中世——』（創文社、1978年）

5. 成績評価方法

試験の成績に平素の成績（出席・発言状況）を加味する。配点は試験80点、授業中の発言・質問への応答等20点とする。

6. 備 考

受講生がヨーロッパ法史の初学者であることを想定して、基本的事項については講義形式に質疑応答を取り込む形で授業を行なう。但し、配布史料等を予習してきていることを前提に対話型の授業を行なうこともある。

3 年

III. 3年次目次

III-1. 前期

公法総合問題演習A

商法問題演習A

民事法総合問題演習A

刑事法総合問題演習A

法曹倫理

民事模擬裁判

司法文書実務

倒産法B

知的財産法問題演習

租税法

労働法問題演習

国際法

国際私法

経済法

社会保障法

インターネットと法

自治体法政策問題演習

法医学

法律学総合特別演習

(外国語文献購読)

法律学総合特別演習

(論文作成指導)

小栗 實	134
土居 正典	
伊藤 周平	136
志田 惣一	
白鳥 努	138
前田 稔	
中島 宏	140
南 由介	
前田 稔	143
松下 良成	144
本木 順也	
本木 順也	146
河野 正憲	148
曾我 一正	150
未定	152
紺屋 博昭	154
井上 知子	155
眞砂 康司	156
飯田 泰雄	158
伊藤 周平	160
酒匂 一郎	162
河野 通孝	164
小片 守	166
米田 憲市	169
緒方 直人	170

III-2. 後期

- 公法総合問題演習 B
商法問題演習 B
民事法総合問題演習 B
- 刑事法総合問題演習 B
- 民事訴訟実務の基礎 B
倒産法問題演習
租税法問題演習
契約実務

伊藤 周平	172
志田 惣一	174
志田 惣一	176
緒方 直人		
齋藤 善人		
白鳥 努		
松下 良成		
村山 洋介		
前田 稔	178
中島 宏		
南 由介		
五十嵐 章裕	180
齋藤 善人	182
未定	186
未定	187

III-3. 集中講義

- 環境法
刑事遭遇論
民事救済法特論

土居 正典	190
土井 政和	192
川嶋 四郎	196

3年 前期

3年 前期

1. 授業の目標

憲法および行政法の各事例問題の検討を行い、公法領域での問題・紛争解決能力を醸成することを目標とする。具体的には、毎回、演習問題（憲法・行政法の事例問題）の起案を行い、次の回で解説・論点整理という形をとる。1～5回は、伊藤が、6～10回は、小栗、11回～15回は、土居がそれぞれ担当する。

2. 授業の内容

- (1)ガイダンス
- (2)憲法／私人間における人権保障の問題
- (3)憲法／私人間における人権保障の問題解説
- (4)行政法／行政争訟に関する問題
- (5)行政法／行政争訟の問題解説
- (6)憲法／総合問題1
- (7)憲法／総合問題1の解説
- (8)憲法／総合問題2
- (9)憲法／総合問題2の解説
- (10)憲法／まとめ
- (11)行政法／総合問題1
- (12)行政法／総合問題1の解説
- (13)行政法／総合問題2
- (14)行政法／総合問題2の解説
- (15)行政法／まとめ

3. テキスト

とくに指定しない。1・2年の憲法・行政法の授業で使用した教科書を持参のこと

4. 参考図書

- ・別冊ジュリスト『憲法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2007年）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2006年）

5. 成績評価方法

平常点（起案内容、議論への参加など）50点、期末試験50点。

6. 備考

1. 授業の目標

会社法に関する法的紛争処理についての十全な理解を図る。本演習では、商法A・Bで修得した基礎的法知識の体系的理解を、判例および具体的設例の検討を通してより実践的なものとし、会社法解釈論の運用能力の定着を図ることを目標とする。また、本演習では、判例および具体的設例を素材に受講者および教員との間で双方向対話型の授業が展開され、そこでの議論を通じて、法的議論の能力を涵養するとともに、従来形成されてきた判例法理、学説、他者の見解等を批判的に検討し、自らの力によって法規範を創造しうる創造的思考能力を涵養し、より実践的で高度な問題解決能力を身につけることを目標とする。

2. 授業の内容

- ① 会社訴訟・仮処分：講義
- ② 株式の譲渡：報告および討論
- ③ 株主総会決議の瑕疵等：報告および討論
- ④ 代表行為と取引の安全：報告および討論
- ⑤ 設立：報告および討論
- ⑥ 文書起案 その1：問題発見能力・文書作成能力
- ⑦ 違法な募集株式の発行
- ⑧ 競業取引・利益相反：報告および討論
- ⑨ 取締役の報酬：報告および討論
- ⑩ 文書起案 その2：問題発見能力・文書作成能力
- ⑪ 取締役の会社に対する責任 その1：報告および討論
- ⑫ 取締役の会社に対する責任 その2：報告および討論
- ⑬ 株主代表訴訟：報告および討論
- ⑭ 取締役の第三者に対する責任：報告および討論
- ⑮ 判例分析

3. テキスト

前田雅弘他『会社法事例演習教材』有斐閣

4. 参考図書

神田秀樹『会社法』弘文堂
江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）
東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』青林書院（7F資料室配架）
『会社法判例百選』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（50点）、平常点（50点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として①法的思考力、②法的分析能力、③法的議論の能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験は事例問題である。指定するテーマに関わる問題を取り上げ、事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、各時期における学習達成度を測る。平常点の評価は、提出されたレポートおよび授業中の発言等の、授業への参加度を、評価対象とする。

6. 備 考

1. 授業の目標

民事法総合問題演習Aでは、「事実認定」という視点に立ち、民事法（民法・民事訴訟法）の領域を総合的に取り扱う。このことによって、2年次までの民事法領域の学習の成果のさらなる定着を図るとともに、社会的事実としての紛争を、法的に分析し解決していく力を身につけ、そのプロセスを説得力のある議論・文章で表現していく能力を養うことを目標としている。本演習は、実務家教員によって担当される。このことによって、これまでの主に理論的な考察を、実務的な判断の中に活かす力を涵養し、法律専門職の活動に必須である専門的知識と応用力を身につけることを目指している。

2. 授業の内容

各回のテーマは以下の通りである。

- ① 第1講 民事訴訟の基本構造
- ② 第2講 訴訟物
- ③ 第3講 売買に関する請求1
- ④ 第4講 売買に関する請求2
- ⑤ 第5講 売買に関する請求3
- ⑥ 第6講 貸金・保証に関する請求
- ⑦ 第7講 不動産明渡しに関する請求
- ⑧ 第8講 不動産登記に関する請求
- ⑨ 中間テスト（第1講ないし第8講のまとめ）
- ⑩ 第9講 貸貸借に関する請求
- ⑪ 第10講 動産・請負に関する請求
- ⑫ 第11講 債権譲渡に関する請求
- ⑬ 第12講 その他（債権者代位、詐害行為取消し、債務不存在確認等）
- ⑭ 第13講 事実認定1（総論・書証）
- ⑮ 第14講 事実認定2（証言・判断の構造）及び事実認定3（まとめ）

*「第〇講」は、テキスト「<完全講義>民事裁判実務の基礎—訴訟物・要件事実・事実認定ー」の項目。

3. テキスト

- ① 大島眞一・「<完全講義>民事裁判実務の基礎—訴訟物・要件事実・事実認定ー」（民事法研究会・平成21年3月6日第1刷発行）
- ② 伊藤眞・加藤新太郎編『[判例から学ぶ] 民事事実認定』（有斐閣、2006年12月）

4. 参考図書

- ・1, 2年次の民事系科目で指定されたテキスト、参考図書
- ・司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引』（法曹会）
- ・村田涉・山野目章夫編『要件事実論30講』（弘文堂、2007）〔推薦〕
- ・加藤新太郎・細野敦『要件事実の考え方と実務』（民事法研究会、2006）〔推薦〕
- ・岡口基一『要件事実マニュアル（第2版）』（上・下）（ぎょうせい、2007）〔手元にあると便利〕
- ・伊藤滋夫・山崎俊彦『ケースブック 要件事実・事実認定（第2版）』（有斐閣、2005）
- ・伊藤滋夫『要件事実・事実認定入門』（有斐閣、2003）
- ・瀬川信久他編著『事例研究民事法』（日本評論社、2008年）
- ・後藤勇『民事裁判における経験則 続』（判例タイムズ社、2003）
- ・後藤勇『民事裁判における経験則』（判例タイムズ社、1990）

5. 成績評価方法

期末試験 60%、プロセス評価 40%

*プロセス評価は、中間試験 30%、授業中の応答・課題レポート等 10%とする。

本講義では、「修学の手引き 8 成績評価について」に記載された法科大学院の学習目標のうち、主として①法的思考力、②法的分析能力（事実を法的に把握・分析する力）、③法的議論の能力をどの程度身につけることができたかを主たる評価対象とする。

6. 履修条件

必修科目であるため、履修条件はないが、総合問題演習の性質上、授業は 2 年次配当の民事系科目の履修を前提に展開される。

7. 備考

本授業は、事実認定論に重点を置くが、各自、法解釈・法適用能力を意識的に涵養するよう努めること。

指定された判例・事例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話・討論型授業となる。

1. 授業の目標

これまでの刑事系科目によって形成された刑法及び刑事訴訟法の基礎的知識への理解及び考察力を前提として、その知識の深化を深め、刑法及び刑事訴訟法の重要論点に関する諸問題について、具体的に発生した事件を念頭においての演習を行うことにより、社会に生起する刑事事件及び刑事裁判の実態を理解し、実務家としての必要不可欠な水準の知識と応用力を身につける。

演習は、各自に予習したところを発表させ、学生相互の質疑応答を中心に進める。

2. 授業の内容

研究者教員・実務家教員のコラボレートによる刑法・刑訴法にわたる演習として開講する。以下に掲げるような、理論的にも実務的にも重要性が高い問題を取り上げる。

また、上述のとおり、刑事訴訟法の論点及び、必要に応じて実体法上の問題点についても検討を行う。

なお、具体的な事例などの詳細については、開講までに電子シラバスシステムを通じて告知する。

I 刑法総論関係

- 1 構成要件
 - ・構成要件要素
 - ・構成要件の諸形態
 - ・実行行為
 - ・その他
- 2 違法性
- 3 責任
- 4 共犯
- 5 犯罪の個数
- 6 刑罰
- 7 刑法の適用範囲

II 刑法各論関係

- 1 主要な個人的法益に対する罪
- 2 主要な社会的法益を害する罪
- 3 主要な国家的法益を害する罪

III 刑事訴訟法捜査関係

- 1 捜査主体と捜査構造
- 2 捜査手法
 - (1) 任意捜査
 - (2) 強制捜査

IV 刑事訴訟法公判手続関係

- 1 予断排除の原則
 - (1) 起訴状一本主義
 - (2) 脅迫文言の全文引用と起訴状一本主義
- 2 訴因と公訴事実との関係
 - (1) 訴因変更の要否
 - (2) 訴因変更の限界

(3) 訴因変更の可否

(4) 覚せい剤自己使用罪と訴因変更の可否

3 訴因変更の要否、可否、訴因変更命令の義務性、訴因変更命令の形成力

(1) 訴因変更命令

(2) 訴因変更と当事者主義・職権主義

4 訴訟条件と訴因

(1) 訴訟条件と訴因、移送の可否

(2) 訴訟条件と訴因、縮小認定

5 証拠開示命令

6 自由心証主義の合理性を担保するための諸制度

(1) 挙証責任、犯罪阻却事由についての挙証責任、反証を許す法律上の推定

7 共同被告人の証人適格、手続き分離の要否

(1) 同種前科による犯罪事実認定の可否

(2) 余罪をめぐる諸問題

8 自己負罪拒否特権の意義

(1) 違法収集証拠排除法則

9 自白の証拠能力

(1) 自白と補強証拠

10 伝聞証拠

11 檢察官面前証拠

12 公判供述と矛盾するその者の公判外供述の証拠能力

13 実況見分調書・検証調書

(1) 現場写真の証拠能力、録音テープの証拠能力

14 択一的事実認定

(1) 公訴棄却の裁判の確定力

15 一事不再理効

(1) 上訴の利益

(2) 控訴審の構造

(3) 第一审判決後の事実の変化

3. テキスト

あらかじめ電子シラバスシステムを利用し問題文を配付する。

4. 参考図書

- ・前田雅英ほか編『条解刑法（第2版）』（弘文堂）
- ・松尾浩也監修『条解刑事訴訟法（第4版）』（弘文堂）
- ・大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 全13巻・別巻1（第2版）』（青林書院）
- ・藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 全8巻』（青林書院）
- ・伊藤栄樹ほか編『注釈刑事訴訟法〔新版〕』（立花書房）
- ・大塚仁ほか編『新・判例コンメンタール刑法 全6巻・別巻』（三省堂）
- ・高田卓爾ほか編『新・判例コンメンタール刑事訴訟法 全6巻・別巻』（三省堂）
- ・小林充ほか編『刑事事実認定重要判決50選（上）（下）』（立花書房）

- ・小林充ほか編『刑事実認定（上）（下）』（判例タイムズ社）
- ・大塚仁ほか編『新実例刑法（総論）』（青林書院）
- ・平野龍一ほか編『新実例刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（青林書院）
- その他、適宜指示する。

5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験（中間・期末）70%、平常点を30%とする。

平常点の評価基準は、出席状況、事前準備、授業における積極的な取り組み状況、即日起案の成績である。

6. 備 考

事前に課題を配付の上、あらかじめ文書での報告を提出する学生を指定する。

授業当日は、学生の中から随時指名して、口頭での報告を求める。

したがって、すべての学生は、配布された問題文を事前に検討したうえで、口頭報告を求められた場合にはこれに対応できるように、また、討論に積極的に参加できるように、争点整理と対応策の検討をしておくこと。

刑事手続き及び実体法上の具体的問題を、理論面、実務面から検討する。

両者の説明を併せて意味を持つ講義であり、担当部分を明確に分離することはできない。

即日起案は、起案時間60分、講評と検討30分とする。

1. 授業の目標

法曹三者が直面する法曹倫理上の具体的事例につき、その背景、問題点を指摘した上で、業務処理上、どのような点に留意し、事案を処理することが最善であったか等を分析、理解することにより、今後、法曹として、実務に携わるに際しての高い法曹倫理を保持すると共に、業務処理上の陥穬に陥ることのないように、又、同種不祥事に関わることがないように自戒させることを講義の目標とする。

2. 授業の内容

法科大学院においては、法律専門職である実務法曹の養成を目的としているが、その取り扱う対象は、民事事件・刑事事件・労働事件・行政事件等何れも多様な法的紛争という形態を取っている。

そして、民事的紛争においては、背景に、経済取引を巡る駆け引き、親族間における愛憎等が存在していることが多く、又、刑事事件においても、犯行動機として、怨恨、憎悪、金銭的欲望等が伏在している。

このような多様な法的紛争を処理する上で、紛争相手方からの利益供与、破産管財事件等における預り金の横領等の不祥事が多発する傾向にあり、今後、法曹が著しく増加する状況で、不祥事の件数は、更に増幅する懸念がある。

更に、弁護士の増加と執務環境の多様化により、従前來の個人事務所での活動を前提とする弁護士倫理をはじめ、裁判官・検察官・組織内弁護士・法人形態の法律事務所に属する法曹などとして、多様な地位や業務形態によってそれぞれに存在する倫理原則のあり方についての理解が求められる。

こうした事情を踏まえて、事件処理上の業務遂行における諸規律や、顧客や相手方、裁判所・検察庁等諸機関との関係のあり方など専門職としての行動規範的な側面に加え、法律事務を独自的に扱うことが認められている事実、それに伴い与えられている相当の社会的地位と、社会からの期待や責務などを涵養する必要がある。

そこで、弁護士倫理を中心として、裁判官、検察官を含めた実務家自身が、その業務遂行に際し、どのようなトラブルに直面するかについて、現実に発生した事案を素材とした具体的な事例を取り上げながら、実務法曹の現実像とるべき姿を検討していくこととした。

3. テキスト

自由と正義平成17年5月6号臨時増刊解説弁護士職務基本規程

4. 参考図書

- ・塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『法曹の倫理と責任〔上〕〔下〕』(現代人文社)
- ・森際康友編『法曹の倫理』(名古屋大学出版会)
- ・高中正彦著『法曹倫理講義』(民事法研究会)
- ・小島武司・田中成明・伊藤眞・加藤新太郎編『法曹倫理』(有斐閣)
- ・加藤新太郎著『コモンベーシック弁護士倫理』(有斐閣)
- ・飯島澄雄=飯島純子著『弁護士倫理 - 642の懲戒事例から学ぶ10ヶ条』(レクシスネクシス・ジャパン)
- ・司法研究所『民事弁護の手引き』『刑事弁護実務』

5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験(期末)50%，口頭報告30%，平常点を20%とする。

平常点の評価基準は、出席状況、事前準備、授業における積極的な取り組み状況である。

6. 備 考

報告・討論方式を重視して実施する。

1. 授業の目標

民事紛争の公権的解決手続である民事裁判について、訴訟提起の依頼を受けた時点から判決に至るまでの一連の流れを、実際に模擬裁判などで体験しながら実習する。

扱う事件は、実際の裁判例などをモデルにしたものであり、実体法と訴訟法の双方の学修を振り返りながら立体的に裁判の流れを体験する。

2. 授業の内容

① 講義の進行と扱う事件などについての説明

講義全体の目標と流れを説明し、検討の対象となる事件を説明し、何が問題となるのかを議論させながら、実体法の学修の再確認をする。

② 依頼人との面談および事件の法的構成

依頼人から訴訟提起の依頼を受けたものとして、聞き取りの結果などから、紛争を法的に構成する。複数の可能性を検討しながら、事件の解決にとって最適な構成を考えさせ、さらに探すべき事実は何かを検討させる。

③ 訴状の作成の準備

要件事実を確認し、判例・学説などを調査・検討する作業を続け、訴状作成に至る準備を行わせる。

④ 訴状の作成

以上の準備の元に、訴状（=請求の趣旨及び原因）を要件事実を念頭に置いて記載させる。即日に起案させ、次週までに添削を行って返却する。全員にノートパソコンを貸与するので、提出は電子メールで行い、添削及び返却も電子メールで行う予定である。

⑤ 訴状の添削と要件事実の再確認

提出された訴状についての講評および問題点の指摘を行い、あらためて要件事実などを再学修する。

⑥ 答弁書の作成と添削

被告側の代理人となったものとして、訴状に対する答弁書を作成する。即日、起案させ、添削のうえ返却する。

⑦ 立証計画

争点を確認し、どのように立証していくか、立証計画を検討する。民事訴訟法の証拠についての細則も確認し、実務上の問題点を確認しておく。

⑧ 証人尋問の実習（1）

模擬法廷を利用し、原告側の証人尋問の実習を行う。

⑨ 証人尋問の実習（2）

前回（⑧）の証人尋問をビデオに録画しておき、適時、コメントしながら問題点を指摘し、証人尋問の方法についての理解を深める。

⑩ 証人尋問の実習（3）

被告側の証人尋問の実習を行う。

⑪ 口頭弁論（ディベート）の準備

受講生を二つのグループ（原告側と被告側）に分け、原告グループには、自分の法的主張を口頭で主張し、相手方や裁判官を説得するための弁論の準備を行わせる。法的構成と要件事実、必要な証拠方法を再確認させ、最終弁論を構成することになる。

被告グループにも同様に、自分たちの最終弁論の準備を行わせる。

⑫ 口頭弁論（1）

原告側・被告側に弁論を行わせる。教官が裁判官役となるが、受講生の中からも陪席裁判官を担当し、裁判の進行を体験する。

⑬ 口頭弁論（2）

弁論の方法についての理解を深める。

⑭ 判決の作成（1）

双方の弁論と証拠に基づいて判決の起案を行う。判決文の構造を説明し、即日、起案させ、添削のうえ、返却する。

⑮ 判決の作成（2）

提出された判決文についての講評および問題点の指摘を行い、必要な点の補充を行う。

3. テキスト

必要な教材は、あらかじめ配布する。

4. 参考図書

必要に応じて、その都度、指示する。

5. 成績評価方法

訴状、答弁書、準備書面、判決起案等の平常点によって評価する。

定期試験は行わない。

6. 備 考

法科大学院での学修を実際に試す実習であり、他の講義にも増して自主的な学習が必要となる。試験は実施せず、提出された訴状・答弁書、実際の弁論の他、平常点を中心にして成績をつける。

1. 授業の目標

本演習は、司法・行政の諸手続において必要とされる「申請書・契約書・会議議事録・図面等」の法的手続に關係する文書を横断的に修得することにより、各手続の関連を理解し、実務における要点把握能力・交渉能力・文書作成能力・助言能力の向上を図るものである。

演習は、「事実」に基づき存在することが想定される文書の種類や効果を予測し、当事者間の対立が予想される場面においては、攻撃及び防御の手段についても検討を加える。また、学生が与えられた事実を基本にして最善と考えられる契約書を作成し、その契約書を素材として契約書上の問題点について学生相互が議論の上落とし穴を発見することで、契約文書の要点を理解し、予防司法の観点からの契約書の重要性を学ぶ。

2. 授業の内容

①司法文書概論 1

本演習が目的とする司法文書の役割と全体像を理解し、手続の関連について修得する。また、電子取引における司法文書の意義についても概要を学ぶ。

②司法文書概論 2

公正証書の役割と活用例・内容証明郵便の活用例と文例を中心に、具体的な適用場面について学ぶ。

③契約文書 1（売買を中心として）

売買契約に基づく契約書を、動産・不動産・債権等対象物による違いを理解しながら、契約上の問題点、法的効果の発生時期等民法・商法・その他特別法との関連において総合的な理解を深める講義とする。

④契約文書 2（賃貸借・委任を中心として）

賃貸借契約・委任契約・請負契約等に基づく契約書を、動産・不動産等の賃貸借、委任契約全般、工事・運送等の請負等詳細に分類した上で、契約上の問題点、法的効果の発生時期等民法・商法・借地借家法・その他特別法との関連において総合的な理解を深める講義とする。

⑤契約文書 3（商取引を中心として）

企業取引は、売買・賃貸・請負等の第3講、第4講等でも講義する内容に関連する契約が多く存在するが、又一方で支払方法なども含めて特殊な契約も多い。商取引における特殊契約に着目し、企業法務部の関与する契約をイメージにおいて文書事務について講義を行う。

⑥契約文書 4（その他の文書）

第3講から第5講でカバーされなかった契約の中で、雇用契約・労働契約・派遣等の特殊分野の理解を深め、更に、社会で多用される、示談書・合意書・念書等という表題の文書の法的性質を理解し、訴訟又は訴訟外における評価、活用方法などを学ぶ。

⑦家事事件等における司法文書

家庭裁判所における人事訴訟手続、調停・審判手続での訴状・申立書等について検討する。

⑧議事録 1（法人の管理に関する決定について）

法人における意思決定を外部に証明することも議事録の重要な役割であり、法人の設立から消滅までの過程において多く作成される分野の議事録を基本として学ぶ。そして、議事録の役割と、会議に立ち会うこともあり得る法律家の姿勢についても修得する。

⑨議事録 2（商取引に関する決定について）

重要な財産の取得や処分における意思決定過程をどのように記録するか、実例を挙げて意思決定に必要な開示すべき情報についても的確に説明できる能力をつける。

⑩議事録3（利益相反に関する決定について）

商法或いは有限会社法における「利益相反取引」の実例・裁判例を取り上げて、商法等の理解を深める。

⑪申請書1（裁判手続）

訴状を除いた裁判手続で利用される司法文書を総合的に理解する。

⑫申請書2（登記手続）

登記申請書を除いた登記手続で利用される文書を総合的に理解する。

⑬書証

訴訟における証拠方法としての書証の作成過程に着目し、権利変動や意思表示に関する書証をどのような視点で評価することが攻撃として、或いは防衛において適切かを学ぶ。

⑭電子文書1

紙に表されていない司法に関する電子文書の作成を契約書・議事録等総合的に理解し、その作成方法などについて学ぶ。

⑮電子文書2

前講に続き、電子文書の作成について学び、法律上の問題点と手続上（訴訟上）の問題点について学ぶ。

3. テキスト

演習の範囲が多岐に渡り、他の演習のテキスト等も多く参考となるため、基本テキストは選定せず、複数の参考図書を推薦する。また、適宜講師作成による教材を事前に配布して行う。

4. 参考図書

契約書・議事録については、多くの文例集が刊行されており、これらを利用すると共に、インターネット等を利用してモデル契約書の入手や市販契約書の利用も考慮する。

5. 成績評価方法

定期試験：40%、レポート：40%、質疑討論点：20%

6. 備 考

特になし。

1. 授業の目標

この講義では、債務者が倒産した場合の法的処理に関して、特に債務者の再生を目的とする法制度について理解し、その基本的な知識を確実なものにする。実務家としてこの法制度を十分に使いこなすために必要な基本と応用力を身につけることを第一の目標とする。講義の対象となるのは、民事再生法及び会社更生法である。これらの手続では、様々な実体法及び民事の手続問題が交錯する。とくに、倒産した個人債務者または会社について、それを再生させ再出発させるために、これらの者が負った債務、担保等について法的処理をし、また会社組織の再編を行うための様々な法技術が予定されている。これらの様々な問題について十分に理解し、的確な処理をすることができる能力を養うことを目的とする。積極的な質疑により、その理論的な理解を基礎に実務的な面にも目を注いで、これらを十分に利用することができる能力を獲得していただきたい。

2. 授業の内容

【1】**債務者再生手続**：倒産法のうち、債務者の再生を目的とする手続（民事再生法、会社更生法）の意義、法構造などの概要

【2】**民事再生手続の開始**：手続開始の要件、申立による手続の選択、手続開始の原因、開始決定等

【3】**債務者の地位**：D I P 制度、係属中の手続の扱い、再生手続の機関

【4】**再生債権と共益債権**：再生債権の意義・行使、共益債権、開始後債権、相殺権など

【5】**債務者の財産の調査と管理**：債務者の財産とその管理、財産評価とその基準、財産状況報告

【6】**債務者の財産の回復、責任追及**：否認権行使と再生手続における問題、法人役員の責任追及

【7】**担保権**：再生手続での位置付け、別除権、担保権実行中止命令、担保権消滅請求

【8】**民事再生計画**：再生計画の趣旨・機能、その作成、決定、認可、その効果

【9】**再生手続の実行と手続終了**：遂行、手続終結、再生計画の取消、再生手続と破産手続

【10】**会社更生手続概説**：会社更生手続の目的と機能

【11】**更生会社を巡る法律関係と金融支援**：債権者、担保権者、株主、労働組合との関係など

【12】**更生手続の開始**：手続の選択、申立準備、申立、開始、プレ・パッケージによる事業譲渡

【13】更生手続の進行：更生債権の弁済許可、更生担保権の取扱い、株主の地位、権利関係の処理など

【14】会社更生計画：計画案の作成、内容、権利変更、会社構造の変更（増資、減資、会社分割、新会社の設立）など、計画案の承認、その審理、効果など

【15】会社更生計画の遂行と手続終了：会社更生計画の遂行、変更、手続終了、破産手続への変更

3. テキスト

特定の教科書は使いません。配布するレジュメに沿って講義を進めます。ただし、各人でどれか一冊、体系書を決めて講義の該当箇所を十分に予め読んでおいてください。講義はみなさんが一応これらのいずれかを読んだものとして進め、また質疑をします。質疑の内容は、関連する民法、商法特に会社法、民事訴訟法にも及びます。

4. 参考図書

倒産判例百選〔第4版〕・・判例はレジュメに挙げているものの他、関連判例も事前に必ず読んでおいてください。レジュメに挙げた判例は、判例集に当たって予習してください。

5. 成績評価方法

評価は、概ね試験を7割、質疑を3割とします。ただし、質疑は正解か否かは問いません。全員が積極的に議論することを前提とします。

6. 備 考

1. 授業の目標

知的財産法 A での特許法で習得した知識を基に判例を基本とした演習問題を中心とし、更に商標法と意匠法、及び不正競争防止法の解説を加えることにより著作権法以外の知的財産法全般を網羅し、知的財産法の高度な包括的理解を目標とする。

2. 授業の内容

- ① [解説] 不正競争防止法（1）不正競争と不正競争防止法
[問題演習] 特許法（1）無効の抗弁、先使用、新規性
- ② [解説] 不正競争防止法（2）営業秘密とドメイン名
[問題演習] 特許法（2）新規性と先使用権
- ③ [解説] 不正競争防止法（3）その他の不正競争
[問題演習] 特許法（3）匀等論と間接侵害
- ④ [解説] 不正競争防止法（4）民事上の救済
[問題演習] 特許法（4）共同実施
- ⑤ [解説] 不正競争防止法（5）適用除外
[問題演習] 特許法（5）消尽、間接侵害
- ⑥ [解説] 不正競争防止法（6）刑事的制裁
[問題演習] 特許法（6）存続期間延長登録と試験研究
- ⑦ [解説] 意匠法（1）意匠の定義と意匠法
[問題演習] 特許法（7）実施権者による無効審判請求
- ⑧ [解説] 意匠法（2）登録の要件
[問題演習] 特許法（8）審決取消訴訟と共有
- ⑨ [解説] 意匠法（3）類似と侵害
[問題演習] 特許法（9）審決取消訴訟の審理範囲と拘束力
- ⑩ [解説] 意匠法（4）意匠法特有の制度
[問題演習] 特許法（10）独占的通常実施権者の救済
- ⑪ [解説] 商標法（1）商標制度と商標法
[問題演習] 特許法（11）損害賠償額の算定
- ⑫ [解説] 商標法（2）登録の要件
[問題演習] 特許法（12）冒認と職務発明
- ⑬ [解説] 商標法（3）出願と効力
[問題演習] 特許法（13）職務発明の補償金額の算定
- ⑭ [解説] 商標法（4）類似と侵害
[問題演習] 特許法（14）専用実施権等の設定と損害賠償額の算定
- ⑮ [解説] 商標法（5）マドリッド協定
[問題演習] 特許法（15）並行輸入

3. テキスト

土肥一史「知的財産法第10版」中央経済社
田村善之「知的財産法第4版」有斐閣

4. 参考図書

特許庁編「工業所有権法逐条解説第16版」発明協会
加戸守行「著作権法逐条講義」著作権情報センター
田村善之編著「論点解析 知的財産法」商事法務（必須）

5. 成績評価方法

通常点 30%

定期試験（筆記）70%

注：すべての受講生のレベルが定期試験前に「法科大学院での単位修得」基準を上回っていた場合、筆記試験に代えてレポート試験を課す場合もある。

6. 備 考

基本書を何度も精読すること。練習問題としてプリントを配布するので各自その学習は最低行うこと。またケースブックの練習問題は頭の中で考えるだけではなく必ず自分の答案を作成すること。

1. 授業の目標

新司法試験の試験範囲は所得税法を中心に法人税法の基礎も含まれている。そこで、この租税法では、所得税法と法人税法の基礎をしっかりと理解してもらうことを目指す。

2. 授業の内容**① 租税法律主義と租税回避**

憲法 84 条（租税法律主義）を中心に不確定概念について検討し、租税回避行為と租税法律主義の関係について理解する。

② 日本の税法の体系

AがBに不動産（取得価額 1千万、時価 5億円、評価額 4億円）を贈与した事例を素材に、日本の税法の基本的仕組みを理解する

③ 所得の概念

所得税法では、利子所得や給与所得等の個別の所得類型については規定し、それらのいずれにも該当しない所得を雑所得として定めている。しかし「所得」そのものの定義規定を設けていない。所得とは何か、包括的所得概念と制限的所得概念を通して、所得税法の構造を理解する。

④ 所得の区分（1）

給与所得と事業所得の区別等の所得区分の仕組みを理解する。

⑤ 所得の区分（2）

譲渡所得と他の所得の区分を中心に所得区分の理解を深める。

⑥ 必要経費論

所得税法上の必要経費に係わる問題点を理解する。

⑦ 所得控除論

所得税法の各種所得控除の本質を理解する。

⑧ 所得税法の体系

所得税法の全体構造を再整理する。

⑨ 課税単位論

所得・法人双方に係わる課税単位の問題を理解する

⑩ 法人税の存在理由

法人税の本質を理解する。

⑪ 法人税の納税義務者と課税範囲

法人・社団・組合等の課税関係を理解する。

⑫ 法人税の「所得」計算構造

法人税の計算構造と全体像を理解する。

⑬ 所得・法人税の手続問題

租税確定手続等の問題点を理解する。

⑭ 所得税法と法人税法の交錯

会社と会社の役員の取引をめぐる問題を総合的に理解する。

⑯所得税法と法人税における経費概念

3. テキスト

三木義一『よくわかる税法入門（第4版）』有斐閣。

4. 参考図書

金子 宏『租税法』（弘文堂）

三木義一『新税理士春香の事件簿』（精文社）

5. 成績評価方法

定期試験(80%)、課題レポート(10%)、質疑討論(10%)

6. 備 考

テキストの充分な予習を要する。

1. 授業の目標

- (1) 労使関係法領域に関する法知識の正確な体得を目指す。
- (2) 同領域の主要論点における裁判例および学説状況を把握する。
- (3) 団体交渉プロセスや労働委員会手続過程における審問をイメージしながら、法律専門職に欠かせない顧客・事件当事者への交渉・説得術の獲得を目指す。

2. 授業の内容

以下各テーマについて、指定テキストの課題を手掛かりに、対話形式を取り入れた講義を展開する。

- ① 労使関係法の基本構造
- ② 団体交渉 (1) 交渉議題・交渉態様
- ③ 団体交渉 (2) 労組法の労働者性、そして使用者性
- ④ 労働協約 (1) 成立要件
- ⑤ 労働協約 (2) 法的効力
- ⑥ 争議行為 (1) 労働組合側の行為
- ⑦ 争議行為 (2) 使用者側の対抗行為
- ⑧ 不当労働行為 (1) 不利益取扱い
- ⑨ 不当労働行為 (2) 救済命令と労働委員会の裁量
- ⑩ 不当労働行為 (3) 支配介入
- ⑪ 組合活動 (1) 平時
- ⑫ 組合活動 (2) 争議行為とのはざま
- ⑬ 労働組合の内部問題、外部対立問題
- ⑭ 総合問題 (1)
- ⑮ 総合問題 (2)

3. テキスト

- ① 菅野＝土田＝山川＝大内編著『ケースブック労働法 [第6版]』(弘文堂、2010年)
- ② 別冊ジュリスト『労働判例百選 [第8版]』(有斐閣、2009年)

4. 参考図書

- ① 西谷敏『労働法』(日本評論社、2009年)
- ② 西谷敏『労働組合法 [第2版]』(有斐閣、2006年)
- ③ 盛誠吾『労働法総論・労使関係法』(新世社、2000年)
- ④ 菅野和夫『労働法 [第八版]』(弘文堂、2008年)
- ⑤ 荒木尚志『労働法』(有斐閣、2009年)

5. 成績評価方法

期末試験 60%

授業への取り組み・発言、予習および事前課題の達成内容等 40%

6. 備 考

1. 授業の目標

国際法とは、国際社会における主として国家間の関係を規律する法規範の総体である。伝統的国際法と現代国際法とを比較しながら国際法の基本問題について講義する。

本講義では、国際社会における国際法の構造と機能を理解し、実務上必要とされる専門的知識を修得するとともに、それらの知識を具体的な紛争に適用して法的結論を導き出すための法的思考能力及び法的分析能力を涵養することを目標とする。

2. 授業の内容

- 第1回 国際社会と国際法
- 第2回 国家
- 第3回 国家機関
- 第4回 国際組織
- 第5回 法源
- 第6回 条約法
- 第7回 国際法と国内法
- 第8回 国際法上の責任
- 第9回 国家領域
- 第10回 海洋法
- 第11回 空法と宇宙法
- 第12回 国際人権法
- 第13回 紛争の平和的解決
- 第14回 平和と安全の維持
- 第15回 武力紛争法

3. テキスト

- * 中谷・植木・河野・森田・山本『国際法』有斐閣アルマ、2006年
- * 松井芳郎編集代表『ベーシック条約集（最新版）』東信堂
- * 山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』有斐閣、2001年

4. 参考図書

- * 田畠茂二郎『国際法新講 上』東信堂、1990年
- * 同 『国際法新講 下』東信堂、1991年
- * 山本草二『国際法（新版）』有斐閣、1994年
- * 杉原高嶺『国際法学講義』有斐閣、2008年
- * 松井芳郎編集代表『判例国際法（第2版）』東信堂、2006年

5. 成績評価方法

期末試験（80点）、平常点（20点）の総合評価とする。平常点の評価は、レポートにより行い、授業の理解度を確認する。

6. 備 考

予習した上で授業に臨むことが必要である。

1. 授業の目標

国際私法は、国際契約や国際結婚などの涉外的私法関係の法的規律において、準拠法の選択という非常に重要な役割をなす法である。本講義は、市民生活で生じる涉外的私法関係に関する法律問題に的確に対応できるよう、かかる国際私法の基本理論の習得を目指すものである。

2. 授業の内容

(1) 涉外的私法関係の法的規律

地球的規模でみると、基本的に、民法、商法などの私法は相互に内容を異にする国家法として地域的に並存している状況にある。ここではかかる基本状況を知り、そのような状況下、複数の国と関連する涉外的私法関係について法的規律を行うには、どのような問題があるのかを整理、理解する。統一法による規律と国際私法による規律の相違も学ぶ。

(2) 国際私法の性質、構造

国際私法とは、涉外的私法関係に適用すべき法律（いわゆる準拠法）を選択、指定する法であり、民法や商法などの権利義務関係を直接規律する、いわゆる実質法とは異なった性質をもっており、また、準拠法を選択、指定する独自の構造を有している。ここでは、こうした国際私法に特有の性質と独自の構造を概括的に理解する。

(3) 国際私法の沿革、国際私法の法源

世界的規模で国際私法理論の歴史を概観し、これまでの国際私法学の進展を理解する。引き続き、わが国の国際私法の法源（その主要成文法源は法の適用に関する通則法〔以下、通則法と略〕である）も概観する。

(4) 総論 1

法律関係の性質決定：国際私法規定はそれぞれ、規定の適用対象となる単位法律関係を示す概念を含んでいる。そして、現実の事案で、問題の生活関係に国際私法規定を適用すべき場合、まず、その生活関係がどの国際私法規定の法律概念に該当するかが決められなければならない。これは国際私法規定に含まれている単位法律関係を示す概念はどのような内容をもつかを決定する問題である。ここでは、かかる法律関係の性質決定の問題を学ぶ。

(5) 総論 2

連結点の確定：準拠法決定のための媒介として選ばれた単位法律関係の構成要素を連結点というが、これの確定に関する諸問題を学ぶ。連結点とは何か、から学び、連結点の定め方、すなわち連結政策、連結点の主張と立証、連結点不明の場合の処理他を学ぶ。

(6) 総論 3

反致：関係国国際私法の法選択に消極的抵触が生じている場合、法廷地国際私法が他国の国際私法をも考慮して準拠法の決定を行うことがある。今回は、この反致主義に関して、その理論的根拠及び実際的根拠を学び、またその意義を検討する。

(7) 総論 4

不統一法の指定、未承認国家法の指定：まず、一国内に複数の私法が並び行われている国、すなわち不統一法の法が準拠法として指定される場合の諸問題を学ぶ。続いて、国際私法により準拠法として指定される法は法廷地国によって承認された国家ないし政府の法でなければならぬかの問題、すなわち未承認国家法の指定に関する諸問題を学ぶ。

(8) 総論 5

外国法の適用排除：外国法が準拠法として指定されたが、それを適用するとどうしても日本の私

法的社会秩序が破壊される場合がある。このような場合になされる当該外国法の適用排除、すなわち国際私法上の公序に関する諸問題を学ぶ。

(9) 総論 6

まとめと残された問題：これまで国際私法の総論に関する基本問題を学んできたが、ここでは、これまで学んできた総論問題の体系的整理を行い、その理解を深めると共に、残された国際私法総論の諸問題を整理する。

(10) 各論（財産法分野 1）

自然人と法人：ここではまず、取引主体のうち、自然人について、権利能力の準拠法に関する問題、行為能力の準拠法に関する問題他を学ぶ。続いて、法人に関する諸問題を学ぶ。とくに法人に関する諸問題のうち、法人に関する抵触法上の問題、すなわち法人属人法の決定基準、法人属人法の適用範囲に関する問題を学ぶ。

(11) 各論（財産法分野 2）

契約：通則法は契約準拠法の決定に関して、まず当事者自治の原則を認める。ここでは、かかる原則を中心に学ぶ。

(12) 各論（財産法分野 3）

法定債権：ここでは、法定債権のうち特に不法行為について、その準拠法の決定に関する諸問題を学ぶ。

(13) 各論（家族法分野 1）

婚姻：婚姻の実質的成立要件、形式的成立要件の準拠法に関する諸問題を学ぶ。特に、通則法における配分的適用の問題、選択的連結と日本人条項の問題等を検討し、ついで、婚姻の効力の準拠法に関する諸問題を段階的連結を中心に学ぶ。

(14) 各論（家族法分野 2）

離婚：離婚の準拠法の決定と適用に関する諸問題を学ぶ。

(15) 各論（財産法・家族法分野）

残された問題：これまで国際私法の各論に関するいくつかの基本問題を学んできたが、ここでは、残された国際私法各論の諸問題を概観する。

3. テキスト

テキスト等に関しては授業開始までに指示する

4. 参考図書

適宜、紹介する。

5. 成績評価方法

定期試験（60%），小テスト（20点），質疑応答点（20点）の総合評価とする。
質疑応答点は、授業中の質疑応答等を中心として評価する。体系的理解の上に立った整理、応答をしているか、問題点の理論的、政策的な分析、主張ができているか等を判断、評価する。

6. 備 考

国際私法は、民法や商法などのいわゆる実質法とは全く異なった構造をもつ法であるがゆえに、積極的予習姿勢で講義に臨むことが肝要である。さらに、講義中に尋ねられた質問に対しても相応の対応ができるだけの準備も必要である。

1. 授業の目標

経済法の一部である独占禁止法について、その実務上の問題となる点を中心として講義し、学生が独禁法の体系的理得を得ることを目的とする。

①独禁法の各制度、条文や判例法理について基本的な理解をする。②独禁法全体の見通しを獲得することと、経済法分野に関して自ら学習できる能力の涵養とを重視する。

2. 授業の内容

01 経済法の概念と独占禁止法

02 「事業者・事業者団体」「一定の取引分野」

03 「競争の実質的制限と公正競争阻害性」「純粋構造規制（第8条の4、第2条7項）」

04 私的独占（第3条、第2条5項）

市場支配力を形成、維持、強化する人為的行為としての「排除行為」と「支配行為」の形態について述べ、司法支配力の判断基準および不当な取引制限や不公正な取引方法との異同について検討する。

05 一般集中規制

持株会社（第9条）および金融機関の株式保有規制（第11条）

06 市場集中規制（第10、13、14、15、15の2、16条）

「競争を実質的に制限することになる場合」

07 不当な取引制限（第3条、第2条6項）

「相互に事業活動を拘束する」

08 事業者団体の規制

事業者団体の行為には、「公共の利益に反して」という要件はなく、団体の行為であるから「相互性」の必要もなく、また競争の実質的制限に至らない行為も対象とされる。

09 課徴金と同調的引き上げの報告制度（第7条の2、第8条の2、第18条の2）

10 不公正な取引方法 その1

「差別的取扱い（第2条9項1号）」「不当対価（第2条9項2号）」「不当顧客誘引（第2条9項3号）」

11 不公正な取引方法 その2

「事業活動の不当拘束（第2条9項4号）」「取引上の地位の不当利益（第2条9項5号）」

「取引妨害・内部干渉（第2条9項6号）」

12 適用除外

「知的財産権（21条）」「協同組合（22条）」「再販売価格維持行為（23条）」

13 独禁法の国際取引への適用（第6条）

14 「公正取引委員会の組織と権限（第27条以下）」「独禁法と行政指導」

15 独禁法の執行

「排除措置（第7条、8条の2、20条）」「刑事罰（89条～95条の3）」「損害賠償（25条）」

3. テキスト

4. 参考図書

根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説（第4版）』（有斐閣、2010年）

別冊ジュリスト『経済法判例・審決百選』（有斐閣、2010年）

5. 成績評価方法

筆記試験（80点）、平常点（20点）の総合評価。平常点は、予習・復習が十全になされているか、積極的に発言がなされているか等の、授業への参加度を、評価対象とする。

6. 備 考

1. 授業の目標

高齢化社会の進展と出生率の低下の中で、社会保障制度改革と称して、介護保険の施行や健康保険法等の改正など社会保障諸法の頻繁な改正がなされ、社会保障法は急速な再編変容の過程にある。特に社会福祉の分野では、社会保険方式の導入や契約によるサービス提供が主流になりつつあり、それに伴い現場ではさまざまな紛争が生じ、介護保険料の行政訴訟が提訴されるなど訴訟にもちこまれる事例も増えている。

ここでは、社会保障法の体系の基礎的な概説からはじめて、社会保障各法の基礎構造を明らかにし、社会保障の現場で生じている紛争事例や裁判例の分析を行い、社会保障の法的問題や課題を浮かび上がらせるとともに、社会保障法への関心を高め、この領域での問題・紛争解決能力を醸成することを目的とする。

2. 授業の内容

①社会保障法とは何かーその目的と歴史的背景

社会保障とは何かという観点から、社会保障法の意義と目的を説明し、社会保障に関する立法が形成されてきた歴史的背景を救貧法から公的扶助への転換、社会保険と公的扶助との交錯現象による社会保障制度の確立といった流れの中で理解させる。

②社会保障の法体系と特質

日本の社会保障の法体系を概説し、中心となる社会保険法の特徴と意義、さらに保険原理と扶助原則、応能負担と応益負担といった社会保障の原則をめぐる論議を鳥瞰し、社会保障法の特質と現状への基本的視点を醸成する。

③社会保障の権利と法理念

社会保障法の基本理念が憲法25条に基づくものであることを踏まえ、25条の生存権の法的性格、社会保障の権利の特質と内容（受給権、手続的権利等）について考察する。

④年金制度（その1）

年金制度の体系と種類（基礎年金と2階建て部分としての厚生年金・共済年金等）、被保険者、給付の種類（老齢給付、障害給付、遺族給付）、財源等について概説し、年金制度の基礎構造を理解させる。

⑤年金制度（その2）

年金制度をめぐる裁判例を取り上げ、年金給付と年金受給権の特質を考察するとともに、年金制度の現状を特に国民（基礎）年金の空洞化問題を中心に概説し、国民年金の税方式への転換の可能性も含めた年金制度の法政策的課題を明らかにする。

⑥医療保障（その1）

医療制度の体系と種類（健康保険、国民健康保険等の医療保険と老人保健制度）、保険者・被保険者、給付の種類（療養の給付、療養費等）、財源と保険診療の仕組みについて概説し、医療制度の基本構造を理解させる。

⑦医療保障（その2）

保険医療機関の指定、国民健康保険料（税）負担など医療保険に関する裁判例を取り上げ、医療給付と受給権の特質を健康権の観点から考察する。同時に、現在の医療制度改革の動向を概観し、医療制度の法政策的課題を明らかにする。

⑧介護保険（その1）

介護保険の保険者・被保険者、保険料負担、要介護認定とケアマネジメント、給付の種類、財源等について概説し、介護保険法の基本構造を理解させる。

⑨介護保険（その2）

介護保険料をめぐる行政訴訟、介護事故に関する裁判例を取り上げ、介護保険料負担の問題、要介護認定とケアマネジメントの問題、サービス事業者と市町村（保険者）の責任など介護保険の法政策的課題を明らかにする。

⑩社会福祉サービス

児童福祉法に基づく保育制度、障害者福祉分野での支援費制度について概説し、契約による福祉サービスの提供にともなう法的問題と法政策的課題について考察する。

⑪社会手当

社会手当の特徴、種類（児童手当、児童扶養手当等）について説明し、児童扶養手当をめぐる裁判例を取り上げ、近年の児童扶養手当削減の動向とあわせて、社会手当の法政策的課題を探る。

⑫公的扶助（その1）

公的扶助（生活保護）の意義と基本原則、生活保護基準、保護の種類（生活扶助、医療扶助等）、受給手続について概説し、生活保護法の基本構造を理解させる。

⑬公的扶助（その2）

生活保護をめぐる裁判例と判例の動向を生活保護受給権と手続的保障の観点から考察し、生活保護法の現状と今後の課題を探る。

⑭労働保険

労働保険は労災保険と雇用保険からなるが、それぞれの概要を適用対象、給付の種類にわたって説明し、過労死や失業の増大といった状況下での労災保険、雇用保険の法的課題を明らかにする。

⑮社会保障法の課題と展望

社会保障法の理論的、制度的課題を「財源問題と社会保障」「女性と社会保障」「国際化と社会保障」という観点から探り、受講生との議論を踏まえつつ、社会保障制度改革のあるべき方向を展望する。

3. テキスト

特になし。単元毎に配布される講義・資料レジュメにより授業を進めて行き、適宜レポート等の提出を求める。

4. 参考図書

加藤 智章他『社会保障法(第3版)』(有斐閣)
清正寛・良永 彌太郎編著『論点・社会保障法(第2版)』(中央経済社)
荒木 誠之『社会保障法読本(第3版)』(有斐閣)
西村健一郎『社会保障法』(有斐閣)

5. 成績評価方法

平常点50点、期末試験50点で評価する。

6. 備 考

事前に配布された講義・資料レジュメに基づいて、受講生は十分な予習をして講義に望む必要がある。予習の際に、少なくとも参考図書の該当箇所については全員が読んでいるものとして講義を行う。

1. 授業の目標

インターネットの法律問題の現状と課題について下記の区分に即して体系的に学習する。

2. 授業の内容

① インターネットの現状と問題：インターネットの歴史と現状を概観し、そこで生じる社会問題・法律問題の基本的な特徴を検討する。

②-④ インターネットと個人：インターネット上の名誉棄損やプライバシー侵害などの表現行為に関する法律問題、プロバイダの責任、個人情報保護に関する法律問題を取り上げる。

⑤-⑦ インターネットと社会：違法情報や有害情報、不正アクセスやいわゆるハイテク犯罪、さらにこれらに関連する犯罪捜査をめぐる問題を取り上げる。

⑧-⑩ インターネットと財産：インターネットにおける電子コンテンツをめぐる著作権や特許権など知的財産権に関する問題を扱う。

⑪-⑬ インターネットと市場：電子商取引をめぐる基本的な法律問題、消費者保護やセキュリティに関する問題、国際商取引に関する問題を扱う。

⑭-⑯ 電子政府や電子民主主義をめぐる問題を取り上げる。

なお、以上は一応の予定であり、多少の変更はありうる。

3. テキスト

とくに指定しない。

4. 参考図書

高橋和之・松井茂記『インターネットと法』第4版

その他、適宜授業の中で指示する。

5. 成績評価方法

出席 50%、レポート 50%で評価する。

6. 備 考

1. 授業の目標

本授業は、現実に自治体が直面している数々の法的紛争のうち実際に行政事件訴訟として提起された事案を参考に、その実体を検討、分析することをとおして行政実体法、行政事件訴訟法等の諸法規あるいは行政法学上の諸概念が具体的な訴訟手続きの中でどのように機能しているのか、また、具体的紛争が実際の訴訟手続きの中でどのような形で審理・展開されていくのかを理解することにより、公法関係を巡る様々な紛争に的確に対応し得る基礎的能力を涵養するものである。なお、授業は、事前に配布するレジメ、想定事案等をもとに、解説、討議、起案等を適宜交えながら進めていく予定である。

2. 授業の内容

①第1回目～第2回目講義内容

地方公共団体を巡る各種紛争、訴訟事件の分析、整理をとおして、公法上の法律関係において行政事件訴訟法、国家賠償法等に定められた各種訴訟形態や行政法学上の種々の概念が具体的にどのような形で機能しているかを把握するとともに、公法関係を巡る具体的紛争において、いかなる法的手段が可能、有効であるか、その際どのような点がポイントとなり、どのような形で具体的な訴訟手続きが進行していくのかといった実践的な問題について、総論的な解説を行う。併せて、次回以降の事例研究に必要となる行政法学、行政事件訴訟等についての基礎的概念や考え方について整理、確認を行う。

②第3回目～第4回目講義内容

事例研究1……都市再開発事業等を巡る紛争について

都市再開発事業等の都市計画事業は、当初の計画から始まって、都市計画決定、事業認可や組合設立認可、さらには用地買収、権利変換といった様々な法定の手続き、過程を経て遂行されるとともに、多数の関係権利者等の利害が複雑に絡まり合う結果、往々にして深刻な法的紛争が生じるケースが見受けられる。このような法的紛争においては単発的な行政処分と異なる様々な実体法、手続法、訴訟法上の問題が複雑に入り組んでおり、行政訴訟を理解する上ではまたとない事案である。いってみれば、行政法に関するあらゆる法概念（处分性、原告適格、公定力、違法性の承継、裁量限界等）や訴訟手段の検討、選択がこれら紛争に集約されているといつても過言ではない。このような観点から、本講義では都市再開発事業を巡る訴訟事件のいくつかを例に挙げ、様々な点から検討を加えることとする。ちなみに、近時これらの紛争はいわゆる環境訴訟に繋がる広がりを見せるとともに、新たに設けられた義務付け・差し止め訴訟、公法上の当事者訴訟や住民訴訟等様々な訴訟手法がフルに活用されるという新たな局面を迎えており、その点からも興味を惹かれるところである。

③第5回目～第6回目講義内容

事例研究2……大規模マンション建設、墓地経営許可等を巡る紛争について

これら事例も第1回目の事例と同様、広く街づくり行政を巡る事例であり、基本的な部分で重なるところが多分にあるが、近時東京都建築安全条例第4条の安全認定や建築基準法第86条の6第2項の総合設計にかかる認可について違法性の承継が問題とされたり、墓地経営許可や競輪場の場外車券場建設の取消を求める近隣住民の原告適格が問題となるなど今日的な議論が高まっているところから、これら事例を題材に具体的紛争における行政実体法、手続法、訴訟法の関わり、機能を検討する。また、これらの紛争においても執行停止や義務付け・差し止め等の新たな救済制度が活用されることが多く、これら手続きが実際の事件においてどのように機能しているか等についても検討する。

④第7回目～第8回目講義内容

事例研究3……保育園民営化、住基ネットからの離脱、各種公社への補助金交付等の各種政治的、政策的行政活動を巡る紛争について

情報公開制度の浸透、活用を通じて様々な行政活動への住民の監視の目が行き届く

ようになっているが、それら情報をもとに従前は議会での政治的論議を通して意見が闘わされてきた政治的、政策的判断、それに基づく行政施策についても、住民訴訟という手段を通してその適否、是非が争われるようになってきている。

すなわち、従前の住民訴訟の対象は会議費や旅費の支出といった会計処理的なものが中心であったが、近時は保育園等の民営化や大規模な再開発事業の阻止といった公共団体の政治的、政策的判断の是非を問うための手段として住民訴訟が活用される事案が増えている。その意味で今後地方公共団体を巡る紛争を全体的に理解する上で住民訴訟について理解を深めることが是非とも必要と思われる。よって、本講義において住民訴訟の基礎的事項を検討するとともに、区の政策判断と住民訴訟とのつながりを検討する。

⑤第9回目～第10回目講義内容

事例研究4……情報公開、租税賦課、生活保護、建築確認などの各種処分を巡る訴訟、職員の身分上の処分を巡る訴訟の中から、行政事件訴訟における訴訟物概念、要件事実（訴訟要件、実体法上の適法要件）、適法性判断における裁量問題、手続法上の視点等を検討するとともに、学校事故や道路・公園の管理上の瑕疵を巡る国家賠償請求事件などの事例をとおして国賠法上の過失、瑕疵の概念、その判断基準などについての感覚を養うものとする。

⑥第11回～第12回講義内容

具体的な事例を想定し、訴状、答弁書、準備書面さらには判決文（いずれも骨子程度）を実際に作成し、これら作業を通して事例研究等で学んだ種々の法概念、各訴訟類型、要件事実の考察、裁量判断の考え方等を学ぶ。

⑦第13回目～第14回目講義内容

上記と同じ。

⑧第15回目講義内容

まとめ

3. 参考図書

- (1) 吉野夏己著「紛争類型別行政救済法」(成文堂)
- (2) 曽和俊文・金子正史編著「事例研究行政法」(日本評論社)
- (3) 芝池義一・高木光篇「ケースブック行政法」(弘文堂)

4. 成績評価方法

定期試験（80%）と平常点（出席率、授業中の発言、授業態度等）20%で評価する。

5. 備 考

1. 授業の目標

法医学は、「医学および自然科学を基礎として法律上の医学的問題を研究し、これに解決を与える、法律の公正な適用や社会福祉の増進を図ることを目的とする学問である」と定義されている。すなわち、法律の適用に際して医学的な判断が必要な場合に法曹界に開かれた医学の窓が法医学であるとも言い換えられる。したがって、将来法曹界に進もうとする学生諸君にとって必要最小限の法医学的知识を習得することは重要かつ不可欠である。本講義は、司法関係者が直面する医学的諸問題を正確に把握できるようになるために、法医学の基礎的知識を理解し、さらに実際の事例に応用できる能力を身につけることを目標とする。

2. 授業の内容

①法医学総論、タナトロジー（死生学）

法医学の定義について理解する。さらに「タナトロジー（死生学）」、すなわち生から死に至る過程を学び、脳死の概念、臓器移植との関係、安楽死・尊厳死など死にまつわる諸問題について検討し、現状と課題を理解する。

②医療と法

医療行為の法的根拠となる医師法、歯科医師法、医療法について理解する。併せて、わが国における死体の取り扱いについて理解し、系統・病理・法医解剖の別、各々の解剖を行う法的根拠についても学習する。

③医療行為、医療事故

医師のする行為が医療行為として認められる条件を理解する。さらに、個々の事例を提示し、議論することによって、医療事故が医療過誤であるか否かの法的判断について理解を深める。

④損傷1（生体反応、損傷と死因）

損傷が生前形成されたか死後形成されたかの鑑別、さらに生前形成されたものであってもその損傷が人体に重度の障害を与えたのか否かについての判定が公判の場においてしばしば問題となる。この時間は、損傷の生前・死後の別、損傷と死因との関係についての基礎的知識を学ぶ。

⑤損傷2（機械的損傷）

損傷を形成した凶器の形状も実際の裁判においてしばしば問題となる。この時間は、銃器による損傷（切創、刺創、割創）、鈍器による損傷（表皮剥脱、皮下出血、挫創、裂創）、銃器による損傷について各々の特徴とその鑑別点について学習する。

⑥損傷3（交通事故に基づく損傷）

近年、交通事故の刑事責任、賠償問題が社会的にも問題になっている。交通事故に基づく損傷は、他の損傷と異なる特徴をいくつか有している。この時間は、交通事故損傷の特徴を理解し、さらに実際の轢き逃げ事例における車両特定、複数車両轢過における死因判定について学ぶ。

⑦高温障害、低温障害

火災に伴う焼死と殺人の隠蔽行為としての死後焼却を鑑別することは法医学において極めて重要な問題である。一方、近年、凍傷や凍死が放置された児童あるいは高齢者の死因となる例が増加しているといわれている。この時間は、高温障害、低温障害のうち、特に高度焼損死体における生前・死後の別の鑑別点と、凍死における死体所見を中心として理解を深める。

⑧窒息

窒息死か否かについて実際の裁判においてしばしば論点となっている。この時間は、窒息のメカニズム、各種窒息（縊死、絞死、扼死）の定義、溺死体と水中死体の違いについてその概要を理解する。

⑨中毒1（中毒概論）

近年、薬毒物中毒による殺人など中毒に関する社会問題が多発している。この時間は、中毒の一般的な知識を理解し、数千以上あるといわれる薬毒物のうち、頻度の高い中毒について分析方法や得られた結果の判定法について学習する。

⑩中毒2（乱用薬物、アルコール）

中毒に関する社会問題には、覚せい剤などの乱用薬物の流行、アルコール依存症の増加も挙げられる。この時間は、乱用薬物とその現状、法的規制とその問題点、アルコールに関する法的問題点について学習する。

⑪嬰児殺、乳幼児突然死症候群(SIDS)

嬰児殺が疑われる場合には、通常の検討項目に加えて、嬰児（新生児）の胎齢、発育、成熟度の検討、生産か死産かの判定、生活能力の有無の判断も検討項目となる。この時間は、各々の判定法の概要について理解する。併せて、母体保護法の概要、乳幼児突然死症候群の定義とその問題点についても学ぶ。

⑫虐待（児童・配偶者・高齢者に対する虐待）

この時間は、児童虐待防止法、いわゆるDV防止法、高齢者虐待防止法の概要と問題点を理解する。併せて、虐待の早期発見のために、実例を通して虐待を示唆する所見について学ぶ。

⑬血液型、DNA多型

親子鑑定、物体検査の基礎となる血液型やDNA多型に関する知識は、司法関係者にとっても重要なものの1つである。この時間は、多数ある血液型の種類と遺伝様式、頻用されているDNA多型の種類と検査法についての理解を深める。

⑭血液型、DNA多型

親子鑑定、物体検査の基礎となる血液型やDNA多型に関する知識は、司法関係者にとっても重要なものの1つである。この時間は、多数ある血液型の種類と遺伝様式、頻用されているDNA多型の種類と検査法についての理解を深める。

⑮親子鑑定

前回の血液型、DNA多型についての講義をふまえ、個々の実例を通して、親子鑑定の現状や判定方法について学ぶ。

3. テキスト

必要に応じて資料を配付するが、予習用に法医学分野を概観するための一般書を以下に挙げる。

- * 勾坂 馨著「法医解剖」（文春新書）
- * 寺沢浩一著「日常生活の法医学」（岩波新書）

4. 参考図書

- * 田中宣幸ら著「学生のための法医学 改訂6版」（南山堂）
- * 佐藤喜宣編著「臨床法医学テキスト」（中外医学社）
- * 高取健彦編「エッセンシャル法医学」（医歯薬出版）
- * 飯田英男著「刑事医療過誤鑑」（判例タイムズ社）
- * 飯田英男・山口一誠著「刑事医療過誤」（判例タイムズ社）

5. 成績評価方法

全講義終了後に定期試験（教科書・資料等持ち込み可、手書き）を行う。成績評価は授業における発言（授業への参加度）30%，小テストの成績15%，定期試験の成績55%の割合で評価した総合評価によって行う。

6. 備 考

事前に資料を配付するので、前もって熟読すること。また、適宜スライド等を用いた小テス

トを行うので、講義内容の理解とともに講義中に呈示したスライドの内容をその時間内に理解するように努めること

法律学総合特別演習（外国語文献講読）3年次／前期 2単位 演習
担当者 米田憲市ほか

1. 授業の目標

この科目では、法科大学院を修了したのち博士後期課程に進学して法学研究者となることを目指す者が、法学分野の学術研究に必要な外国語文献の読解力を修得するために開講するものである。法曹実務専攻における他の科目とは性質を異にするため、この目標に合致しない学生の履修は認められない。履修を希望する学生は、あらかじめ、担任の教員に申し出たうえで、その指示に従うこと。

2. 授業の内容

指導担当教員および授業内容については、受講者の具体的な専攻希望分野、進学を希望する大学院、現時点における外国語文献読解力に応じて決定する。

3. テキスト

同上。

4. 参考図書

同上。

5. 成績評価方法

課題の提出状況、達成状況による。

6. 備 考

科目の性質に鑑みて、3年次の学生のみを対象とする。

法律学総合特別演習（論文作成指導） 3年次／前期 2単位 演習
担当者 緒方直人ほか

1. 授業の目標

この科目では、法科大学院を修了したのち博士後期課程に進学して法学研究者となることを目指す者が、法学分野の学術研究に必要な学術論文の作成能力を修得するために、開講するものである。法曹実務専攻における他の科目とは性質を異にするため、この目標に合致しない学生の履修は認められない。履修を希望する学生は、あらかじめ、担任または教務委員に申し出たうえで、その指示に従うこと。

2. 授業の内容

指導担当教員および授業内容については、受講者の具体的な専攻希望分野、進学を希望する大学院、専攻を希望する分野の学修到達度に応じて決定する。

3. テキスト

同上。

4. 参考図書

同上。

5. 成績評価方法

毎回の課題の提出状況、執筆した論文の内容などによる。

6. 備 考

科目の性質に鑑みて、3年次の学生のみを対象とする。

3年 後期

3年 後期

1. 授業の目標

前期につづき憲法および行政法の各事例問題の検討を行い、公法領域での問題・紛争解決能力を醸成することを目標とする。具体的には、毎回、演習問題（憲法・行政法の事例問題）の起案を行い、次の回で解説・論点整理という形をとる。1～5回は、伊藤が、6～10回は、小栗、11回～15回は、土居がそれぞれ担当する。

2. 授業の内容

- (1) ガイダンス
- (2) 憲法／司法権の概念の問題
- (3) 憲法／司法権の概念の問題解説
- (4) 行政法／国家補償に関する問題
- (5) 行政法／国家補償の問題解説
- (6) 憲法／総合問題 1
- (7) 憲法／総合問題 1 の解説
- (8) 憲法／総合問題 2
- (9) 憲法／総合問題 2 の解説
- (10) 憲法／まとめ
- (11) 行政法／総合問題 1
- (12) 行政法／総合問題 1 の解説
- (13) 行政法／総合問題 2
- (14) 行政法／総合問題 2 の解説
- (15) 行政法／まとめ

3. テキスト

とくに指定しない。1・2年の憲法・行政法の授業で使用した教科書を持参のこと

4. 参考図書

- ・別冊ジュリスト『憲法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2007年）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2006年）

5. 成績評価方法

平常点（起案内容、議論への参加など）50点、期末試験50点。

6. 備考

1. 授業の目標

会社法・商法に関する法的紛争処理についての十全な理解を図る。本演習では、商法A・Bで修得した基礎的法知識の体系的理解を、判例および具体的設例の検討を通してより実践的なものとし、会社法解釈論の運用能力の定着を図ることを目標とする。また、本演習では、判例および具体的設例を素材に受講者および教員との間で双方向対話型の授業が展開され、そこでの議論を通じて、法的議論の能力を涵養するとともに、従来形成されてきた判例法理、学説、他者の見解等を批判的に検討し、自らの力によって法規範を創造しうる創造的思考能力を涵養し、より実践的で高度な問題解決能力を身につけることを目標とする。

2. 授業の内容

- ① 企業買収：講義・判例分析
- ② 企業再編 その1（合併）：報告および討論
- ③ 企業再編 その2（会社分割・事業譲渡）：報告および討論
- ④ 文章起案 その1：問題発見能力・文書作成能力
- ⑤ 新株予約券：報告および討論
- ⑥ 自己株式：報告および討論
- ⑦ 種類株式：報告および討論
- ⑧ 資金調達：報告および討論
- ⑨ 文章起案 その2：問題発見能力・文書作成能力
- ⑩ 監査役・会計監査人：報告および討論
- ⑪ 委員会設置会社：報告および討論
- ⑫ 株主総会の運営：報告および討論
- ⑬ 文章起案 その3：問題発見能力・文書作成能力
- ⑭ 株主間契約：報告および討論
- ⑮ 会社総則の諸問題：報告および討論

3. テキスト

前田雅弘他『会社法事例演習教材』有斐閣

4. 参考図書

神田秀樹『会社法』弘文堂

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣（7F資料室配架）

東京地方裁判所商事研究会『商事関係訴訟』青林書院（7F資料室配架）

『会社法判例百選』有斐閣

5. 成績評価方法

筆記試験（50点）、平常点（50点）の総合評価。本講義では、修学の手引き「8 成績評価について」に記載されている「全体の学習目標」のうち、主として①法的思考力、②法的分析能力、③法的議論の能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験は事例問題である。指定するテーマに関わる問題を取り上げ、事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、各時期における学習達成度を測る。平常点の評価は、提出されたレポートおよび授業中の発言等の、授業への参加度を、評価対象とする。

6. 備 考

1. 授業の目標

民事法総合問題演習Bは、民法、商法、民訴法といった民事法の各領域を横断的に取り扱い、①2年次までの民事法領域の学習の成果の確実な定着を図るとともに、②社会的事実としての紛争を、法的に分析し、解決していく力を身につけ、③そのプロセスを説得力のある議論で、的確な文章で表現していく能力を養うことを目標としている。本演習は、研究者教員を中心に実務家教員の協力によって授業が展開される。このことによって、単に理論的な考察を十分に行うにとどまらず、その考察を実務的な判断の中に活かす力を涵養し、法律専門職の活動に必須である専門的知識と応用力を身につけることも目指している。

2. 授業の内容

各回のテーマは以下の通りである。

- ①譲渡担保
- ②相殺予約・代理受領
- ③相続～とくに遺産をめぐる法律問題～
- ④民法／即日起案と検討（売買に関する請求について）
- ⑤民法／即日起案と検討（不動産に関する請求について）
- ⑥民法／即日起案と検討（賃貸借に関する請求について）
- ⑦文書起案（民法）
- ⑧民事訴訟法／即日起案と検討
- ⑨民事訴訟法／即日起案と検討
- ⑩民事訴訟法／即日起案と検討
- ⑪刑事判決との関係
- ⑫商法（会社法総則）の諸問題
- ⑬商法（会社法総則）の諸問題
- ⑭有価証券法の諸問題
- ⑮会社法／即日起案と検討

3. テキスト

テキストではなく事例の検討を中心に授業を進める。

4. 参考図書

- ・司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会）〔必携〕
- ・司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引』（法曹会）
- ・伊藤眞・加藤新太郎編『[判例から学ぶ] 民事事実認定』（有斐閣）

5. 成績評価方法

期末試験 60%, プロセス評価 40%

本講義では、「修学の手引き 8 成績評価について」に記載された法科大学院の学習目標のうち、主として①創造的思考力（判例がない事案などに対応する力）、②法的分析能力（事実を法的に把握・分析する力）、③法的議論の能力をどの程度身につけることができたか、くわえて④法的文書作成能力の涵養をどの程度達成できたかを評価対象とする。筆記試験は事例問題である。指定するテーマに関わる問題を取り上げ、事実の分析・規範の発見・規範の適用・文章表現といった各能力を評価し、学習達成度を測る。プロセス評価は、提出された課題および授業中の発言等の、授業への参加度を、評価対象とする。

6. 履修条件

履修条件はないが、総合問題演習の性質上、授業は2年次配当の民事系科目の履修を前提に展

開される。

7. 備考

指定された判例・事例についてあらかじめ検討した上で授業に参加すること。多様な形態での対話・討論型授業となる。

1. 授業の目標

これまでの刑事系科目の講義・演習により形成された基本的知識及び考察力を前提として、実務家としての基礎的能力を涵養する為、刑事法における理論的・実務的重要問題を、刑法・刑事訴訟法の両面から総合的に分析、検討する能力の養成を目標とする。理論と実務、実体法と訴訟法をそれぞれ架橋し、相互の交錯点に垣間見える今日的な問題を検討し、これまで学界や実務において十分な検討がなされていない領域についても、積極的に考察を加えていく。

全般にわたり、実務家教員と研究者教員（実体法・訴訟法）が参加し、総合的・複合的要素が加わった演習となる。

2. 授業の内容

下記の事項に関連する問題を扱う。ただし、下記の項目にかかる論点を独立に扱うのではなく、実体法、訴訟法を交錯的に織り込み、複合的な問題設定を行うこととなる。

なお、詳細については、開講までに電子シラバスで告知する。

I 刑法総論関係

- 1 構成要件
 - ・構成要件要素
 - ・構成要件の諸形態
 - ・実行行為
 - ・その他
- 2 違法性
- 3 責任
- 4 共犯
- 5 犯罪の個数
- 6 刑罰
- 7 刑法の適用範囲

II 刑法各論関係

- 1 主要な個人的法益に対する罪
- 2 主要な社会的法益を害する罪
- 3 主要な国家的法益を害する罪

III 刑事訴訟法関係

- 1 強制捜査と任意捜査
- 2 操作の端緒
- 3 被疑者の身柄拘束
- 4 証拠の収集・保全
- 5 被疑者の権利

IV 公訴の提起

- 1 公訴提起手続等
- 2 訴因と公訴事実

V 公判

- 1 手続の進行
- 2 公判における個別問題

VI 証拠

- 1 伝聞証拠
- 2 違法収集証拠

3. テキスト

追って指定する。

4. 参考図書

- ・前田雅英ほか編『条解刑法（第2版）』（弘文堂）
- ・松尾浩也監修『条解刑事訴訟法（第4版）』（弘文堂）
- ・大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 全13巻・別巻1（第2版）』（青林書院）
- ・藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 全8巻』（青林書院）
- ・伊藤栄樹ほか編『注釈刑事訴訟法〔新版〕』（立花書房）
- ・大塚仁ほか編『新・判例コンメンタール刑法 全6巻・別巻』（三省堂）
- ・高田卓爾ほか編『新・判例コンメンタール刑事訴訟法 全6巻・別巻』（三省堂）
- ・小林充ほか編『刑事事実認定重要判決50選（上）（下）』（立花書房）
- ・小林充ほか編『刑事事実認定（上）（下）』（判例タイムズ社）
- ・大塚仁ほか編『新実例刑法（総論）』（青林書院）
- ・平野龍一ほか編『新実例刑事訴訟法I・II・III』（青林書院）

その他、適宜指示する。

5. 成績評価方法

成績評価については、筆記試験（中間・期末）70%、平常点を30%とする。

平常点の評価基準は、出席状況、事前準備、授業における積極的な取り組み状況、即日起案の成績である。

6. 備 考

事前に課題を配付の上、あらかじめ文書での報告を提出する学生を指定する。

授業当日は、学生の中から隨時指名して、口頭での報告を求める。

したがって、すべての学生は、配布された問題文を事前に検討したうえで、口頭報告を求められた場合にはこれに対応できるように、また、討論に積極的に参加できるように、争点整理と対応策の検討をしておくこと。

即日起案は、起案時間60分、講評と検討30分とする。

1. 授業の目標

訴訟の目的は、権利義務又は法律関係を確定して紛争を解決することにあり、この目的を達成するためには、事案に即して重要な争点は何かを見極め、主張立証責任などの基本的なルールをふまえて、証拠により事実を確定していくという作業が必要になる。この講義では、実際の訴訟手続の進行に即して訴訟運営の在り方について理解を深めるとともに、争点整理や事実認定に欠かせない基本的な考え方（要件事実、事実認定の基礎等）を学修することを目的とする。

2. 授業の内容

①② 民事訴訟の基本構造、要件事実論序説

民事訴訟の基本構造について、特に、審判の対象である訴訟物（訴訟上の請求）が実際の民事裁判で持つ意味、要件事実が争点整理などで果たす機能を概観するとともに、要件事実に関する基礎的な知識（主張責任・証明責任とその分配、請求原因・抗弁等の意味など）を再確認する。

③～⑥ 訴え提起から第1回口頭弁論期日まで

訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの手続について、手続に関する基本的事項を確認するとともに、記録教材を用いて裁判官及び訴訟代理人の役割、訴状・答弁書の機能やその記載の在り方について理解を深める。

⑦～⑩ 争点整理手続

弁論準備手続その他の争点整理のための手続について基本的な事項を確認するとともに、争点及び証拠の整理における求釈明の機能（釈明権、釈明義務）、主張や書証（陳述書を含む。）をふまえた争点整理の在り方について理解を深める。記録教材を用いて準備書面等から求釈明事項の検討や争点の分析等を行いながら、要件事実の分析に関する理解を更に深める。

⑪～⑬ 証拠調べ手続及び事実認定

証拠にはどのようなものがあり、その収集方法としてどのような手段があるのか、民事訴訟法が規定している証拠調べの方法はどのようなものか、事実認定の方法論などについて概観した上で、記録教材を用いて事実認定に関する理解を深める。

⑭ 訴訟の終了方法（判決・和解）、まとめ等

前回までの事実認定の検討を前提に、判決の結論、紛争解決方法としての和解の意義、判決の結論の見通しを踏まえた和解のあり方などについて検討する。

⑮ 予備日

なお、講義に先立ち、事前に検討すべき課題を示し、レポートの提出を求めることがある。
また、上記のほか、数回にわたり、要件事実等に関する問題演習（即日起案又はレポート提出の方法による。）も行う予定である。

3. テキスト

事前に配付する記録教材及びレジュメ等を使用する。

4. 参考図書

- 紛争類型別の要件事実（司法研修所編）
- 問題研究要件事実（司法研修所編）
- 民事訴訟第一審手続の解説（司法研修所編）

5. 成績評価方法

平常点（30%）、定期試験（70%）の総合評価とする。

平常点は、授業への出席及びレポートの提出状況、発言及び質問その他の授業への貢献度を考慮する。

6. 備 考

民事実体法・民事手続法のほか要件事実の学修も一通り修了したことを前提に、より生の事件に近い題材を用いて、民事訴訟法実務の基礎を身につけることがこの講義の目標である。レジュメ、課題はあらかじめ配付し、受講生が事前に検討していることを前提に、対話的に講義を進める予定であるが、一般論や基礎的知識の説明部分については、講義形式となることがある。

1. 授業の目標

倒産法AおよびBで学修した破産法／民事再生法の基本構造、主要条文に係わる個別具体的な論点や判例の理解を踏まえ、倒産法の総まとめとして、問題演習によって基本的理解を再度検証し、その精度を高めるとともに、即日起案の方法でアウトプットの即戦力のトレーニングをも視野に入れた“一挙両得”的な役割を実現することが、本講の目指すところといえる。誤解を恐れずにいえば、その目的は、新司法試験／倒産法への対応能力を念頭に置いている。本番の問題に直面したときに、最低限、回答へ繋がる議論の道筋がイメージできる程度の能力は涵養したいし、この授業がその端緒になればと考えている。

2. 授業の内容

【1】シラバス提示課題の検討

【2】シラバス提示課題の検討

【3】即日起案と検討／詐害行為否認の適否とその効果

【4】即日起案／偏頗行為否認の適否とその効果

【5】前回起案の検討／偏頗行為否認の適否とその効果

【6】即日起案と検討／対抗要件否認

【7】シラバス提示課題の検討

【8】即日起案と検討／所有権留保の倒産法上の権利実行の方法

【9】即日起案と検討／ファイナンスリースと倒産

【10】シラバス提示課題の検討

【11】即日起案／倒産保全処分、係属中の訴訟の帰趨

【12】前回起案の検討／倒産保全処分、係属中の訴訟の帰趨

【13】即日起案と検討／多数債務者関係と倒産債権

【14】シラバス提示課題の検討

【15】即日起案と検討／倒産手続開始後の権利取得

※ ただし、上記「授業の内容」は、平成 22 年度の実績であり、本年度も同一であることを保証するものではない。

3. テキスト

i) 伊藤眞・破産法・民事再生法〔第 2 版〕(有斐閣・平成 21)

ii) 青山善充=伊藤眞=松下淳一・倒産判例百選〔第 4 版〕(有斐閣・平成 18)

※ なお、i については、必携ではない。既に他の概説書等を基本書としている場合は、それでよい。

4. 参考図書

1. 倒産法制全体を概観するもの

i) 山本和彦・倒産処理法入門〔第 3 版〕(有斐閣・平成 20)

2. 概説書

ii) 山本和彦=中西正=笠井正俊=沖野眞巳=水元宏典・倒産法概説〔第 2 版〕(弘文堂・平成 22)

iii) 中島弘雅・体系倒産法 I ／破産・特別清算(中央経済社・平成 19)

3. 演習書

iv) 山本和彦編・倒産法演習ノート(弘文堂・平成 21)

v) 三木浩一=山本和彦編・ロースクール倒産法〔第 2 版〕(有斐閣・平成 20)

vi) 小林秀之=齋藤善人・新論点講義 破産法(弘文堂・平成 19)

4. 論点ごとの解説／論文をまとめたもの

- vii) 櫻井孝一=加藤哲夫=西口元編・倒産処理法制の理論と実務（経済法令研究会・平成 18）
- viii) 山本克己=山本和彦=瀬戸英雄編・新破産法の理論と実務（判例タイムズ社・平成 20）

5. 逐条的解説書／コメントタール

- ix) 竹下守夫編集代表・大コメントタール破産法（青林書院・平成 19）
- x) 伊藤眞=岡正晶=田原睦夫ほか・条解破産法（弘文堂・平成 22）
- x i) 園尾隆司=小林秀之編・条解民事再生法〔第 2 版〕（弘文堂・平成 19）

6. 判例補助教材

- x ii) 瀬戸英雄=山本和彦編・倒産判例インデックス〔第 2 版〕（商事法務・平成 22）
- x iii) 竹内康二=加藤哲夫・倒産判例ガイド〔第 2 版〕（有斐閣・平成 11）

5. 成績評価方法

1. 期末試験（40 点）、即日起案（50 点）および平素の授業におけるプロセス評価（10 点）の総合評価による。

2. 期末試験 1) 出題形式 ①事例問題 大問 1（小問 2～5 より成る）

②六法（判例付のものは除く）のみ参照可

2) 試験時間 90 分を予定

3) 採点基準 ①簡素化された事例を基に、各小問で提示された問い合わせて、論理的に整合し、筋道立てた思考がなされているか。

②条文や判例などの正確な把握・分析を前提に、考察がされているか。

③論述にあたって、整序された形で、スムースな論理が展開されているか。

3. 即日起案 1) 授業において、即日起案を複数回（5 回以上）実施する。

2) 授業で起案した回答を回収し、10 点満点にて採点。

3) 各受講生につき、高得点上位 5 通の起案の合計点でもって、即日起案 50 点分の評価とする。

4. プロセス評価 1) 積極的かつ主体的な授業への寄与度を評価する。

2) 評価項目の例示 ①授業の場での発言頻度

②設問に対する回答内容

③他者の回答に対する疑問点の指摘や批判的検討

④議論を総括する形での整理…など

6. 備 考

来たる5月の新司法試験／倒産法に直接援用可能な授業でありたい。参加者各位も、その意識をもって、学修姿勢を堅持されたい。

1. 授業の目標

所得税法と法人税法の判例を検討する。これらを通じて、租税法についての基礎的法知識を修得するとともに、それらの知識を体系的に位置づけ、具体的な紛争に適用して一定の法的結論を導くことができる基礎能力を涵養する。

2. 授業の内容

この授業では、テキストに取り上げられている判例をできるだけ多く検討したい。

主な項目は

- ①租税法律主義
- ②租税公平主義
- ③租税法の解釈から各判例
- ④所得税法の項目に取り上げられている判例を中心に検討する
- ⑤法人税に掲載されている判例のうち重要なものを中心に取り上げる

租税判例をできるだけ多く検討し、税法的発想になれ、租税法の具体的設問などに幅広く対応できる能力を養いたい。

3. テキスト

- ・水野忠恒他編『租税判例百選（第4版）』有斐閣
- ・三木義一・中村芳昭編『演習ノート』法学書院

4. 参考図書

- ・金子 宏『租税法（第13版）』（弘文堂）
- ・三木義一『よくわかる税法入門（第4版）』（有斐閣）
- ・三木義一『新税理士春香の事件簿』清文社

5. 成績評価方法

定期試験（80%）、課題レポート（10%）、質疑討論（10%）

6. 備 考

テキストの充分な予習を要する。

契約実務

3年次／後期

2単位

専・演

未定

※後期履修登録前迄にお知らせします。

3年 集中

3年 集中
講義

1. 授業の目標

本講義では、環境法の基本的な法制度や法理論、主要判例などについて学んでもらう。

環境問題に対しては、かねてより、それに対応するための政策の整備が進められており、そこでは、さまざまな法的手法を用いることによって、政策上の目標の実現が試みられている。このような環境政策の実現過程においては、国における各種の立法措置が果たす役割の重要性もあるが、自治体による先導的取組みと、裁判を通じた権利救済とが、大きく貢献していることも看過することはできない。こうして形成されてきたのが「環境法」である。

ところで、今日の環境問題においては、その領域が広がりを増すとともに複雑化しており、それに伴って環境問題に対する法的対応の在り方も著しい展開を遂げている。従って、本講義では、環境法の概要を公法・私法の分野から概略的に説明していく。

2. 授業の内容

授業の内容は以下の項目について取り扱う予定であるが、受講者の人数次第では、講義内容・講義形式を若干修正し、演習的な要素を適宜採り入れた双方的な授業を試みたいと考えている。

【授業の項目】

- (1) 環境法と「環境法学」
- (2) 環境政策と環境法の展開
- (3) 環境法の基本的しくみ
- (4) 我が国の環境法・環境権の歴史
- (5) 環境権の考え方～大阪空港騒音公害訴訟～
- (6) 環境権と公共～名古屋新幹線公害訴訟、阪神国道騒音訴訟～
- (7) 環境法と自然環境・地球環境保護～アマミノクロウサギ訴訟～
- (8) 4大公害訴訟（1）
- (9) 4大公害訴訟（2）
- (10) 水俣病第一次訴訟
- (11) 水俣病第三次訴訟
- (12) 水俣病関西訴訟
- (13) 騒音公害訴訟と国賠・差止訴訟
- (14) 薬品・食品公害環境訴訟と行政権の不行使の不作為責任
- (15) 嫌忌施設の建設と公害・環境訴訟

3. テキスト

教科書は指定しないが、配布する資料に基づいて講義を進める。

4. 参考図書

淡路剛久ほか編・環境法（有斐閣）
大塚直・環境法（有斐閣）
淡路剛久ほか編・環境法判例百選（有斐閣）
日本弁護士連合会編・ケースメソッド環境法（日本評論社）
等

5. 成績評価方法

筆記試験（70点）と課題レポート・授業での積極性等（平常点）（30点）の合計で判断する。

6. 備 考

1. 授業の目標

刑事処遇論では、刑事司法手続の各段階において、被疑者、被告人、有罪確定者さらには被害者等がいかなる法的地位にあるか、また、彼らの人権保障と刑事政策がいかなる緊張関係にあるかを検討し、るべき解決あるいは調和の方向を主体的に修得できるよう、刑事政策に関する基礎的、応用的能力を養うことを目的とする。

2. 授業の内容

刑事処遇について、最広義で用いられる司法的処遇の射程をダイバージョン概念を中心に検討し、警察での捜査段階における微罪処分から更生保護までの刑事司法の全過程を加害者側、被害者側、社会の側の三者の視点から学習する。

中心になるのは、量刑、未決拘禁、行刑、更生保護、被害者援護の領域であるが、いずれにおいても適正手続の在り方をめぐる法的諸問題と刑事政策への市民参加の意義が問われることになる。

第1回 最近の犯罪状況と刑事政策の動向

犯罪は本当に激増、凶悪化しているのかを犯罪統計、犯罪対策、犯罪統制機関の活動等を中心に検証する。

以下の文献を参考に犯罪統計、犯罪統制機関の活動、国民の犯罪不安感、犯罪報道、国の犯罪対策等について学修しておくこと。

①浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』(特に第1章) 光文社新書 (2006)

第2回 司法的処遇をめぐる法的諸問題

司法的処遇の意義を明らかにし学習の目的と射程を明確にする。ダイバージョンの基礎理論としてラベリング論や刑事拘禁の弊害除去という観点を学んだ後、微罪処分、起訴猶予、勾留と保釈、被拘禁者の法的地位と処遇、量刑と責任主義、量刑と被害者などをめぐる法的諸問題を検討する。以下の文献等で刑事手続とダイバージョン、量刑について予習しておくこと。①吉岡一男『ラベリング論の諸相と犯罪学の課題』(成文堂) ②同『刑事学』(青林書院) ③同『刑事政策の基本問題』(成文堂) ④刑事立法研究会『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』現代人文社 (2005) ⑤土井政和「未決被勾留者への社会的援助」季刊刑事弁護 9号 (1997) ⑥同「一貫した社会的援助」刑政 108卷 4号 (1997) ⑦同「犯罪論・刑罰論と量刑」季刊刑事弁護 30号 (2002)

第3回 刑罰論と刑罰の種類

刑罰の基礎理論及び死刑、自由刑、財産刑についての運用状況と理論的、政策的課題について検討する。教科書等で刑罰論について学修をしておくこと。また、土井政和「社会的援助としての行刑(序説)」法政研究 51卷 1号 (1984) を読んでおくこと。

第4回 過剰収容と日本型行刑

現在の刑務所は過剰収容状況にあるが、それが行刑制度にいかなる影響を与えているのか、過剰収容の抑制策はあるのか、行刑制度の改革はいかにあるべきかを検討する。また、広い裁量権限をもつ刑務所長と担当制を中心とする日本型行刑が受刑者の人権保障といかなる関係をもっているのか、さらには保安および処遇といかなる関係を持っているのかを検討する。①土井政和「矯正の現状と課題」刑法雑誌 45卷 3号 (2006) ②浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』(特に第4章) 光文社新書 (2006) ③浜井浩一「過剰収容の本当の意味」矯正講座 23号 (2002) ④大芝靖郎「堀の中の日本—行刑の体制と風土」犯罪と非行 18号 (1973) ⑤土井政和「国際化の中の『日本型行刑』」刑法雑誌 37卷 1号 (1997) ⑥同「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義 56卷 9号 (2005) ⑦同「『21世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社 (2005) ⑧浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社 (2006)

第5回 犯罪行為者の処遇と法的地位

自由刑の歴史的起源、自由刑の純化論を学んだのち、拘禁関係を特別権力関係論と把握するか

つての見解、これを憲法の基本的人権の観点から修正した「修正された特別権力関係論」、さらにはそれをも批判して、刑事司法全体を「デュー・プロセス関係論」として把握する見解を検討しながら、受刑者の法的地位の考察方法を学ぶ。

次の判決を読んでおくこと。①大阪地裁昭和 33 年 8 月 20 日判決（判例時報 159・6）②最高裁大法廷昭和 58・6・22 判決（判例時報 1082・3）。次の文献を読んでおくこと。①福田雅章「受刑者の法的地位」澤登俊雄ほか編著『新刑事政策』日本評論社(1993)②土井政和「受刑者の権利保障」菊田幸一編『社会の中の犯罪と刑事司法』日本評論社(2006)所収③同「『21世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2005)④同「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義 56 卷 9 号(2005)

第 6 回 受刑者の外部交通

受刑者の外部交通について、判例、立法案及び新刑事被収容者処遇法を検討する。とりわけ、外部交通の理論的基礎、権利制限の根拠及び程度、外部交通の現状と今後の課題について検討する。次の判例を読んでおくこと。①14歳未満の者との面会に関する判決（最高裁三小平成 3 年 7 月 9 日判決、民集 45 卷 6 号 1049 頁）②弁護人との接見に関して国際人権規約を直接適用した判決：徳島地裁平 8.3.15(判例時報 1597/115)、高松高判平 9.11.25(判例時報 1653/117)、最一小判平 12.9.7(判例時報 1728.17)③親族以外の者との文通に関する判決（最高裁一小法廷平成 18 年 3 月 23 日判決）

第 7 回 受刑者の社会復帰のための処遇

処遇の基礎理論として処遇概念、自由刑純化論と社会的援助の理論について学習した後、受刑者処遇の基本原則（主体性の尊重と個別的処遇等）、刑事被収容者処遇法の矯正処遇に関する規定、とりわけ作業及び指導の現状と今後の課題について検討する。

土井政和「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』（日本評論社、2007）所収を読んでおくこと。

第 8 回 懲罰及び不服申立

懲罰制度と受刑者の不服申立制度について検討する。その後、監獄法改正後の運用状況と問題点を明らかにし、今後の課題について検討する。

次の文献を読んでおくこと。

①土井政和「刑事被収容者処遇法運用上の諸問題」（前野育三先生古稀記念論文集『刑事政策の体系』法律文化社(2008) 所収)②菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』日本評論社(2006)

第 9 回 刑務所の透明性の確保について

刑務所の透明性の確保の意義について述べ、イギリスの制度を検討したのち、刑事被収容者処遇法で導入された刑事施設視察委員会の活動状況を概観し、その制度の刑務所改革にとっての意義について検討する。

次の文献を読んでおくこと。①村井敏邦「監獄事情改良と『市民性』－N G O の役割－」海渡雄一編『監獄と人権』(1995) 所収②土井政和「イギリスにおける刑務所の透明性の確保について」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No. 1 (2004) ③同「刑事被収容者処遇法運用上の諸問題」（前野育三先生古稀記念論文集『刑事政策の体系』法律文化社(2008) 所収）。

第 10 回 受刑者の仮釈放と適正手続

仮釈放の意義と手続、受刑者の仮釈放申請権の理論的根拠を検討したのち、仮釈放不相当判断に対する不服申立てを題材にして仮釈放における適正手続の在り方について議論する。また、仮釈放制度に対する残刑期間主義と考試期間主義の対立とその背景及びその妥当性について検討する。以下の文献を読んでおくこと。①土井政和「仮釈放と適正手続－受刑者の仮釈放申請権と不服申立てを中心にして」犯罪と非行 108 号(1996) ②武内謙治「仮釈放制度の『法律化』と『社会化』」刑事立法研究会『21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社(2003) 所収 ③齊藤司「仮釈放の現状と課題」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2004) 所収④松本勝「被害者感情調査と仮釈放審理について」矯正講座 25 号(2004) ⑤太田達也「仮釈放と保護観察期間—残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討」研修 705 号(2007) ⑥同「必要的仮釈放制度に対する批判的検討」法学研究 80 卷 10 号(2007 慶應大学)

第 11 回 更生保護法について

更生保護法の立法経緯をたどった後、更生保護法の基本的性格、内容、問題点などを検討し、るべき更生保護法とは何かを探る。執行猶予及び仮釈放取消手続とその問題点について検討する。更生保護のあり方を考える有識者会議報告書「更生保護制度改革の提言」(2006年6月27日)を読んでおくこと。

第 12 回 社会内刑罰

社会奉仕命令及び電子監視を保護観察の遵守事項あるいは新しい刑罰として科する国際的動向を見た後、過剰収容下においてそれらを日本に導入する議論を検討する。

以下の文献を読んでおくこと。①甘利航司「電子監視と社会奉仕命令」刑事立法研究会『更生保護制度改革のゆくえ』(現代人文社、2007) ②藤本哲也「社会内処遇から社会内制裁へ」『刑事法学の現代的展開(下)・八木国之先生古稀祝賀論文集』(1992)③瀬川晃「犯罪者の電子監視の現状と展望」犯罪と非行 81号(1989)④同「社会内処遇の過去と未来」犯罪と非行 100号(1994)

第 13 回 触法精神障害者の処遇 刑法における責任能力判断の構造と問題点、措置入院制度と医療刑務所の在り方などについて検討した後、心神喪失者医療観察法を分析し、触法精神障害者の処遇の在り方について考える。DVD「北九州医療刑務所」を視聴する。以下の文献等を参考に心神喪失者の諸問題について考えておくこと。①町野朔『精神医療と心神喪失者等医療観察法』ジュリスト増刊(2004) ②日弁連『Q&A 心神喪失者等医療観察法解説』三省堂(2005) ③石塚伸一『社会的法治国家と刑事立法政策』(信山社) ④加藤久雄『人格障害犯罪者と社会治療』(成文堂)

第 14 回 修復的司法

現在国際的に注目され、実施されているリストラティブ・ジャスティスを刑事司法と比較し、また、実施上の問題点を把握したのち、わが国における導入可能性について検討する。特に、少年司法、行刑、更生保護の領域での実現可能性と限界を法的、政策的に検討する。ビデオ「少年が被害者と向き合うとき」を視聴し、修復的司法のあり方について議論する。

以下の文献等により、修復的司法について考えておくこと。①アミティを学ぶ会『アミティ脱暴力への挑戦』日本評論社②藤岡淳子編著『被害者と加害者の対話による回復を求めて』誠信書房(2005)③ハワード・ゼア『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』新泉社(2003)④コンセディーン・前野ほか訳『修復的司法—現代的課題と実践』関西学院大学出版会(2001)

第 15 回 犯罪被害者の支援

被害者学の中での被害者の位置づけの変遷、被害者概念の拡大と拡散(過去の被害者と将来の被害者)、被害者支援政策の拡充などを踏まえ、刑事司法の中での被害者の法的地位について学び、更に、犯罪被害者給付金支給法制度、被害者相談センターの活動、精神的ケアの必要性などについて検討する。

以下の文献等を参考に、被害者問題について考えておくこと。①内閣府犯罪被害者等施策推進室「犯罪被害者等基本計画案」(2005)②西日本新聞社会部『犯罪被害者の人権を考える』西日本新聞社(1999) ③高橋則夫『刑法における損害回復の思想』(成文堂) ④日弁連『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』明石書店(2004)

3. テキスト

*澤登俊雄ほか『新・刑事政策』日本評論社(1993)

4. 参考図書

*刑事立法研究会『21世紀の刑事施設：グローバル・スタンダードと市民参加』

日本評論社(2003)

*刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2005)

*刑事立法研究会『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』現代人文社(2005)

*刑事立法研究会『更生保護改革のゆくえ』現代人文社(2007)

*浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社(2006)

*浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』光文社新書(2006)

5. 成績評価方法

レポート (80%), 質疑討論点 (20 点) の総合評価とする。

質疑応答点は、授業中の質疑応答を中心として評価する。

6. 備 考

(授業の進め方)

①予習を前提とし質疑を取り入れながら講義を行う。

②視聴覚教材（ビデオ等）もできる限り利用する。

1. 授業の目標

基本的に、この授業は、民事訴訟法の応用的な問題演習として、民事訴訟に関する実践的な具体的な事例を素材として、理論と実務に強い法曹を育てるための授業と位置づけたい。

展開・先端科目としての民事救済法では、民事訴訟過程を民事救済過程と位置づけ、裁判外紛争処理（ADR）、民事執行・民事保全法上の問題をも含めて、民事訴訟法上の現代的な諸問題、すなわち紛争処理事例を、数多く理解することを目的とする。

そして、議論を通じて、説得的な法的思考に慣れ、磨くことを目指したい。

近時、民事訴訟法上、重要な最高裁判例が数多く出されており、また、民事訴訟理論も、飛躍的かつ多様な展開を遂げている。そのような状況の中で、その議論の全体像について、対話型の授業を通じて、できるだけ分かりやすい授業を目指したい。

この学修で目指すべき法曹像は、法的救済を創案できる基礎的な能力を有し、民事訴訟にも、執行・保全手続にも、そして、訴訟外紛争処理手続（裁判外紛争処理手続）にも強く、「他者配慮」に秀でた法曹像である。

（ただし、授業内容は、民事訴訟法が中心となる。）

2. 授業の内容

*夏休み中に実施します。

民事救済法では、まず、参加学生が、一般的に、民事訴訟過程の全体像を理解し、かつその周辺領域の民事紛争処理手続を理解することから始めたい。

その後、個別の論題について、議論を通じて、その理解を深めていきたい。

そして、この授業の総括として、現代の民事訴訟過程における課題を展望したい。（なお、現在具体化されつつある「司法制度改革」の議論についても、適宜言及していきたい。）

設例の解説を通じて、「実践」に強い学生の養成も考えており、密度の濃い集中講義になればと思っています。

なお、単位無しの聴講も歓迎です。

授業計画の概要は、以下の通りです。

①民事手続法の基礎

まず、民事紛争処理の世界全体について、それらのもつ意義と課題について学修し、諸手続の特徴と課題について、情報を共有する。

（教材）

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』序章、第1章

・サンプル問題（後日準備）の解説もします。

②民事紛争解決と民事救済

民事紛争解決の意義と民事救済のあり方について学ぶ。また、民事訴訟とADRとの相互関係・相互連携、および、民事訴訟の中のADR等についても概観する。

（教材）

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』第2章、第3章

・サンプル問題（後日準備）の解説もします。

③～⑨民事訴訟と民事救済 1～7

通常の民事訴訟における救済過程の基本的なあり方について、様々な論点を中心として、その理解を深める。

（教材）

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』第4章から第10章

・サンプル問題（後日準備）の解説もします。

ここでは、1年次に履修した民事訴訟法で、その時間的な制約から必ずしも十分に掘り下げられなかつた緒論点について、本授業の基本的な視角から、理解を深める。そのために、民事訴訟法の担当教員とあらかじめ意

思疎通を図り、その意向をも尊重して、個別論点の選択を行う。

⑩～⑯民事訴訟とその将来展望 8～10,

前回までできなかった論点について、さらに理解を深める。

(教材)

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』第11章から終章

・サンプル問題（後日準備）の解説もします。

3. テキスト

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』(弘文堂、2005年)

設例集を準備します。

(参考図書) 川嶋四郎『民事救済過程の展望的指針』(弘文堂、2006年)

4. 成績評価方法

定期試験(70%)、出席質疑討論点(30点)の総合評価とする。質疑応答点は、授業中に
おける貢献度を中心として評価する。

5. 備 考

(授業の進め方)

各回に指定された教科書および参考資料の予習を前提として、対話型の授業を行う。

ただし、基本的な事項については、私が予め説明を行う。

(その他)

なお、質問は、適宜授業中に受け付ける。ただし、質問と回答の内容は、共有化するために、
直近の授業で紹介する。

なお、単位無しの「聴講」も歓迎です(ただし、本シラバスに従って下さい)。

2011 SYLLABUS 授業内容一覧

平成23年3月27日

編集・発行 鹿児島大学法科大学院

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

TEL 099-285-7504 (大学院係)
